職業分類表

A 専門的·技術的職業

高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するものおよび医療・法律・教育・宗教・芸術・その他の専門的性質の業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他の専門的分野の訓練、またはこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

01 科学研究者

研究所・試験場・研究室などの研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的または応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したかまたはこれと同程度以上の 専門的知識を必要とする。

× 大学付置研究所などの研究者のうち、講義のかたわら研究的業務に従事するものを除く。

[15 教育の職業]

011 自然科学系研究者

研究所・試験場・研究室などにおいて、理学・工学・農学・医学などの自然科学に関する専門的・科学的な試験・研究の業務にもっぱら従事するものをいう。

- × 専門的·科学的な知識と手段を生産に応用する業務に従事するものを除く。[02~07]
 - 011-10 理学研究者
 - 11 数学研究者
 - 12 物理学研究者
 - 13 化学研究者
 - 14 生物学研究者
 - 011-20 工学研究者
 - 21 土木·建築工学研究者
 - 22 機械工学研究者
 - 23 材料工学研究者
 - 24 電気:電子工学研究者
 - 25 情報工学研究者
 - 26 生命工学研究者
 - 011-30 農·林·水産学研究者
 - 31 農学研究者
 - 32 林学研究者
 - 33 獣医学·畜産学研究者
 - 34 水産学研究者
 - 011-40 医学研究者
 - 41 生理学研究者
 - 42 病理学研究者
 - 43 薬学研究者
 - 44 歯学研究者
 - 011-99 他に分類されない自然科学系研究者
- × 農業技術者[021-XX]、機械技術者[031-XX]、化学技術者[042-XX]、自然科学系大学教授[156-12]

012 人文·社会科学系研究者

研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経 営学などの人文・社会科学に関する専門的・科学的な調査・研究の業務にもっぱら従事するものをいう。

012-10 人文科学研究者

- 11 哲学研究者
- 12 史学研究者
- 13 文学研究者
- 14 美術研究者
- 15 心理学研究者
- 16 教育学研究者
- 012-20 社会科学研究者
 - 21 社会学研究者
 - 22 法学·政治学研究者
 - 23 経済学研究者
 - 24 商学·経営学研究者
- × 人文科学系大学教授[156-12]、社会科学系大学教授[156-12]

02 農林水産業・食品技術者

農林水産業・食品工業において科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、生産における企画・管理・監督・研究などの科学的・技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

- × (1)生産における情報処理・能率管理・品質管理の仕事にもっぱら従事するものを除く。
 - 〔06情報処理技術者、07その他の技術者〕
 - (2)試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の業務に従事するものを除く。[01 科学研究者]

021 農業技術者

作物(稲·麦·雑穀·豆類·いも類·野菜·園芸作物·工芸作物)の栽培·土壌·肥料·病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布、農作物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な業務に従事するものをいう。

- × 飼料作物の栽培に関する技術的な業務に従事するものを除く。[022,029]
 - 021-10 農業技術員
 - 11 種苗育成技術員
 - 12 土壤改良技術員
 - 13 病虫害防除技術員
 - 021-20 農業経営指導員
 - 021-30 農作物検査員
- × 飼料技術員[022-14]、栽桑技術員[029-11]、農業土木技術者[052-99]

022 畜産技術者

家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼育・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 022-10 畜産技術員
 - 11 種付技術員
 - 12 ふ化技術員
 - 13 肥育技術員
 - 14 飼料技術員
 - 15 ふん尿処理技術員
- 022-20 養蜂技術員
- 022-30 畜産検査技術員
 - 31 ひな鑑別員
- × 獣医師[083-10]、養蜂作業者[432-60]

023 林業技術者

山林用種苗の育成・生産、苗木の植栽、林木の保育・保護、林産物の生産・利用に関する企画・指導・管理・ 検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 023-10 林業技術員
 - 11 森林病害虫防除技術員
- 023-20 林業検査技術員
- × 治山·治水技術者[052-XX]

024 水産技術者

水産動植物の採捕・養殖に関する企画・指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 024-10 水産技術員
 - 11 養殖技術員
 - 12 漁労技術員
- 024-20 水産物検査技術員
- 024-30 水產資源保護指導員
- × 水産試験場研究員[011-34]、水産食品製造技術者[025-10]

025 食品技術者

各種の飲食料品の製造に関する企画・指導・検査・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 025-10 食品製造技術者
 - 11 かん詰製造技術者
 - 12 食品冷凍技術者
- 025-20 醸造技術者
- 025-99 他に分類されない食品技術者
- × 食品衛生監視員[119-33]

029 その他の農林水産業・食品技術者

桑の栽培、養蚕に関する企画·指導·管理·検査·技術の改良普及など 021~025 に含まれない農林水産業・食品製造の技術的な業務に従事するものをいう。

- 029-10 養蚕技術者
 - 11 栽桑技術員
 - 12 養蚕技術員
 - 13 蚕業検査技術員
- 029-99 他に分類されない農林水産業・食品技術者
- × 製糸技術者[049-21]

03 機械·電気技術者

機械、電気の分野において科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、生産における企画・管理・監督・研究などの科学的・技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

- × (1)生産における情報処理·能率管理·品質管理の仕事にもっぱら従事するものを除く。
 - [06 情報処理技術者、07 その他の技術者]
 - (2)試験場·研究所などの試験·研究施設で、自然科学に関する専門的·科学的知識を必要とする研究の業務に従事するものを除く。[01 科学研究者]

031 機械技術者

各種機械器具(航空機・船舶・電気機器・電気通信機器を除く)・機械設備などに関する企画・設計・開発・製造・検査・試験・据付け・改造・修理などの技術的な業務に従事するものをいう。

航空機・船舶の原動機・計器の製造に関する技術的な業務に従事するものを含む。

- 031-10 一般機械技術者
 - 11 原動機技術者
 - 12 工作機械技術者
- 031-20 自動車技術者
- 031-30 精密機械技術者
- 031-40 プラント技術者
- × 航空機技術者[032-10]、造船技術者[033-10]、電気機械技術者[034-XX]、機械デザイナー[184-20]

032 航空機技術者

航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な業務に 従事するものをいう。

× 航空機の原動機·計器の製造·修理に関する技術的な業務に従事するものを除く。[031]

032-10 航空機技術者

× 航空機エンジン技術者[031-11]、航空機計器技術者[031-30]、航空機整備工[593-40]

033 造船技術者

船舶の設計・建造・改造・ぎ装・修理・検査に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 舶用機関·計器の製造·修理に関する技術的な業務に従事するものを除く。[031]

033-10 造船技術者

× 舶用機関技術者[031-11]、船大工[665-10]

034 電気技術者

電気機器・電子応用装置などの電気機械器具(通信機器を除く)の設計・検査・維持管理、製作・保守・修理に関する技術的統制・指導・作業管理、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計・維持管理、施設工事の施工管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 電気通信に関する技術的な業務に従事するものを除く。[035]

034-10 強電技術者

034-20 弱電技術者

- 21 電子機器技術者
- 22 半導体技術者
- 034-30 電気装置技術者
 - 31 発送電装置技術者
- 034-99 他に分類されない電気技術者
- × 電気通信技術者[035-10]、電気精錬技術者[041-11]、電気化学技術者(アルミナ製造)[042-20]、 システムエンジニア[061-10]、電気機械器具保守員[589-60]

035 電気通信技術者

電気通信機器の設計・検査・維持管理、製作・保守・修理に関する技術的統制・指導・作業管理、無線・有線の電気通信施設の計画・設計・維持管理、施設工事の施工管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

< 電気通信施設の通信·技術操作、電波の監視·規制の業務に従事するものを除く。[501,502,509]

035-10 電気通信技術者

× 無線通信士[501-10]、無線技術士[501-20]、有線放送技術員[502-21]、航空管制官[509-10]

036 原子力技術者

原子炉·放射線加速器などの原子力エネルギー発生装置·放射線発生装置·放射線計測器の設計·製造・運転操作、核燃料·アイソトープなどの製造·取扱、およびこれらに伴う放射線の管理·防護などに関する技術的な業務に従事するものをいう。

- 036-10 放射性物質製造技術者
- 036-20 原子炉技術者
- 036-30 放射線利用機器技術者
- 036-40 放射線安全管理技術者
- 036-99 他に分類されない原子力技術者
- × X線装置製造技術者[034-21]、診療放射線技師[101-10]

039 その他の機械・電気技術者

031~036に含まれないその他の機械・電気に関する技術的な業務に従事するものをいう。

039-10 その他の機械・電気技術者

04 鉱工業技術者(機械・電気技術者を除く)

鉱工業(機械・電気を除く)において科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、生産における企画・管理・ 監督・研究などの科学的・技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

- × (1)生産における情報処理·能率管理·品質管理の仕事にもっぱら従事するものを除く。
 - 〔06情報処理技術者.07その他の技術者〕
 - (2)試験場·研究所などの試験·研究施設で、自然科学に関する専門的·科学的知識を必要とする研究の業務に従事するものを除く。[01 科学研究者]

041 金属製錬·材料技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・穀造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

- × 非金属の精錬に関する業務に従事するものを除く。[042]
 - 041-10 金属製錬技術者
 - 11 電気精錬技術者
 - 041-20 鋳造技術者
 - 041-30 鍛造技術者
 - 041-40 圧延技術者
 - 041-50 合金技術者
 - 041-99 他に分類されない金属製錬・材料技術者
- × 非金属精錬技術者[042-20]

042 化学技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品(食用製品を除く)・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム・プラスチック・化学繊維などの製造に関する工程の設計・開発・管理、試料の分析・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- × 食品·ファインセラミックスの製造の技術的な業務に従事するものを除く。[025,043]
 - 042-10 有機化学技術者(高分子化学を除く)
 - 042-20 無機化学技術者(高分子化学を除く)
 - 042-30 高分子化学技術者
 - 042-40 バイオケミカル技術者
 - 042-50 分析化学技術者
- × 食品化学技術者[025-XX]、化学工業用セラミックス技術者[043-20]、染色技術者[049-25]、 製薬技術者(薬剤師)[084-10]、薬事監視員[119-32]

043 窯業技術者

陶磁器(ファインセラミックスを含む)・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品、研磨材などの製造に関する企画・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 043-10 普通陶磁器技術者
- 043-20 ファインセラミックス製造技術者
- 043-30 ガラス技術者
- 043-99 他に分類されない窯業技術者

X

049 その他の鉱工業技術者

鉱山などにおける探鉱・開発・採掘・採取・選鉱・保安、製糸・紡績・織布、繊維製品の漂白・染色など 041~043 に含まれない鉱工業の技術的な業務に従事するものをいう。

- 049-10 鉱山技術者
 - 11 探鉱技術者
 - 12 採鉱技術者
 - 13 鉱山保安技術者
- 049-20 製糸 ·紡織技術者
 - 21 製糸技術者
 - 22 紡績技術者
 - 23 織布技術者
 - 24 ニット技術者
 - 25 染色技術者
- 049-99 他に分類されない鉱工業技術者

[×] 化学繊維製造技術者[042-30]、試すい(錐)工[755-20]

05 建築·土木·測量技術者

建築・土木・測量の分野において科学的・専門的知識と手段を応用し、計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

× 試験所·研究所などの試験·研究施設で、自然科学に関する専門的·科学的知識を必要とする研究の業務に従事するものを除く。[01 科学研究者]

051 建築技術者

住宅その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・施工管理などの技術的な業務に 従事するものをいう。

- × 土地台帳·家屋台帳の登録について、土地·家屋に関する調査·測量·申請手続などの業務に従事する ものを除く。[205]
 - 051-10 建築技術者
 - 11 建築設計技術者
 - 12 工事監理技術者
- × 土地家屋調査士[205-20]、建築大工[771-10]

052 土木技術者

道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港などの土木施設の建設・改修・維持、宅地・農地・水路などの改良・造成、都市計画・水力開発・災害復旧などに関する計画・設計・工事監理・指導・施工管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

付随的に測量作業に従事するものを含む。

- × 土地·水路などの測量に関する計画·実施などの技術的な業務に従事するものを除く。[053]
 - 052-10 道路技術者
 - 052-20 橋りょう技術者
 - 052-30 ずい道技術者
 - 052-40 河川技術者
 - 052-99 他に分類されない土木技術者
- × 測量士[053-10]

053 測量技術者

土地・水路などの測量に関する計画、機械の調節、作業の実施・指揮、結果の取りまとめなどの技術的な業務に従事するものをいう。

- 053-10 測量士
 - 11 航空写真測量技術者
 - 12 水路測量技術者
- 053-98 測量士補
- × 測量作業員[779-30]

06 情報処理技術者

電子計算機を用いて情報の整理・加工・蓄積・検索などを行うため、情報処理技術に関する専門的知識と 手段を応用し、システムの分析・設計、プログラムの設計・作成などの科学的・技術的な業務に従事するも のをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

× 試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の業務に従事するものを除く。〔01 科学研究者〕

061 システムエンジニア

電子計算機による情報の整理·加工·蓄積·検索などのため、業務システムの分析、プログラムの基本設計などの技術的な業務に従事するものをいう。

061-10 システムエンジニア 11 システムアナリスト

× カスタマーエンジニア(電子計算機)[034-21]、電子計算機オペレーター[313-10]

062 プログラマー

プログラムの基本設計書に基づいて、プログラムの作成およびコンピュータ処理に必要な操作手引書 の作成などの技術的な業務に従事するものをいう。

062-10 プログラマー

× キーパンチャー[312-10]

07 その他の技術者

02~06 に含まれない科学的・技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

× 試験場·研究所などの試験·研究施設で、自然科学に関する専門的·科学的知識を必要とする研究の業務に従事するものを除く。[01 科学研究者]

071 その他の技術者

生産・工事における能率管理・品質管理など $021\sim062$ に含まれないその他の技術的な業務に従事するものをいう。

- 071-10 生産工学技術者
 - 11 生産·事務組織管理技術者
 - 12 品質管理技術者
- 071-20 労働安全衛生技術者
- 071-30 環境衛生技術者
- 071-99 他に分類されないその他の技術者

Χ

08 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有し、診断・治療・調剤など医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

× 医学的·獣医学的·薬学的な知識に基づいて、試験·研究の業務にもっぱら従事するものを除く。 〔01 科学研究者〕

081 医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、 医学的きょう(矯)正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専 門的・技術的な業務に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長を含む。

× (1)医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものを除く。[042] (2)大学の教授・助教授または講師であって、大学付属の病院などで診断・治療などの業務に従事するものを除く。[156]

081-10 医師

× 医薬品製造技師[042-10]、医療監視員[119-31]、医科大学教授[156-12]

082 歯科医師

歯科医師の免許を有し、歯・その周囲組織または口くうに生ずる疾患についての診断・治療・予防指導などの専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長を含む。

× 大学の教授・助教授または講師であって、大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの業務 に従事するものを除く。[156]

082-10 歯科医師

× 歯科衛生士[104-10]、歯科技工士[105-10]、歯科大学教授[156-12]

083 獣医師

獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物の診療・保健衛生指導、動物・畜産物の防疫、と畜検査などの専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する家畜診療所長を含む。

083-10 獣医師

× 獣医科大学教授[156-12]

084 薬剤師

薬剤師の免許を有し、医薬品の調剤・服薬指導・管理などの専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

薬剤師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものを含む。

× 各種薬品に関する薬学的な試験·検定·研究にもっぱら従事するものを除く。[011]

084-10 薬剤師

× 薬学研究者[011-43]、薬事監視員[119-32]、薬局店主(薬剤師でないもの)[321-10]

09 保健師、助産師、看護師

保健師・助産師・看護師の免許を有し、保健指導、助産、傷病者に対する療養上の世話などの専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

× 看護業務に従事する自衛官を除く。〔40自衛官〕

091 保健師

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及啓発、疾病予防の指導、 傷病者の療養指導、その他日常生活上必要な保健指導の業務に従事するものをいう。

091-10 保健師

× 衛生管理者(医師でないもの)[119-99]、養護学校教員[157-20]

092 助産師

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導などの業務に従事するものをいう。

092-10 助産師

X

093 看護師·准看護師

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話、診療の補助業務に従事するもの、 准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて傷病者・じょく婦に対する療養上の世話、 診療の補助業務に従事するものをいう。

093-10 看護師 093-20 准看護師

× 看護補助者[119-40]

10 医療技術者

診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・歯科技工士などの免許を有し、医師または歯科医師の指示・指導のもとに、放射線の人体照射、微生物学的検査、理学療法、歯科技工業務などの医療技術に関する業務に従事するものをいう。

101 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師または歯科医師の指示のもとに、放射線の人体照射(撮影を含む)の 業務に従事するものをいう。

101-10 診療放射線技師

× 放射線利用機器技術者[036-30]

102 臨床檢查技師、衛生檢查技師

臨床検査技師・衛生検査技師の免許を有し、医師の指導・監督のもとに、病院・診療所などにおいて微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査などの業務に従事するものをいう。

102-10 臨床検査技師

102-20 衛生検査技師

×

103 理学療法士、作業療法土

理学療法士·作業療法士の免許を有し、病院·診療所などにおいて理学療法·作業療法を行うものをいう。

103-10 理学療法士

103-20 作業療法士

× リハビリ助手[119-40]

104 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導のもとに、歯牙および口くうの疾患予防のための歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助などの業務に従事するものをいう。

104-10 歯科衛生士

X

105 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、病院・歯科診療所・歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物・充てん物・矯正装置の作成・加工・修理の業務に従事するものをいう。

105-10 歯科技工士

X

106 臨床工学技士

臨床工学技士の免許を有し、病院・診療所などにおいて、医師の指示・指導のもとに、人工呼吸器・人工透析装置・人工心肺装置などの生命維持管理装置の操作・保守・点検の業務に従事するものをいう。

106-10 臨床工学技士

×

107 視能訓練士、言語聴覚士

視能訓練士・言語聴覚士の免許を有し、視機能または言語・聴覚機能に障害を有するものに対する検査・訓練・指導などの業務に従事するものをいう。

107-10 視能訓練士

107-20 言語聴覚士

 \times

11 その他の保健医療の職業

栄養士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師など $08\sim10$ に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生に関する業務に従事するものをいう。

111 栄養士

栄養士の免許を有し、給食などにおける献立の作成、栄養価の計算、特別治療食の調理、その他これらに 伴う食じ(餌)相談などの栄養指導の業務に従事するものをいう。

111-10 栄養士

× 給食調理人[361-40]

112 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の免許を有し、あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術の業務に従事するものをいう。

112-10 あんまマッサージ指圧師

112-20 はり師

112-30 きゅう師

112-40 柔道整復師

× 柔道教師[202-30]

119 他に分類されない保健医療の職業

義肢装具士·医療技術員·医療監視員·看護補助者など 111 および 112 に分類されない専門的·技術的な 医療・保健衛生の業務に従事するものをいう。

119-10 義肢装具士

119-20 医療技術員

119-30 医療·薬事·衛生監視員

- 31 医療監視員
- 32 薬事監視員
- 33 食品衛生監視員
- 119-40 看護補助者
- 119-99 他に分類されないその他の保健医療の職業

12 社会福祉専門の職業

福祉事務所・児童相談所・更生相談所・婦人相談所・社会福祉施設・福祉団体などにおいて、調査・判定・相談・保護・教護・援護・育成・更生・介護などの専門的な業務に従事するものをいう。

121 福祉相談指導専門員

福祉事務所・児童相談所・更生相談所・婦人相談所において、児童・障害者・高齢者など社会的保護・支援を必要とする者に対する調査・判定・相談・助言・指導などの専門的な業務に従事するものをいう。

- 121-10 福祉相談指導専門員
 - 11 ケースワーカー
 - 12 福祉司
 - 13 心理判定員
- × カウンセラー[201-10]

122 福祉施設指導専門員

児童福祉施設・身体障害者福祉施設・老人福祉施設等の福祉施設において、保護・教護・援護・育成・介護などの専門的な業務に従事するものをいう。

122-10 福祉施設指導専門員

× カウンセラー[201-10]

123 保育士

児童福祉施設において、児童の保育・養育・保護・養護の業務に従事するものをいう。

123-10 保育士

× 幼稚園教員[151-10]

124 福祉施設寮母·寮父

母子生活支援施設・身体障害者福祉施設・老人福祉施設などにおいて、更生・介護の業務に従事するものをいう。

124-10 福祉施設寮母・寮父

× 寄宿舎寮母·寮父[382-11]

129 その他の社会福祉専門の職業

社会福祉協議会などの福祉団体における相談·指導·助言など 121~124 に含まれない社会福祉および 更生指導に関する専門的·技術的な業務に従事するものをいう。

129-10 その他の社会福祉専門の職業

 \times

13 法務の職業

裁判官、検察官、弁護士およびその他の司法に関連する専門的な業務に従事するものをいう。

131 裁判官、検察官、弁護士

法律上の争訟を裁判するもの(裁判官)、刑事について公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督し、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、または意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させる事務を行うもの(検察官)、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって訴訟事件、非訴訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立など行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うもの(弁護士)をいう。

裁判官・検察官の身分を有し、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務に従事するものを含む。

- × (1)工業所有権に関する審判・抗告審判を行うものおよび海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁 決の執行を行うものを除く。[139]
 - (2)裁判官弾がい(効)の裁判を行うものまたは裁判官ひ(罷)免の訴追を行うものを除く。[211]
 - 131-10 裁判官
 - 131-20 検察官
 - 131-30 弁護士
- × 裁判所書記官[139-40]、裁判所調査官[139-50]

132 弁理士、司法書士

他人からの求めに応じて、特許などの工業所有権に関する出願、登録の代理などの業務に従事するもの (弁理士)、他人からの求めに応じて、法務局・検察庁・裁判所などに提出する書類または事実証明に関する 書類を作成する業務に従事するもの(司法書士)をいう。

132-10 弁理士

132-20 司法書士

× 行政書士[205-10]

139 その他の法務の職業

公証人、特許·海難審判官、裁判所書記・調査官など 131 および 132 に含まれない司法またはこれに関する専門的な業務に従事するものをいう。

- × 国民の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安の維持に従事するものを除く。 [411,412,419]
 - 139-10 公証人
 - 139-20 特許審判官
 - 139-30 海難審判官·理事官
 - 139-40 裁判所書記官
 - 139-50 裁判所調査官
 - 139-60 調停員
 - 139-99 他に分類されない法務の職業
- × 裁判所事務官[259-10]、裁判所速記官[311-10]

14 経営専門の職業

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調製の業務、租税・社会保険に関する申告・申請・再調査または審査の請求・異議申立などの官公署に提出する書類作成の業務、その他財務・税務・労務など経営に関する相談・指導の業務に従事するものをいう。

141 公認会計士、税理士

公認会計士·会計士補·税理士の資格を有し、他人の求めに応じて、財務書類の監査·証明·調製の業務および財務に関する調査·立案·相談などの業務に従事するもの(公認会計士)、租税に関し申告·申請·再調査または審査の請求·異議申立·過誤納付金の還付請求などの書類作成の業務に従事するもの(税理士)をいう。

141-10 公認会計士

141-20 会計士補

141-30 税理士

× 弁理士[132-10]、経理事務員[263-21]

142 社会保険労務士

社会保険労務士の資格を有し、他人の求めに応じて、労働・社会保険に関する申告書・帳簿書類などの作成・提出の代行、申請手続きの代理、人事労務に関する相談・指導などの業務に従事するものをいう。

142-10 社会保険労務士

 \rangle

149 その他の経営専門の職業

中小企業診断士など141および142に含まれない経営に関する専門的な業務に従事するものをいう。

149-10 中小企業診断士

149-99 他に分類されない経営専門の職業

15 教育の職業

学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう学校・養護学校をいう)、専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)、その他の教育施設において、学生・生徒・児童・幼児の教育・養護に従事するものをいう。

教育に従事する学長·校長(園長を含む)、部局長(大学の学部長·大学に付置される研究所の長·大学の付属図書館の長·大学共同利用機関の長をいう)、少年院·少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものを含む。

- × (1)教育委員会の教育長·専門職員(指導主事·社会教育主事をいう)を除く。
 - 〔21管理的公務員、20その他の専門的職業〕
 - (2)学校の事務職員・技術職員・実習助手を除く。〔それぞれに対応する分類項目〕
 - (3)教育に従事しない学校の理事などを除く。[22 会社・団体の役員]
 - (4)教護院において、収容少年の教護・教科指導に従事するものを除く。〔12社会福祉専門の職業〕

151 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。

- × 保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の業務に従事するものを除く。[123]
 - 151-10 幼稚園教員
 - 11 幼稚園園長
- × 保育士[123-10]

152 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

×盲学校·ろう学校·養護学校において、児童の初等普通教育に従事するものを除く。[157]

152-10 小学校教員

- 11 小学校校長
- 12 小学校教頭
- 13 小学校養護教諭

X

153 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

× 盲学校·ろう学校·養護学校において、生徒の中等普通教育に従事するものを除く。[157]

153-10 中学校教員

- 11 中学校校長
- 12 中学校教頭
- 13 中学校養護教諭

154 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

- × (1) 盲学校・ろう学校・養護学校において、生徒の高等普通教育に従事するものを除く。[157]
 - (2)高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら実技の指導、実験・実習の補助的な仕事に従事するものを除く。[それぞれに対応する分類項目]

154-10 高等学校教員

- 11 高等学校校長
- 12 高等学校教頭
- 13 高等学校養護教諭

X

155 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するもの、専門的・科学的知識に基づく実験または実習の指導に従事するものをいう。

高等専門学校所属の練習船において、船舶運航およびそれに関連する教育に従事するものを含む。

- × もっぱら実務の経験もしくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験または学習の指導 の補助的な仕事に従事するものを除く。[それぞれに対応する分類項目]
 - 155-10 高等専門学校教員
 - 11 高等専門学校校長
 - 12 高等専門学校助手
- × 専修学校教員[159-10]

156 大学教員

短期大学・大学(大学校を除く)・大学院において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

- (1) 教育に従事する学長・部長を含む。
- (2) 専門的科学的知識に基づく実験・実習の指導に従事するものを含む。
- (3) 大学の研究所、教育・研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育に従事するものを含む。
- (4) 大学の学部所属の練習船において、船舶運航およびそれに関連する教育に従事するものを含む。
- × (1)大学において、学理的基礎知識によらずもっぱら実務の経験もしくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験・学習の指導・研究の補助的仕事に従事するものを除く。[それぞれに対応する分類項目]
 - (2)大学付属の病院·研究所などの付属施設において、もっぱら教育以外の仕事に従事するものを除く。 [それぞれに対応する分類項目]
 - (3)大学付属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育、教育実習学生の指導に従事するものを除く。 [151~154,157]
 - (4)大学の医学部付属の看護師養成施設などにおいて、もっぱら看護などに関する理論·実技の教授に 従事するものを除く。[159]
 - (5)大学において、学生に対するカウンセリングの仕事にもっぱら従事するものを除く。[201]

156-10 大学教員

- 11 学長
- 12 大学教授
- 13 大学准教授
- 14 大学講師
- 15 大学助手
- × 警察大学校教授(警察官でないもの)[159-40]

157 盲学校・ろう学校・養護学校教員

盲学校・ろう学校または養護学校において、幼児・児童・生徒の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

- × (1)盲学校・ろう学校・養護学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎にお ける生徒・児童の生活および学習の世話などの仕事に従事するものを除く。[382]
 - (2)小学校・中学校・高等学校の養護学級において、児童・生徒の教育に従事するものを除く。

$[152 \sim 154]$

- 157-10 盲学校・ろう学校教員
 - 11 盲学校・ろう学校校長・園長
 - 12 盲学校・ろう学校教頭
- 157-20 養護学校教員
 - 21 養護学校校長・園長
 - 22 養護学校教頭

X

159 その他の教育の職業

専修学校・各種学校または学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育訓練に従事するものをいう。

- (1) 職業訓練施設において、職業に必要な技能・知識の訓練・指導に従事するものを含む。
- (2) 事業体付属の教育施設において、職員に対して業務上必要な知識・技術・技能などの教育にもっぱら従事するものを含む。
- (3) 少年院などにおいて、収容少年の教育に従事するものを含む。
- (4) 就業についての一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育訓練に従事するものを含む。
- × (1)専修学校、各種学校以外の教授所において、茶道·華道·手芸·音楽·舞踊·囲碁などの指導に従事するものを除く。[202]
 - (2)個人経営の教授所(塾)において、学習指導に従事するものを除く。[202]
 - (3)個人家庭において学習指導に従事するものを除く。[202]
 - (4)保育所·教護院などの児童福祉施設において、児童の保育·生活指導などに従事するものを除く。 [123,122]
 - 159-10 専修学校教員
 - 159-20 各種学校教員
 - 159-30 職業訓練指導員
 - 159-40 研修施設教員
 - 159-50 きょう正指導員
 - 159-99 他に分類されない教育の職業
- × 教護院教護[122-10]、保育士[123-10]、学習個人教師[202-10]

16 宗教家

神道・仏教・キリスト教またはその他の宗教において、布教・伝道、法忌・祭式の執行、その他の宗教活動 に従事するものをいう。

161 宗教家

神道・仏教・キリスト教またはその他の宗教において、布教・伝道、法忌・祭式の執行、その他の宗教活動 に従事するものをいう。

161-10 宗教家

- 11 神職
- 12 仏教僧侶
- 13 キリスト教聖職者

[×] 祈とう師[399-70]、巫女[399-99]

17 文芸家、記者、編集者

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作、文学・学術などに関する著作・翻訳に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材、新聞・書籍・雑誌・ニュース番組などのための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理する業務に従事するものをいう。

171 文芸家、著述家

詩歌・戯曲・小説などの文学作品の創作に従事するもの(文芸家)、文学・芸術などに関する著作・翻訳に従事するもの(著述家)をいう。

- 171-10 文芸作家
- 171-20 脚本家
- 171-30 評論家
- 171-40 翻訳家
- 171-50 コピーライター
- 171-99 他に分類されない文芸家、著述家

X

172 記者、編集者

新聞·雑誌などの記事の取材·原稿の執筆に従事するもの(記者)、新聞·書籍·雑誌·ニュース番組などの刊行·放送のための資料を一定の目的の下に収集し、配列·整理する業務に従事するもの(編集者)をいう。

- 172-10 新聞記者:編集員
 - 11 新聞記者
 - 12 新聞論説員
 - 13 新聞編集員
- 172-20 放送記者·番組編成員
 - 21 放送記者
 - 22 番組編成員
- 172-30 雜誌記者、図書編集者
 - 31 雑誌記者·編集者
 - 32 図書編集者
- 172-99 他に分類されない記者、編集者
- × 編集手伝[255-97]

18 美術家、デザイナー、写真家

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作に従事するもの(美術家)、工業的・商業的製品などの装飾に関し、形状・模様・色彩などについて意匠を考案し、設計・表現する専門的な業務に従事するもの(デザイナー)、肖像写真の撮影・焼付け・引伸ばし、新聞・雑誌などの出版に用いるためニュース・事件・人物などの撮影、映画用・テレビ用撮影機の操作に従事するもの(写真家)をいう。

181 彫刻家

木彫・石彫・ブロンズ像・塑像など美術品の創作に従事するものをいう。

× 彫刻、塑像の製作の補助的業務に従事するものを除く。[51~72,75]

181-10 彫刻家

× 金属工芸家[183-10]、金属彫刻工[555-XX]、木彫工[663-30]

182 画家、書家

絵画・書などの創作に従事するものをいう。

× 図案などのデザインに従事するものを除く。[184]

182-10 画家

- 11 日本画家
- 12 洋画家
- 13 版画家
- 182-20 書家
- 182-30 漫画家、イラストレーター
- 182-99 他に分類されない画家、書家
- × 図案家[184-XX]、陶磁器画工[536-10]、画工[724-10]、看板制作工[724-20]

183 工芸美術家

陶磁工芸品、漆工芸品、染色工芸品、宝石·角·きば·皮革工芸品、金属工芸品、美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

× 工芸品製作の補助的業務に従事するものを除く。[51~72.75]

183-10 工芸美術家

× 陶磁器工[535-10]、陶磁器絵付工[536-XX]、七宝工[539-20]、指物職[664-10]、漆工[715-10]、 まき絵師[715-22]

184 デザイナー

工業的・商業的製品またはその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・照明などについて技芸的・趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な業務に従事するものをいう。

184-10 商業デザイナー

- 11 グラフィックデザイナー
- 12 ディスプレーデザイナー
- 184-20 工業デザイナー
- 184-30 インテリアデザイナー
- 184-40 服飾デザイナー
 - 41 テキスタイルデザイナー
- 184-99 他に分類されないデザイナー
- × パタンナー[659-10]

185 写真家

客の注文により肖像写真の撮影・焼付・引伸・仕上・修整などの業務に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影、映画・テレビ用撮影機の操作に従事するものをいう。

- × (1)写真・映画のネガ・ポジ・プリントを処理する作業に従事するものを除く。[725]
 - (2)映写機を操作するものを除く。[729]
 - (3)X 線写真の撮影·写真処理を行うものを除く。[101,519]
 - 185-10 営業写真家
 - 185-20 カメラマン
 - 21 商業カメラマン
 - 22 報道カメラマン
 - 185-30 映画カメラマン
 - 31 動画カメラマン
 - 185-40 テレビカメラマン
 - 185-98 写真家助手
- × 診療放射線技師[101-10]、レントゲン技工(非破壊検査)[519-53]、写真工[725-10]、 写真現像・焼付工[725-10]、映写技師[729-10]

19 音楽家、舞台芸術家

音楽・演劇などの芸術作品の創作、および演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。

- × (1)個人教授所において、音楽·演劇などについて教養·学習のための指導に従事するものを除く。 〔20 その他の専門的職業〕
 - (2)文芸作品の創作に従事するものを除く。〔17文芸家、記者、編集者〕
 - (3)学校において、音楽・演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものを除く。[15 教育の職業]

191 音楽家

作曲、演奏の指揮、演奏、歌唱に従事するものをいう。

- 191-10 作曲家
- 191-20 指揮者
- 191-30 演奏家
- 191-40 歌手
- 191-50 邦楽師
- × 音楽評論家[171-30]、音楽個人教師[202-20]

192 舞踊家

舞い・踊り・振りによって感情と意志を表現する演技者をいう。

- 192-10 日本舞踊家
- 192-20 洋舞踊家
- 192-99 他に分類されない舞踊家
- × 舞踊個人教師[202-20]、エアロビクスダンスインストラクター[202-30]

193 俳優

演劇・テレビ・映画などにおける演技者をいう。

- 193-10 舞台俳優
 - 11 歌舞伎俳優
 - 12 能師·狂言師
- 193-20 テレビ・映画俳優
- 193-30 声優
- 193-99 他に分類されない俳優
- × 漫才師[195-20]、コメディアン[195-50]

194 プロデューサー、演出家

演劇・テレビ番組・映画などの企画・制作に従事するもの(プロデューサー)、脚本に基づく演技指導、セット・照明・音楽・擬音などの総合的な監督に従事するもの(演出家)をいう。

- 194-10 プロデューサー
- 194-20 演出家
 - 21 舞台演出家
 - 22 映画監督
- 194-99 他に分類されないプロデューサー、演出家

195 演芸家

講談・浪曲・落語・漫才・奇術・曲芸などの演技者をいう。

195-10 講談師、浪曲師

195-20 落語家、漫才師

195-30 奇術師

195-40 人形使い 195-50 コメディアン

195-60 曲芸師

195-99 他に分類されない演芸家

20 その他の専門的職業

カウンセラー・個人教師・職業スポーツ家など 12~19 に分類されない専門的な職務に従事するものをいう。

201 カウンセラー

学校・事業所・公共職業安定所などにおいて、学生・生徒・社員・求職者、その他のクライアントの抱える個人的な問題、選職・適応上の問題点を把握し、助言・指導・援助する業務に従事するものをいう。

事務所を設け報酬を得て、個人の抱える日常生活上の問題を把握し、助言・指導・援助する業務に従事するものを含む。

- × (1)法律·経営に関する相談に従事するものを除く。[13,14]
 - (2)社会福祉施設等において類似の業務に従事するものを除く。[121]
 - 201-10 カウンセラー
 - 11 学生カウンセラー
 - 12 職場カウンセラー
 - 13 職業相談員
- × 経営コンサルタント[149-XX]

202 個人教師

学校教育の補習指導、および茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授に従事するものをいう。

- × 学校教育法に基づく学校、事業体に付属する教育施設、職業について一定の資格(免許)を必要とする ものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものを除く。[151~157,159]
 - 202-10 学習個人教師
 - 202-20 技芸個人教師
 - 202-30 スポーツ個人教師
 - 202-99 他に分類されない個人教師
- × プロ棋士[209-99]

203 職業スポーツ家

野球・相撲・ボクシング・ゴルフなどの競技または試合に報酬を受けて参加し、運動競技を行うもの、および競技に直接関連する業務に従事するものをいう。

- × スポーツの個人的教授·指導にもっぱら従事するものを除く。[202]
 - 203-10 競技者
 - 203-20 監督・コーチ
 - 203-30 スポーツ審判員
 - 203-99 他に分類されない職業スポーツ家
- × 調教師[209-50]、床山[353-99]、きゅう務員[432-50]、グランド整備員[809-39]

204 監督的専門公務員

国・地方公共団体の監督機関において、高度な専門的・技術的知識に基づき法規の定める監督・調査・審査・監査などの業務に従事するものをいう。

204-10 監督的専門公務員

- 11 労働基準監督官
- 12 船員労務官
- 13 鉱務監督官
- 14 建築調査員
- 16 特許審査官
- 17 国税調査官
- 18 電波監視官
- × 麻薬取締官[419-10]、郵政監察官[419-99]、漁業監督官[419-99]、狩猟取締官[419-99]、 入国警備官[429-20]

205 行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士

行政書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士の資格を有し、他人の求めに応じて、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類作成の業務に従事するもの(行政書士)、不動産の表示に関する登記のため土地・家屋の調査・測量・申請などの業務に従事するもの(土地家屋調査士)、不動産の鑑定評価の業務に従事するもの(不動産鑑定士)をいう。

205-10 行政書士

205-20 土地家屋調査十

205-30 不動産鑑定士

× 不動産管理士[209-99]

209 他に分類されない専門的職業

アナウンサー・通訳・調律師など201~205に含まれない専門的な職業に従事するものをいう。

209-10 ラジオ・テレビアナウンサー

209-20 通訳

209-30 調律師

209-40 照明家

209-50 調教師

209-60 司書

209-70 社会教育主事

209-99 他に分類されないその他の専門的職業

× カスタマーエンジニア[034-21]、声優[193-30]、通訳ガイド[391-20]、ピアノ調整工[719-10]

B 管理的職業

事業経営の方針の決定、経営方針に基づく執行計画の樹立、作業の監督・統制など、もっぱら経営体の全般または課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。

国・地方公共団体の各機関の公選された公務員を含む。

× (1)経営の管理のほか、それ以外の作業にも直接従事する事業主·支配人·管理職員を除く。 〔事務的職業以外のそれぞれ該当する職業〕

(2)校長·病院長·診療所長·検事総長·検事長·検事正を除く。〔A 専門的·技術的職業〕

(3)自衛官·警察官·海上保安官·消防官を除く。〔F 保安の職業〕

21 管理的公務員

議会議員として立法関係の業務に従事するもの、国または地方公共団体における課(課相当を含む)以上の業務を管理・監督するものをいう。

× 公団·公庫·営団などの独立行政法人·特殊法人において管理的業務に従事するものを除く。 [22 会社・団体の役員、23 会社・団体の管理職員]

211 議会議員

国会または地方議会の議員として、国民または地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案などの審議・採決を行う業務に従事するものをいう。

211-10 国会議員

211-20 地方公共団体議会議員

×

212 管理的国家公務員

国の機関またはそれの課以上の業務を管理・監督するものをいう。

- 212-10 中央省庁幹部
 - 11 事務次官
 - 12 中央省庁の局部長
 - 13 中央省庁の課長
- 212-20 地方支分部局幹部
 - 21 地方支分部局の長
 - 22 地方支分部局の課長
- 212-30 国家行政委員会委員

213 管理的地方公務員

地方公共団体の機関またはそれの課以上の業務を管理・監督するものをいう。

- 213-10 地方公共団体の三役
 - 11 知事·市町村長
 - 12 副知事·副市町村長
- 213-20 地方公共団体の幹部
 - 21 地方公共団体の局部長
 - 22 地方公共団体の課長
- 213-30 地方公共団体出先機関の幹部
 - 31 地方公共団体出先機関の長
 - 32 地方公共団体出先機関の課長
- 213-40 地方行政委員会委員

理

22 会社・団体の役員

会社・独立行政法人・特殊法人・公益法人・組合など、法人・団体の業務の方針決定・執行・監査の業務に従事するものをいう。

221 会社役員

株式会社・有限会社・合名会社・合資会社の事業の運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の業務に従事するものをいう。

保険業法によって設立された相互会社の役員を含む。

× 特別立法によって設立された株式会杜の役員を除く。[222]

221-10 会社社長·会長 221-20 会社重役

X

222 独立行政法人・特殊法人の役員

独立行政法人·特殊法人の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の業務に従事するものをいう。

222-10 独立行政法人の役員 222-20 特殊法人の役員

X

229 その他の法人・団体の役員

公益法人・組合など 221 および 222 に含まれない法人・団体の業務の方針決定・執行・監査の業務に従事するものをいう。

229-10 公益法人役員

229-20 経営者団体役員

229-30 労働組合役員

229-99 他に分類されない法人・団体の役員

23 会社・団体の管理職員

会社·独立行政法人·特殊法人·公益法人·組合などの法人·団体における課(課相当を含む)以上の業務を 管理·監督するものをいう。

231 会社の管理職員

会社において課以上の内部組織の業務を管理・監督するものをいう。

- × (1)会社役員を除く。[221]
 - (2)特殊会社の管理職員を除く。[232]
 - 231-10 会社の管理職員
 - 11 本社部課長
 - 12 支店・工場等の長
 - 13 支店・工場等の部課長

X

232 独立行政法人・特殊法人の管理職員

独立行政法人・特殊法人において課以上の内部組織の業務を管理・監督するものをいう。

× 独立行政法人·特殊法人の役員を除く。[222]

232-10 独立行政法人の管理職員 232-20 特殊法人の管理職員

×

239 その他の法人・団体の管理職員

公益法人・組合など 231 および 232 に含まれない法人・団体において課以上の内部組織の業務を管理・ 監督するものをいう。

× その他の法人・団体の役員を除く。[229]

239-10 その他の法人・団体の管理職員

X

24 その他の管理的職業

21~23に含まれない管理的な業務に従事するものをいう。

241 その他の管理的職業

×

個人が営む事業に関してもっぱら経営・管理の業務に従事するものおよび他に分類されない管理の業務に従事するものをいう。

× 小売店主・卸売店主・飲食店主・旅館主であって自らも経営管理以外の業務に従事するものを除く。 [321~323,376]

241-10 個人経営者·管理者 241-99 他に分類されないその他の管理的職業

C 事務的職業

一般的な知識・経験に基づいて、人事・文書・企画・調査・会計などの業務、生産関連・営業販売・運輸・通信 に関する事務、および事務用機器の操作に従事するものをいう。

集金などの外勤事務を含む。

- × (1)高度に専門的な性質の業務に従事するものを除く。〔A 専門的·技術的職業〕
 - (2)事業経営の方針決定や組織の管理・統制の責任を負う課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものを除く。[B管理的職業]

25 一般事務の職業

人事·文書·広報·企画·調査·受付·秘書などの業務、および特定の型に限定されない事務に従事するものをいう。

251 総務事務員

人事・文書・広報・庶務・給与・厚生・労務などの業務に従事するものをいう。

251-10 総務事務員

- 11 人事係事務員
- 12 文書係事務員
- 13 広報係事務員
- × 会社総務課長(本社)[231-11]、工場総務課長[231-13]、調査事務員[252-20]、総務課事務補佐員[255-97]

252 企画·調查事務員

所管業務の企画・立案、および調査の企画・分析に関する業務に従事するものをいう。

252-10 企画事務員

- 11 商品企画事務員
- 12 資材計画係事務員
- 13 教育·研修企画事務員
- 252-20 調査事務員
- × 司書[209-60]

253 受付·案内事務員

受付・案内・応接などの業務に従事するものをいう。

× 飲食物の給仕、接客の仕事にもっぱら従事するものを除く。[371~374]

253-10 受付·案内事務員

× 飲食物給仕人[371-10]、旅館·ホテル案内係[372-11]

254 秘書

議会議員、会社社長・重役など高度に専門的・管理的な職業に従事するものに対して内外との連絡、文書作成、日程調整などの日常的な業務を補助するものをいう。

254-10 秘書

×

JE.

255 一般事務員

特定の型に限定されない各種の事務、および事務の補助業務に従事するものをいう。

255-10 一般事務員 255-97 事務補助員

X

259 その他の一般事務の職業

251~255に含まれない事務の業務に従事するものをいう。

259-10 法律行政事務員

- 11 戸籍事務員
- 12 登記事務員
- 13 特許書記
- 14 著作権係事務員
- 259-20 医療事務員
- 259-30 船舶パーサー
- 259-99 他に分類されない一般事務の職業
- × 航空旅客係[301-22]、航空運行管理事務員[302-40]、航空客室乗務員[372-21]

26 会計事務の職業

現金・小切手・手形類の受払い・会計帳簿の記帳・整理、徴税、原価計算などの会計の業務に従事するものをいう。

261 現金出納事務員

現金・小切手・手形類の受払い・現金出納簿の記帳などの業務に従事するものをいう。

- 261-10 現金出納事務員
 - 11 レジ係
 - 12 支払出納事務員
- × 預貯金係員[262-11]、小売店販売員[324-20]

262 金融機関窓口事務員

金融機関の窓口において、現金・小切手・為替・振替などの受払いの業務に従事するものをいう。

- 262-10 金融機関窓口事務員
 - 11 預貯金係員
- × 貸付融資係事務員[281-42]、消費者金融係事務員[281-42]

263 予算·経理事務員

予算の計画、会計帳簿の記帳、決算、会計監査などの業務に従事するものをいう。

- 263-10 予算係事務員
- 263-20 会計経理事務員
 - 21 経理事務員
 - 22 用度係事務員
- 263-30 会計監査係員
- × 公認会計士[141-10]、税理士[141-30]

269 その他の会計事務の職業

261~263に含まれない会計事務に従事するものをいう。

- 269-10 徴収事務員
 - 11 関税徴収係員
 - 12 徴税係員
 - 13 社会保険料徴収係員
 - 14 料金係事務員
- 269-20 原価計算事務員
- × 集金人[291-10]、有料道路料金収受係員[301-11]

水

27 生産関連事務の職業

生産や工事の進行に伴う資材・製品・労務に関する事務、資材・製品の出荷・受荷に関する事務に従事するものをいう。

271 生産現場事務員

工場などの生産現場において、生産・工程管理、記録、工務、労務、資材などに関する事務に従事するものをいう。

- × 賃金·給与の計算·支給事務にもっぱら従事するものを除く。[251]
 - 271-10 生産現場事務員
 - 11 工程管理事務員
 - 12 工場事務員

X

272 出荷·受荷係事務員

資材・製品などの受入・検品・保管・発送に関する事務に従事するものをいう。

272-10 受入係員

- 11 クリーニング注文受入事務員
- 12 写真 DPE 注文受入事務員
- 272-20 検収:検品係員
- 272-30 保管·管理係員
- 272-40 出荷·発送係員
 - 41 船積出荷係員
- × 配車事務員[302-23]

28 営業・販売関連事務の職業

商品・サービスの販売活動を支援し、契約の締結に必要な事務手続き、信用調査、苦情処理などの業務に 従事するものをいう。

281 営業·販売事務員

商品の仕入、販売契約の作成、顧客の信用調査、事故の調査、苦情処理、販売後のサービスなどの業務に 従事するものをいう。

- × もっぱら仕入先・顧客を訪問することによって取引上の勧誘・交渉・受注などの業務に従事するものを除く。[327,332,335]
 - 281-10 仕入係事務員
 - 281-20 販売係事務員
 - 21 信用調査係員
 - 22 サービス係事務員
 - 281-30 貿易係事務員
 - 281-40 金融·保険事務員
 - 41 貸付調査係事務員
 - 42 貸付融資係事務員
 - 43 証券係事務員
 - 44 保険調査員
 - 45 損害査定係事務員
 - 46 保険金支払係事務員
 - 281-99 他に分類されない営業・販売事務員
- × 商品仕入外交員[327-10]、商品販売外交員[327-20]、製造受注外交員[327-30]、保険営業員[332-12]、 サービス外交員[335-10]

289 その他の営業・販売関連事務の職業

テレフォンアポインター·通信販売受付事務員など 281 に含まれない営業·販売関連の事務に従事する ものをいう。

- 289-10 テレフォンアポインター
- 289-20 通信販売受付事務員
- 289-99 他に分類されない営業・販売関連事務の職業

×

X

29 外勤事務の職業

テレビ·電気·ガス·水道·新聞·保険などの料金または掛金の集金、電気·ガス·水道などのメーターの検 針などの外勤事務に従事するものをいう。

291 集金人

テレビ·電気·ガス·水道·新聞などの料金、または購買代金·保険料などの掛金の集金の業務に従事するものをいう。

× 販売の促進、商品の配達の業務に従事するものを除く。[327,332,335]

291-10 集金人

× 新聞拡張員[327-23]、保険営業員[332-12]、新聞配達員[794-21]、ルートセールス員[794-23]

299 その他の外勤事務の職業

各戸を回って、電気・ガス・水道などのメーターを検針する仕事など 291 に含まれない外勤事務に従事するものをいう。

299-10 検針員

- 11 電気メーター検針員
- 12 ガスメーター検針員
- 13 水道メーター検針員
- 299-99 他に分類されない外勤事務の職業

30 運輸・通信事務の職業

運輸交通機関における出札・改札、小荷物・貨物の受渡手続などの業務、通信機関における郵便・電信に関する事務に従事するものをいう。

301 旅客·貨物係事務員

駅・自動車発着所・桟橋・空港・荷扱所などの運輸機関において、出札・改札、旅客の案内、小荷物・貨物の 受渡手続などの業務に従事するものをいう。

- 301-10 運輸出改札係
 - 11 有料道路料金収受係員
- 301-20 旅客係
 - 21 鉄道旅客係
 - 22 航空旅客係
- 301-30 貨物受付事務員
 - 31 小荷物係
- × 航空客室乗務員[372-21]、車掌[491-XX]

302 運行管理事務員

車両・自動車・船舶・航空機などの管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車・配船などに関する事務に 従事するものをいう。

- 302-10 鉄道運行管理事務員
 - 11 鉄道運転計画事務員
- 302-20 道路運行管理事務員
 - 21 貨物運送事務員
 - 22 旅客自動車運行事務員
 - 23 配車事務員
- 302-30 船舶運航管理事務員
 - 31 配船·運航計画事務員
- 302-40 航空運行管理事務員
 - 41 航空ディスパッチャー
- × 航空客室乗務員[372-21]、航空管制官[509-10]

303 郵便·通信事務員

郵便局において、郵便物の引受、印紙·切手·はがきなどの販売などの窓口業務、郵便物の処理作業に従事するものをいう。

電報の受付業務に従事するものを含む。

- 303-10 郵便:通信窓口事務員
 - 11 特殊郵便係員
 - 12 小包係員
- 303-20 郵便·通信内務事務員
 - 21 区分整理係員
 - 22 継送係員
- × 郵便貯金窓口事務員[262-11]、簡易保険契約事務員[281-40]、郵便配達員[504-12]

309 その他の運輸・通信事務の職業

301~303 に含まれない運輸・通信の事務に従事するものをいう。

309-10 その他の運輸・通信事務の職業

× 郵政監察官[419-99]

事

務

31 事務用機器操作の職業

タイプライター·ワードプロセッサ·電子計算機などの事務用機械の操作および速記などの業務に従事するものをいう。

311 速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員

会議・座談会などにおける発言を速記または録音し、これを文書に整理記録するもの、タイプライターまたはワードプロセッサにより文書を作成する作業に従事するものをいう。

- 311-10 速記者
- 311-20 タイピスト
 - 21 和文タイピスト
 - 22 欧文タイピスト
- 311-30 ワードプロセッサ操作員
- × キーパンチャー[312-10]

312 キーパンチャー

電子計算機へのデータ入力、記録内容の検査の作業に従事するものをいう。

312-10 キーパンチャー

× プログラマー[062-10]

313 電子計算機オペレーター

電子計算機またはこれとオンラインで作動する機器の操作に従事するものをいう。

313-10 電子計算機オペレーター

× プログラマー[062-10]、OA機器インストラクター[209-99]

319 その他の事務用機器操作の職業

311~313 に含まれない事務用機器の操作に従事するものをいう。

319-10 その他の事務用機器操作の職業

×

D 販売の職業

有体的商品·不動産·有価証券などの売買、売買の仲立·取次·代理などの仕事、保険の代理·募集の仕事、サービスなどに関する取引上の勧誘·交渉・受注など売買・売買類似の仕事に従事するものをいう。

× (1)販売にともなう接客サービスに従事するものを除く。[E サービスの職業] (2)もっぱら事業の経営ならびに管理的な仕事に従事するものを除く。[B 管理的職業]

32 商品販売の職業

有体的商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

321 小売店主·支配人

小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

- × 行商·呼売·屋台店で商品の販売に従事するものを除く。[325]
 - 321-10 小売店主
 - 321-20 小売店支配人
 - 21 コンビニエンスストア支配人
 - 22 ガソリンスタンド支配人
- × 小売店主(もっぱら経営·管理に従事するもの)[241-10]、露店商[325-31]

322 卸売店主·支配人

卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

- × 商品販売の代理·仲立の仕事に従事するものを除く。[339]
 - 322-10 卸売店主
 - 322-20 卸売店支配人
- × 卸売店主(もっぱら経営·管理に従事するもの)[241-10]、商品仲立人[339-10]

323 飲食店主·支配人

飲食店(屋台店を除く)を経営管理し、自ら食品の仕入・飲食物の調理・接客などの仕事に従事するものをいう。

- 323-10 飲食店主
- 323-20 飲食店支配人
 - 21 食堂支配人
 - 22 喫茶店支配人
 - 23 酒場支配人
- × 飲食店主(もっぱら経営·管理に従事するもの)[241-10]、屋台飲食店主[325-32]

324 販売店員

店舗(移動店舗を除く)で商品の販売の仕事に従事するものをいう。 商品の販売に付随して商品の配列・注文取りまたは配達を行うものを含む。

- × 代金の受け取りの仕事にもっぱら従事するものを除く。[261]
 - 324-10 百貨店・スーパー販売店員
 - 324-20 小売店販売員
 - 21 衣服・身の回り品販売店員
 - 22 飲食料品販売店員
 - 23 書籍·文房具販売店員
 - 24 自動車販売店員

- 25 医薬品·化粧品販売店員
- 26 電気機器販売店員
- 324-30 コンビニエンスストア店員
- 324-40 駅構内売店販売員
- 324-50 ガソリンスタンド販売員
- 324-60 商品実演販売員
 - 61 マネキン
- 324-70 卸売販売員
- × レジ係[261-11]、移動販売員[325-20]、娯楽場出・改札係[375-21]、商品配達員[794-20]

325 商品訪問·移動販売員

商品を携行して他人を訪問し勧誘・販売する仕事、呼売りして商品を販売する仕事、屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するものをいう。

- 325-10 商品訪問販売員
- 325-20 移動販売員
 - 21 呼売販売員
 - 22 娯楽場立売販売員
 - 23 列車内販売員
- 325-30 露店販売員
 - 31 露店商
 - 32 屋台飲食物販売員
- × 商品販売外交員[327-20]、街頭宝くじ販売員[339-31]

326 再生資源回収·卸売従事者

古紙・金属スクラップ・ガラスびんなどの再生資源の回収・買入・販売の仕事に従事するものをいう。

- 326-10 再生資源回収人
 - 11 古紙回収人
- 326-20 再生資源仲買人
- 326-30 再生資源卸売人
 - 31 古紙卸売人
 - 32 金属スクラップ卸売人
 - 33 ガラスびん卸売人
- × 廃品選別整理工[809-24]

327 商品仕入·販売外交員

他人を訪問し、商品の仕入・販売・製造に関する取引上の勧誘・交渉・受注などの仕事に従事するものをいう。

- × (1)不動産・保険・有価証券・サービスの提供などに関する勧誘・交渉・受注の仕事に従事するものを除く。[331,332,333,335]
 - (2)他人を訪問することなく、電話等の通信手段により勧誘・売買の仕事に従事するものを除く。[289]
 - 327-10 商品仕入外交員
 - 327-20 商品販売外交員
 - 21 小壳外交員
 - 22 卸売外交員
 - 23 新聞拡張員
 - 327-30 製造受注外交員
 - 31 印刷営業員
- × テレフォンアポインター[289-10]、商品訪問販売員[325-10]、保険営業員[332-12]、 証券外交員[333-10]、サービス外交員[335-10]、金融外交員[335-11]、ルートセールス員[794-23]

33 販売類似の職業

他人の間に立った売買の取次・あっ旋の仕事、他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の売買、 金融・保険の勧誘、および他に分類されない販売類似の仕事に従事するものをいう。

331 不動産仲介·売買人

土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するものをいう。

331-10 不動産仲介·売買人

×

332 保険募集人

生命・火災・自動車・傷害・その他の保険の契約の締結・保険料の収納などの代理または媒介の仕事、他人を訪問するなどして保険契約の募集の仕事に従事するものをいう。

郵便局の保険募集業務に従事するものを含む。

- × 保険仲立人として保険契約者のために保険契約の媒介の仕事に従事するものを除く。[339]
 - 332-10 保険募集人
 - 11 保険代理店主
 - 12 保険営業員
- × 保険料集金人[291-10]、保険仲立人[339-20]

333 有価証券売買仲立人、金融仲立人

公債・社債・出資証券・株券などの売買、売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受などの仕事に従事するもの(有価証券売買仲立人)、金融の代理・取次などの仕事に従事するもの(金融仲立人)をいう。

333-10 有価証券売買仲立人

333-20 金融仲立人

X

334 質屋店主·店員

質置主と質入物件との関係の確認・担保物件の鑑定・質入契約の締結・金銭の貸付・質物の保管などの仕事に従事するものをいう。

334-10 質屋店主

334-20 質屋店員

×

335 サービス外交員

他人を訪問し、サービスの提供などに関する勧誘・交渉・受注などの仕事に従事するものをいう。

× 商品·保険に関する勧誘·交渉などの仕事に従事するものを除く。[327,332]

335-10 サービス外交員

- 11 貯蓄勧誘員
- 12 旅行外交員
- 13 運輸外交員
- 14 広告外交員
- 15 会員勧誘外交員
- × 商品販売外交員[327-20]、保険営業員[332-12]

339 その他の販売類似の職業

331~335に含まれない販売類似の職業に従事するものをいう。

- 339-10 商品仲立人
- 339-20 保険仲立人
- 339-30 宝くじ等販売人
 - 31 宝くじ販売人
 - 32 車券·馬券·舟券販売人
- 339-40 サービス取次人
 - 41 クリーニング取次人
 - 42 DPE 取次人
- 339-50 競売人 339-99 他に分類されない販売類似の職業
- × 娯楽場出·改札係[375-21]

E サービスの職業

個人の家庭における家事・介護サービス、理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービスおよび他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

34 家庭生活支援サービスの職業

個人の家庭において、生活を支援するため、調理·育児·洗たく(濯)·掃除·介護などのサービスの仕事に 従事するものをいう。

× 技能的・専門的な仕事に従事するものを除く。〔それぞれに対応する分類項目〕

341 家政婦(夫)、家事手伝

個人などの求めに応じて、個人家庭において、調理・洗たく、介護を要する者に対する入浴・食事介助などの仕事に従事するものをいう。

- × (1)看護師の資格を持ち、個人家庭に派出されて、看護業務に従事するものを除く。[093]
 - (2)個人家庭以外の場所に派出されて、病人の看護などの業務に従事するものを除く。[093.399]
 - (3)調理、洗たく、掃除、子守などの単一の仕事のみに従事するものを除く。[349]

341-10 家政婦(夫)

341-20 家事手伝

× 派出看護師[093-10]、洗たく人(個人家庭)[349-10]、ベビーシッター[349-10]

342 ホームヘルパー

在宅看護サービス提供団体の指示により、介護を要する個人の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護サービスの仕事に従事するものをいう。

342-10 ホームヘルパー

× 家政婦(夫)[341-10]

349 その他の家庭生活支援サービスの職業

341 および 342 に含まれない家庭生活支援サービスの仕事に従事するものをいう。

349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業

×

35 生活衛生サービスの職業

理容・美容・その他個人の身体・被服に対する衛生サービスの仕事に従事するものをいう。

351 理容師

理容師の免許を有し、頭髪の刈込み・顔そり・洗髪・アイロンかけなどの理容サービスの仕事に従事するものをいう。

351-10 理容師

× 美容師[352-10]

352 美容師

美容師の免許を有し、パーマネントウエーブ・結髪・化粧・かつら結上げ・美顔などの美容サービスの仕事に従事するものをいう。

352-10 美容師

× 理容師[351-10]、トリマー[399-60]、人形着付師[712-20]

353 着付師、エステティシャン

着付け、全身美容などの美容サービスの仕事に従事するものをいう。

353-10 衣装着付師

353-20 エステティシャン

353-99 他に分類されない着付師、エステティシャン

× 美容師[352-10]

354 浴場従事者

浴場・温泉・蒸ぶろ・サウナぶろなどにおいて、番台業務・脱衣場の整頓・洗い場の清掃・かま(釜)の焚き付け・しこみ湯の調節・洗い湯の調節などの作業に従事するものをいう。

× もっぱらボイラーの操作に従事するものを除く。[731]

354-10 浴場従事者

11 浴場主

× ボイラーオペレーター[731-10]

355 クリーニング工

被服類の洗たく・仕上・整理の作業に従事するものをいう。

× (1)個人家庭における洗たくに従事するものを除く。[349]

(2)受付・受注・取次・配達・荷分けの作業にもっぱら従事するものを除く。[272,335,339,794,809]

355-10 クリーニング工

11 ドライクリーニング工

12 洗たく工

13 しみ抜き工

14 クリーニング仕上工

15 洗たく整理工

× クリーニング注文受入事務員[272-11]、洗たく人(個人家庭)[349-10]、クリーニング外交員[335-10]、 クリーニング取次人[339-41]、クリーニング配達員[794-10]、洗たく物荷分け工[809-23]

356 洗張工

被服類の洗張・湯のしの作業に従事するものをいう。

356-10 洗張工

- 11 湯通し工
- 12 湯のし工

× 着物丸洗工[355-10]

36 飲食物調理の職業

- 一般家庭以外の場所において、献立の作成、飲食物の調理・調酒の仕事に従事するものをいう。
- × 飲食料品の製造の作業に従事するものを除く。[62 食料品製造の職業63 飲料·たばこ製造の職業]

361 調理人

飲食店·旅館·工場·学校·病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成、飲食物の調理の仕事に従事するものをいう。

調理師の資格を持たないものを含む。

- × (1)自ら飲食店を経営·管理し、かつ調理の仕事に従事するものを除く。[323]
 - (2)バーテンダーを除く。[362]
 - 361-10 日本料理調理人
 - 11 すし職人
 - 361-20 西洋料理調理人
 - 361-30 中華料理調理人
 - 361-40 給食調理人
 - 361-98 調理人見習
 - 361-99 他に分類されない調理人
- × 栄養士[111-10]、飲食店主[323-10]、バーテンダー[362-10]、惣菜類調製工[629-20]

362 バーテンダー

バー・キャバレー・ナイトクラブなど客に飲食させる場所において、主として、酒または酒類と酒類以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒の仕事に従事するものをいう。

362-10 バーテンダー

× ソムリエ[371-13]

37 接客・給仕の職業

旅館・ホテル、飲食店、乗物、娯楽場などにおいて客の案内、身の回りの世話、給仕・接待などのサービスの仕事に従事するものをいう。

371 飲食物給什人

食堂・喫茶店・旅館・ホテル・料理店・レストラン・船舶・列車などにおいて、食卓の用意・給仕などのサービスの仕事に従事するものをいう

- 371-10 飲食物給仕人
 - 11 配ぜん(膳)人
 - 12 ウエイター・ウエイトレス
 - 13 ソムリエ
- × 航空客室乗務員[372-21]、接客社交係[373-10]

372 身の回り世話従事者

旅館・ホテル・航空機・船舶などにおいて、客の身の回りの用務、部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。

× (1)車掌を除く。[491]

(2)ホテルでフロント業務にもっぱら従事するものを除く。[253]

- 372-10 旅館・ホテル接客係
 - 11 旅館・ホテル案内係
 - 12 旅館・ホテル客室係
 - 13 旅館・ホテルサービス係
- 372-20 乗物客室給仕人
 - 21 航空客室乗務員
 - 22 船室係
- × ホテルフロント係[253-10]、航空旅客係[301-22]、接客社交係[373-10]、鉄道車掌[491-10]

373 接客社交係

バー·キャバレー·クラブなどで客の接待をして飲食させるなどの接客サービスの仕事に従事するものをいう。

373-10 接客社交係

X

374 芸者

料亭・旅館などで芸ぎ(妓)として客の接待をして飲食させるなどの接客サービスの仕事に従事するものをいう。

374-10 芸者

11 舞妓

X

375 娯楽場等の接客員

映画館・劇場・パチンコ店・野球場・遊園地・博物館などにおいて、整理券・入場券の発売・改札、客の案内、 場内の整理、その他客に対するサービスの仕事に従事するものをいう。

- 375-10 娯楽場等支配人
- 375-20 娯楽場等接客係
 - 21 娯楽場出·改札係
 - 22 座席案内係
 - 23 娯楽場放送係
 - 24 遊戯施設係
 - 25 貸遊具係
 - 26 スポーツ・クラブハウス係
 - 27 キャディ
- × 娯楽場立売販売員[325-22]、プレイガイド窓口販売人[339-30]、車券·馬券·舟券販売人[339-32]

376 旅館主·支配人

旅館・ホテルを経営し、自ら接客サービスなどの仕事に従事するもの、営業の全部または一部について 従業員を指揮監督し、自ら接客サービスなどの仕事に従事するものをいう。

376-10 旅館主·支配人

× 旅館経営者(雇あり業主)[241-10]

38 居住施設・ビル等の管理の職業

集合住宅・下宿・寄宿舎・ビル・駐車場などの管理の仕事に従事するものをいう。

381 マンション・アパート・下宿管理人

分譲・賃貸の集合住宅、貸家、下宿などの居住施設で管理の仕事に従事するものをいう。

381-10 住宅施設管理人 381-20 下宿管理人

× 駐車場管理人[384-11]、警備員[423-10]

382 寄宿舎·寮管理人

事業所・学校の寄宿舎・寮の管理、寄宿舎・寮の利用者に対する生活上の指導、寄宿舎・寮生活に生じる雑用、健康・衛生上などの世話に従事するものをいう。

× (1)掃除·炊事にもっぱら従事するものを除く。[349,801]

(2)社会福祉施設の寮母・寮父を除く。[124]

382-10 寄宿舎·寮管理人

11 寄宿舎世話係

× 社会福祉施設寮母·寮父[124-10]、宿舎掃除作業者[801-10]

383 ビル管理人

事務用および事業用ビル(マンション・アパートなどの居住施設を除く)で管理の仕事に従事するものをいう。

383-10 ビル管理人

× ビル内清掃作業員[801-11]

384 駐車場·駐輪場管理人

駐車場・駐輪場で管理の仕事に従事するものをいう。

384-10 駐車場·駐輪場管理人

- 11 駐車場管理人
- 12 駐輪場管理人

×

389 その他の居住施設・ビル等の管理の職業

別荘など381~384に含まれない居住施設・ビルなどの管理の仕事に従事するものをいう。

389-10 別荘管理人

389-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業

×

39 その他のサービスの職業

旅行ガイド·物品の預かり·賃貸·広告宣伝など 34~38 に含まれないサービスの仕事に従事するものをいう。

391 添乗員、観光案内人

旅行に同行し、旅程の管理などの仕事に従事するもの(添乗員)、客に付添い、旅行に関する案内の仕事に 従事するもの(観光案内人)をいう。

× (1)旅行代理店・旅行案内所などにおいて、旅行に関する説明・宣伝に従事するものを除く。[281,399] (2)バスガイドを除く。[491]

391-10 添乗員

391-20 観光案内人

× 旅行相談係員[281-20]、旅行案内係(旅行案内所)[399-99]、バスガイド[491-21]

392 物品一時預り人

客の手荷物・身の回り品の一時預りの仕事に従事するものをいう。

392-10 物品一時預り人

X

393 物品賃貸人

物品などの賃貸の仕事に従事するものをいう。

× 娯楽場において、娯楽用品の賃貸の仕事に従事するものを除く。[375]

393-10 物品賃貸人

× 貸遊具係[375-25]

394 広告宣伝員

流行衣裳を着て宣伝するもの、広告ビラ配布・街頭広告・宣伝放送などの広告宣伝の業務に従事するものをいう。

× 実演販売の仕事に従事するものを除く。[324]

394-10 広告宣伝員

11 ファッションモデル

12 ビラ配り人

× ハウスマヌカン[324-21]、マネキン[324-61]

395 葬儀師

葬儀の準備・手配などの業務に従事するものをいう。

395-10 葬儀師

X

399 他に分類されないサービスの職業

391~395に含まれないその他のサービスの職業に従事するものをいう。

399-10 ポーター

399-20 美術モデル

399-30 便利屋

399-40 靴みがき人

399-50 エレベーター係

399-60 トリマー

399-70 易者、祈とう師

399-80 野犬捕獲員

399-99 他に分類されないその他のサービスの職業

× ファッションモデル[394-11]

-

F 保安の職業

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。

自衛官・警察官・海上保安官・消防官の身分を有し、医療・教育・管理・事務の仕事などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものを含む。

40 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。 防衛庁本庁などの自衛官および防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

401 陸上自衛官

陸上自衛隊の隊務に従事するものをいう。

401-10 陸上自衛官

X

402 海上自衛官

海上自衛隊の隊務に従事するものをいう。

402-10 海上自衛官

X

403 航空自衛官

航空自衛隊の隊務に従事するものをいう。

403-10 航空自衛官

×

404 防衛大学校·防衛医科大学校学生

防衛大学校・防衛医科大学校の学生であるものをいう。

404-10 防衛大学校·防衛医科大学校学生

×

41 司法警察職員

個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全・秩序の維持など司法警察権を行使する業務に従事するものをいう。

411 警察官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。

411-10 警察官

× 国家公安委員[212-30]、地方公安委員[213-40]

412 海上保安官

海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する業務に 従事するものをいう。

412-10 海上保安官

X

419 その他の司法警察職員

麻薬取締官など 411 および 412 に含まれない主として司法警察権を行使する業務に従事するものをいう。

× 職場の安全衛生、労働条件等の監督の業務に従事するものを除く。[204]

419-10 麻薬取締官

419-99 他に分類されない司法警察職員

× 労働基準監督官[204-11]、船員労務官[204-12]、鉱務監督官[204-13]

42 その他の保安の職業

刑務官、消防官、警備員など40および41に含まれない保安の業務に従事するものをいう。

421 刑務官

刑務所・拘置所の被収容者の監視、作業の指揮監督、刑務所・拘置所内の保安の維持、被収容者の処遇などの業務に従事するものをいう。

421-10 刑務官

×

422 消防官

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、人命の救出、傷病者の緊急搬送などの業務に従事するものをいう。

422-10 消防官

- 11 消防士
- 12 救急隊員
- × 救急車運転者(消防官でないもの)[479-10]

423 警備員

工場・病院・学校・事務所その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、財産の保護または構内秩序の維持に関する警備取締りの業務に従事するものをいう。

× 刑務官を除く。[421]

423-10 警備員

- 11 守衛
- 12 夜警員
- 13 法廷警備員
- 14 国会衛視
- × 看守[421-10]、山林監視員[449-30]、漁場監視員[459-10]

429 他に分類されない保安の職業

道路管理員・入国警備官など 421~423 に含まれないその他の保安の職業に従事するものをいう。

- 429-10 道路管理員
- 429-20 入国警備官
- 429-99 他に分類されないその他の保安の職業
- × 鉱山保安員[759-50]、鉄道線路保安員[782-10]

G 農林漁業の職業

農作物の栽培・収穫の作業、養蚕、家畜・家きん・その他の動物の飼育の作業、林木の育成・伐採・搬出の作業、水産動植物の捕獲・採取・養殖の作業、およびその他の農林漁業類似の作業ならびにこれらに関連する作業に従事するものをいう。

43 農業の職業

農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造、家畜・家きん・その他の動物(水産動物を除く)の飼育、 および農業類似の作業ならびにこれらに関連する作業に従事するものをいう。

431 農耕·養蚕作業者

穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの作業、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造の作業に従事するものをいう。

- 431-10 稲作作業者
- 431-20 畑作作業者
- 431-30 園芸作業者
 - 31 果樹栽培者
 - 32 花き栽培者
 - 33 植木栽培者
 - 34 きのこ栽培者
- 431-40 工芸作物栽培作業者
 - 41 茶栽培者
 - 42 たばこ栽培者
 - 43 い草栽培者
- 431-50 養蚕作業者
 - 51 蚕飼育者
 - 52 蚕種製造作業者
- 431-60 ハウス野菜栽培者
- 431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者

×

432 養畜作業者

家畜の飼育・繁殖・せん毛・搾乳などの作業、家きんの飼育・ふ卵などの作業およびこれらに類似の作業 に従事するものをいう。

愛がん用動物の飼育、動物園・サーカス・病院・研究室などにおける動物の飼育の作業に従事するものを含む。

- × 動物を調教・訓練する作業に従事するものを除く。[209]
 - 432-10 肉牛·乳牛飼育作業者
 - 432-20 養豚作業者
 - 432-30 養鶏作業者
 - 432-40 動物飼育係
 - 41 愛がん用動物飼育作業者
 - 42 動物園飼育係
 - 432-50 きゅう務員
 - 432-60 養蜂作業者
 - 432-99 他に分類されない養畜作業者
- × 家畜人工授精師[022-11]、ひな鑑別員[022-31]、調教師[209-50]、トリマー[399-60]

433 植木職、造園師

植木の植込・手入などの作業に従事するもの(植木職)、庭園の築造などの作業に従事するもの(造園師)をいう。

- × (1)庭園の設計にもっぱら従事するものを除く。[052]
 - (2)盆栽作りの作業にもっぱら従事するものを除く。[431]
 - 433-10 植木職
 - 433-20 造園師
 - 433-98 植木職·造園師見習
- × 庭園設計技術者[052-99]、植木栽培者[431-33]、造園土木工[781-10]

439 その他の農業の職業

431~433 に含まれない農業および農業類似の作業に従事するものをいう。

- 439-10 装てい(蹄)師
- 439-20 農業用水管理者
- 439-99 他に分類されない農業の職業
- × 耕作用トラクタ運転手[431-99]

44 林業の職業

林木の育成・伐採・搬出・処分などの作業および山林における製炭・製薪の作業に従事するものをいう。

441 育林作業者

地ごしらえ、山林苗木の植付け、下刈り、枝打などの育林作業に従事するものをいう。

- 441-10 地ごしらえ作業者
- 441-20 植林作業者
- 441-30 下刈作業者
- 441-40 枝打作業者
- 441-99 他に分類されない育林作業者
- × 山林病害虫防除作業者[449-40]

442 伐木·造材作業者

伐木の作業および測尺・枝払・皮はぎなどの造材の作業に従事するものをいう。

- × (1)製材作業に従事するものを除く。[661]
 - (2)薪炭材の伐採作業に従事するものを除く。[444]
 - 442-10 伐木作業者
 - 442-20 造材作業者
- × 炭材伐採作業者[444-10]、製材工[661-XX]

443 集材·運材作業者

伐採された原木を集める作業および山元土場まで搬出する作業に従事するものをいう。

- × 集材機などの荷役機械および索道·原動機などの操作に従事するものを除く。[732,739]
 - 443-10 集材作業者
 - 443-20 運材作業者
- × 集材機械操作員[739-99]、木材運搬作業者(運送業)[792-10]

444 製炭·製薪作業者

炭がまの築設・製炭原木の伐採・かま詰め・焼上げ・俵詰めなどの作業および製薪原木の伐採・割り・結束などの作業に従事するものをいう。

444-10 製炭作業者

444-20 製薪作業者

×

449 その他の林業の職業

441~444 に含まれない林業および林業類似の作業に従事するものをいう。

- 449-10 特用林産物採取作業者
- 449-20 狩猟者
- 449-30 山林監視員
- 449-40 山林病害虫防除作業者
- 449-99 他に分類されない林業の職業
- × 狩猟取締官[419-99]

45 漁業の職業

河川・湖沼・海洋などの水域において、自然繁殖している水産動植物を採捕する作業、人工的に水産動植物を育成・収穫する作業、およびその他の漁業・漁業類似の作業、これらの延長作業としての簡単な加工作業に従事するものをいう。

451 漁労作業者

海面・海中および内水面において水産物を採捕する作業に従事するものをいう。

漁船に乗組んで漁労作業に従事する甲板部員・機関部員を含む。

- 451-10 海面漁労作業者
 - 11 漁労長
 - 12 漁船甲板員
- 451-20 内水面漁労作業者
 - 21 川魚漁師
- 451-30 潜水漁師
- × 水産あま(海女·海士)[453-30]、遊漁船船頭[499-21]、潜水作業者[779-10]

452 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

漁労船の運用・航海、船体の保全、機関の運転・保全などの作業に従事するものをいう。

- × 母船、工船、漁獲物運搬船、漁業調査船、漁業練習船などにおいてこれらの作業に従事するものを除く。 [481~483]
 - 452-10 漁労船船長
 - 452-20 漁労船航海士
 - 452-30 漁労船機関長
 - 452-40 漁労船機関士
- × 漁労船司ちゅう員[361-99]、漁労船無線通信士[501-12]

453 海藻·貝類採取作業者

天然の海藻・貝類を採取する作業に従事するものをいう。

- 453-10 藻類採取作業者
- 453-20 貝類採取作業者
- 453-30 水産あま(海女・海士)
- × 観光あま(海女·海士)[195-99]

454 水産養殖作業者

海水・淡水において、水産動植物を養殖・収穫する作業に従事するものをいう。

- 454-10 魚類養殖作業者
- 454-20 貝類養殖作業者
- 454-30 真珠養殖作業者
- 454-40 のり養殖作業者
- 454-99 他に分類されない水産養殖作業者

×

459 その他の漁業の職業

451~454に含まれない漁業・漁業類似の作業およびこれらに関連する作業に従事するものをいう。

459-10 漁場監視員

459-99 他に分類されない漁業の職業

× 漁業監督官[419-99]

H 運輸・通信の職業

機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦、通信機の操作、およびその他の関連する作業に従事するものをいう。

46 鉄道運転の職業

鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車・電車・気動車の運転・操作に従事するものをいう。

461 鉄道機関士

電気・ディーゼル・蒸気機関車の運転に従事するものをいう。

461-10 電気機関士

461-20 ディーゼル機関士

461-30 蒸気機関士

461-98 鉄道機関士見習

X

462 電車·気動車運転士

電車・気動車の運転に従事するものをいう。

462-10 電車運転士

462-20 気動車運転士

462-98 電車·気動車運転士見習

× 遊園地電車運転員[375-24]、ロープウェイ運転員[739-31]

47 自動車運転の職業

バス・乗用自動車・貨物自動車などの各種自動車の運転に従事するものをいう。

471 バス運転者

路線バス・貸切バス・自家用バスの運転に従事するものをいう。

471-10 バス運転者

- 11 路線バス運転者
- 12 貸切バス運転者
- 13 自家用バス運転者

×

472 乗用自動車運転者

乗用自動車の運転に従事するものをいう。

472-10 乗用自動車運転者

- 11 自家用乗用自動車運転者
- 12 営業用乗用自動車運転者

×

473 貨物自動車運転者

貨物運送用の自動車の運転に従事するものをいう。

473-10 貨物自動車運転者

- 11 トラック運転者
- 12 トレーラートラック運転者
- 13 コンクリートミキサー車運転者
- 14 ダンプカー運転者
- 15 タンクローリー運転者

× フォークリフト運転者[499-10]、宅配便配達員[794-10]、商品配達員[794-20]

479 その他の自動車運転の職業

バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車の運転に従事するものをいう。

× 消防官の身分を有する消防·救急自動車の運転者を除く。[422]

479-10 その他の自動車運転の職業

X

48 船舶・航空機運転の職業

船舶(漁労船を除く)・航空機の機関の保全整備・運転、水先案内などに従事するものをいう。

481 船長(漁労船を除く)

漁労船を除く各種船舶に船長として乗組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航、その他その船舶に属する一切の業務を統括するものをいう。

481-10 貨客船船長

481-20 作業船船長

21 しゅんせつ船船長

22 タグボート船船長

481-99 他に分類されない船長

× 船舶事務長[259-30]、自衛艦艦長[402-10]、巡視船船長(海上保安庁)[412-10]、消防船船長[422-10]

482 航海士・運航士(漁労船を除く)、水先人

漁労船を除く各種船舶に航海士として乗組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの業務に従事するもの(航海士)、近代化船に運航士として乗組み、航海士または機関士の行う船舶の運航に関する業務のうち、甲板部および機関部の職員の航海当直を併せ行う業務に従事するもの(運航士)、特定の港湾水域に出入りする船舶に水先人として乗組み、本船船員、引船を指示して船舶を安全に誘導し、離着岸・投びょう(錨)・けい留させる作業に従事するもの(水先人)をいう。

482-10 航海士

482-20 運航士

482-30 水先人

× 操舵手[493-10]、小型船舶運転者[499-20]

483 船舶機関長・機関士(漁労船を除く)

漁労船を除く船舶に機関長または機関士として乗組み、機関の運転・整備、燃料・かん(缶)水の受領、潤滑油・般用品の受払・保管、属具の整備、その他機関部に属する作業に従事するものをいう。

483-10 船舶機関長

483-20 船舶機関士

× 船舶機関員[494-10]、操機長[494-10]

484 航空機操縦士

航空機に機長・副操縦士として乗組み、航空機の操縦、位置・針路の測定、航法上の資料の算出を行うものをいう。

484-10 航空機操縦士

× 航空自衛官[403-10]

485 航空機関士

航空機に機関士として乗組み、発動機・機体の整備・点検・取扱いの作業に従事するものをいう。

485-10 航空機機関士

× 航空機整備工[593-40]

49 その他の運輸の職業

列車·電車·バスの車掌業務、操車·信号·連結の作業、船舶の甲板作業·機関作業、その他 46~48 に含まれない運輸の作業に従事するものをいう。

491 車掌

列車・電車・バスなどに乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、乗車券の販売などの作業に従事するものをいう。

- 491-10 鉄道車掌
 - 11 旅客車掌
 - 12 貨物車掌
- 491-20 バス車掌
 - 21 観光バス車掌
- × 観光案内人[391-20]

492 駅構内係、信号係

鉄道の駅構内・操車場において、列車の組成、車両の入換、車両の解放連結の際の連結器等の解除などの作業に従事するもの(駅構内係)、信号機の操作などの作業に従事するもの(信号係)をいう。

- 492-10 駅構内係
 - 11 操車係
 - 12 連結手
- 492-20 信号係

× 船舶信号手[493-10]

493 甲板員

船舶に乗組み、船舶のけい(繋)離・見張、貨物の積卸準備・看視、船体の手入・掃除、操だ(舵)、信号などの作業に従事するものをいう。

× 漁労に従事する甲板員を除く。[451]

493-10 甲板員

× 船室係[372-22]、漁船甲板員[451-12]

494 船舶機関員

船舶に乗組み、舶用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの取扱いなどの舶用機関の操作に従事する ものをいう。

494-10 船舶機関員

× 船舶機関士[483-20]

499 他に分類されない運輸の職業

フォークリフト運転者、小型船舶運転者など 491~494 に含まれないその他の運輸の作業に従事するものをいう。

- 499-10 フォークリフト運転者
- 499-20 小型船舶運転者
 - 21 遊漁船船頭
- 499-30 車両点検係
- 499-99 他に分類されないその他の運輸の職業
- × 航空関係無線通信士[501-11]、船舶関係無線通信士[501-12]、航空管制官[509-10]

50 通信の職業

無線通信設備・有線通信設備の操作、電話交換作業、郵便・電報の集配作業に従事するものをいう。

501 無線通信員、無線技術員

無線通信設備(無線通信・無線電話・その他電波を送受信するための電気的設備)の通信操作・技術操作を行うものをいう。

- 501-10 無線通信士
 - 11 航空関係無線通信士
 - 12 船舶関係無線通信士
- 501-20 無線技術士
 - 21 ラジオ・テレビ放送技術員
 - 22 写真電送員
 - 23 中継技術員
- 501-30 特殊無線技士
- 501-99 他に分類されない無線通信員、無線技術員

× テレビジョンミキサー[509-99]、ラジオミキサー[509-99]

502 有線通信員

有線通信設備(線条その他の導体を利用して、電磁的方法により、符号、音響または映像を送受信するための電気的設備)の通信操作・技術操作を行うものをいう。

- 502-10 有線通信操作員
- 502-20 有線技術員
 - 21 有線放送技術員
- × 電話交換手[503-10]

503 電話交換手

有線・無線電話の呼出・交換・取次・案内の作業に従事するものをいう。

- 503-10 電話交換手
 - 11 国際電話オペレーター
 - 12 構内電話交換手
 - 13 案内台交換手

X

504 郵便集配員、電報配達員

郵便物の集配作業に従事するもの(郵便集配員)、電報の配達作業に従事するもの(電報配達員)をいう。

- 504-10 郵便集配員
 - 11 郵便取集員
 - 12 郵便配達員
- 504-20 電報配達員
- × 簡易保険集金人[291-10]、郵便貯金勧誘員[335-11]

509 その他の通信の職業

501~504に含まれない通信の作業に従事するものをいう。

- 509-10 航空管制官
- 509-99 他に分類されない通信の職業
- × 電波監視官[204-18]、ラジオ・テレビアナウンサー[209-10]

I 生産工程・労務の職業

機械・器具・手道具などを用いて原材料を加工しまたは組立てる作業、生産機械・装置の操作を行う作業、建設機械・定置機関・定置機械の操作・運転の作業、発電・変電などにおける機械・装置の操作・保全の作業、鉱物の探査・試掘・採掘・選鉱などの作業、建設工事の作業および他に分類されない技能的作業、生産工程の作業ならびに運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

この仕事は、工程に関する包括的な知識、手芸的器用さ、機械・装置の操作的能力、肉体的努力などを必要とするが、反復的、限定的に行われる作業が主である。

労働者の監督、仕様書に基づく作業手順の決定、作業の割当て、作業の仕方の指導・検査、生産記録の作成などに従事する職長、班長、組長、現場監督などの役付工も監督または実施する仕事の種類によって一般労働者と同様にそれぞれの項目に分類される。

I-1 製造・制作の職業

51 金属材料製造の職業

鉱石・スクラップなどから金属を製錬または精錬する作業、金属を鋳造・鍛造・圧延・熱処理・伸線・引抜きなどして金属材料を製造する作業に従事するものをいう。

511 製銑工、製鋼工

高炉・電気炉を用いて、銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の監視、出さい(滓)・除さい(滓)・出 鉄、熱風炉操作などの作業、転炉・各種電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造 する作業、キュポラ(溶銑炉)・各種電気炉を用いて鋳物用鉄を溶融する作業に従事するものをいう。

- 511-10 製銑工
 - 11 炉前工(高炉)
 - 12 樋管理工(高炉)
 - 13 鋳銑機工
- 511-20 製鋼工
 - 21 溶銑予備処理工
 - 22 転炉工
 - 23 電気炉工(製鋼)
 - 24 取べ(鍋)精錬工
 - 25 造塊工
 - 26 連続鋳造工(製鋼)
 - 27 連鋳精整工
- 511-30 鋳物用鉄溶融工
 - 31 キュポラ工(鋳物)
 - 32 電気炉工(鋳物)
- 511-99 他に分類されない製銑工、製鋼工
- × 非鉄金属溶融炉工[512-10]、鉱石焼結工[519-11]、ペレット工[519-12]、炉修工[772-43]

512 非鉄金属製錬工

溶錬炉・電気炉、浸出槽・電解槽などを用いて原鉱石・スクラップから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶融・精製して精製非鉄金属を製造するため、原料の装入・炉の操作・製錬の監視・浸出浄液の管理・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からのはく(剥)離・電解槽の処理・再溶融炉の操作、鋳込造塊の作業などに従事するものをいう。

- 512-10 非鉄金属溶融炉工
- 512-20 非鉄金属浸出·浄液工
- 512-30 非鉄金属電解工
- 512-40 銅製錬工(電解法を除く)
- 512-50 貴金属製錬工
- 512-60 半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど)
- 512-70 金属ウラン製錬工
- 512-80 非鉄金属鋳込造塊工
- 512-99 他に分類されない非鉄金属製錬工
- × 金属焙焼工[519-11]、アルミナ製造工[521-13]

513 鋳物工

木型・金型を用いて、鋳物用溶融金属を鋳込む砂型・中子を作る作業、これを組立て鋳型を作る作業、鋳型に溶融金属を注入する作業に従事するものをいう。

- × (1)型ばらし、鋳物バリ取りの作業にもっぱら従事するものを除く。[519]
 - (2)ダイカスト鋳造作業、遠心鋳造機運転の作業に従事するものを除く。[559]
 - 513-10 調砂工
 - 513-20 中子工
 - 513-30 鋳型工
 - 31 手込造型工
 - 32 機械込造型工
 - 513-40 鋳込工
 - 513-99 他に分類されない鋳物工
- × 鋳物用鉄溶融工[511-30]、鋳物仕上工[519-30]、ダイカスト工[559-99]、鋳物木型工[663-20]

514 鍛造工

鍛造用機械ハンマ・プレスなどを用いて金属素材を圧縮・打撃して種々の形状に鍛錬・成形加工する作業に従事するものをいう。

火床係を含む。

- × (1)鍛接管製造の作業に従事するものを除く。[516]
 - (2)刀かじを除く。[183]
 - 514-10 鍛造操炉工
 - 514-20 自由鍛造工
 - 21 鍛造プレス工
 - 22 鍛造ハンマエ
 - 514-30 型鍛造工
 - 31 型鍛造プレス工
 - 32 型鍛造ハンマエ
 - 514-40 手かじ(鍛冶)工
 - 41 工具かじ工
 - 514-98 鍛造工助手
 - 514-99 他に分類されない鍛造工
- × 刀かじ[183-10]、鍛接管工[516-43]

515 金属熱処理工

金属を加熱・冷却することにより、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などを行い、金属に一定の性質を与える作業に従事するものをいう。

熱処理品の準備(運搬のみに従事するものを除く)、後処理に従事するものを含む。

- 515-10 金属熱処理工
 - 11 焼なまし・焼ならし工
 - 12 焼入焼戻し工(高周波・浸炭を除く)
 - 13 高周波焼入焼戻し工
 - 14 浸炭焼入焼戻し工
 - 15 窒化·軟窒化工
- × 鍛造操炉工[514-10]、圧延加熱炉工[516-10]

516 圧延工

金属の塊・板・棒などを熱間・冷間で、ロール圧延機にかけて、板・条・棒を製造するため、圧延機の操作・加工材料の取扱い・金属加熱炉の操作・ロールの矯正整備の作業、押出し・引抜き・溶接などによる金属管の製作・精整の作業に従事するもの(熱間・冷間・溶融を問わない)をいう。

製管機械に連続する溶接・つぎめ削り・のこ(鋸)断の作業、溶融金属の押出しによる製管の溶融作業に従事するものを含む。

- × 伸線作業、単独に行われる切断作業に従事するものを除く。[517, 559]
 - 516-10 圧延加熱炉工
 - 516-20 熱間圧延工
 - 21 条鋼圧延工(線材、形鋼、棒鋼)
 - 22 鋼板圧延工(厚板、熱延)
 - 23 シームレス鋼管工(中径、小径)
 - 516-30 冷間圧延工
 - 31 電磁鋼板工
 - 32 ステンレス鋼板工
 - 33 表面処理鋼板工
 - 34 展延工(非鉄金属箔)
 - 516-40 溶接鋼管工
 - 41 大径管工(スパイラル、UO管)
 - 42 電縫管工
 - 43 鍛接管工
 - 516-50 圧延仕上工
 - 516-60 圧延ロール整備工
 - 516-99 他に分類されない圧延工
- × 金属管鋳造工[513-40]、伸線工[517-10]、金属切断工(刃物によるもの)[559-50]

517 伸線工

金属ダイス・ダイヤモンドダイスの孔を通して金属線を引く作業、巻取る作業に従事するものをいう。 線素材の前処理の作業に従事するものを含む。

× 線素材の熱処理、金属線の防せい(錆)の作業に従事するものを除く。[515.556]

517-10 伸線工

× 金属熱処理工[515-10]、防錆処理工[556-99]

519 その他の金属材料製造の職業

鉱石の焼結、鋳物の砂落とし・仕上、粉末冶金製品の製造、その他 511~517 に含まれない金属材料製造の作業に従事するものをいう。

- 519-10 金属材料原料工
 - 11 鉱石焼結工
 - 12 ペレット工
- 519-20 スクラップ整理工
 - 21 スクラップ切断工
 - 22 スクラップ・ヤード工
- 519-30 鋳物仕上工
 - 31 鋳物型ばらし工
 - 32 ショット・ブラスト工
 - 33 鋳物はつり工
 - 34 鋳物切断:補修工
- 519-40 粉末冶金製品製造工
 - 41 粉末冶金成形工
 - 42 粉末冶金焼結工
- 519-50 金属材料製造検査工
 - 51 原材料試験検査工
 - 52 中間製品検査工
 - 53 非破壊検査員
- 519-99 他に分類されない金属材料製造の職業

52 化学製品製造の職業

化学薬品·化学繊維·加工油脂製品(食用油脂を除く)·医薬品·化粧品などの化学製品の製造·処理の作業に従事するものをいう。

521 基礎的化学製品製造オペレーター

化学薬品・化学染料・火薬・合成樹脂その他のプラスチック・化学肥料などを製造するため、原料の計量・ 仕込装入・分解・酸化・還元・合成・縮合・重合・蒸留・蒸発・濃縮・ろ(濾)過・混合・ねっか(捏和)・かくはん(撹拌)・結晶・圧縮・液化・ばい(焙)焼・か焼などを、各種の装置の操作、コントロール室の機器装置の監視・調整を通じて行う作業に従事するものをいう。

- × 医薬品·塗料·農薬·香料などの製造の作業に従事するものを除く。[525,529]
 - 521-10 基礎的化学製品製造オペレーター
 - 11 石油化学製品製造オペレーター
 - 12 有機薬品製造オペレーター
 - 13 無機材料製造オペレーター
 - 14 化学肥料製造オペレーター
 - 15 汎用樹脂製造オペレーター
- × 医薬品製造工[525-10]、塗料製造工[529-40]、農薬製造工[529-50]、香料製造工[529-99]

522 石油精製オペレーター

揮発油·灯油·軽油·重油·潤滑油·液化石油ガスなどを製造するため、原油の蒸留·不純物の除去処理などを、各種の装置の操作、コントロール室の機器装置の監視・調整ならびにパイプ系統の制御を通じて行う作業およびその他の石油精製に関連する作業に従事するものをいう。

- 522-10 燃料製造オペレーター
 - 11 燃料油製造オペレーター
 - 12 LP ガス製造オペレーター
- 522-20 潤滑油製造オペレーター
- 522-30 石油タンクオペレーター
- 522-99 他に分類されない石油精製オペレーター
- × パラフィン製造工[529-99]

523 化学繊維工

レーヨン·アセテート·ナイロン·ポリエステル·アクリルなどの化学繊維(ガラス繊維·鉱さい繊維·岩綿·石綿を除く)の製造の作業に従事するものをいう。

- × 化学繊維原料の製造作業、原繊維の再操作業に従事するものを除く。[521,649]
 - 523-10 原液調整工
 - 523-20 化学繊維紡糸工
 - 523-30 化学繊維後処理工
 - 31 化学繊維精練·漂白工
- × 再繰工[649-21]

524 石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター

石けん(鹸)・硬化油・脂肪酸などの加工油脂製品の製造のため、原料油脂の硬化・触媒調整・脱臭・練り合わせ・分解・けん化・塩析・乾燥・添香・かくはん(撹拌)・放出・切断・型打ちなどを、各種の装置の操作、コントロール室の機器装置の監視・調整を通じて行う作業に従事するものをいう。

- × マーガリンなどの食用油脂製品の製造作業に従事するものを除く。[615]
 - 524-10 石けん製造オペレーター
 - 524-20 合成洗剤製造オペレーター
 - 524-30 油脂製品製造オペレーター
 - 31 硬化油製造オペレーター
 - 32 脂肪酸製造オペレーター
 - 33 グリセリン製造オペレーター
- × シャンプー製造工[525-30]、歯みがき製造工[525-30]、採油工[615-20]、食用油脂製品製造工[615-40]、 マーガリン製造工[615-41]

525 医薬品·化粧品製造工

医薬品・化粧品の製造作業に従事するものをいう。

- × 包装作業にもっぱら従事するものを除く。[728]
 - 525-10 医薬品製造工
 - 11 製剤工
 - 12 医薬品仕上工
 - 525-20 抗生物質種母培養工
 - 525-30 化粧品類製造工
- × 化粧石けん製造工[524-10]、香料製造工[529-99]、化粧品包装工[728-XX]

529 その他の化学製品製造の職業

化学製品製造原料の粉砕、製塩装置の操作、塗料の調合、その他 521~525 に含まれない化学製品製造の作業に従事するものをいう。

- 529-10 化学製品原料粉砕工
- 529-20 製塩工
- 529-30 感光剤材料製造工
 - 31 フィルム製造工
 - 32 感光紙製造工
- 529-40 塗料・絵具・インキ製造工
- 529-50 農薬·殺虫剤製造工
- 529-60 化学製品検査工
- 529-99 他に分類されない化学製品製造の職業
- × 香水製造工[525-30]

53 窯業製品製造の職業

ガラス・ガラス製品、れんが・かわら、陶磁器、セメント・セメント製品など窯業製品の原料処理・成形・生 仕上・焼成・仕上などの作業に従事するものをいう。

531 窯業原料工

ガラス・れんが・かわら・陶磁器などの原料土石の粉砕・計量・水ひ(簸)・混合・練り・溶融などの作業に従事するものをいう。

- × ファインセラミックス・セメント製造のため、機械装置による原料の乾燥・調合・粉砕の作業に従事するものを除く。[535,537]
 - 531-10 原料工
 - 11 原石粉砕工
 - 12 原料調合工
 - 13 原料か焼工
 - 531-20 ガラス溶融炉工
 - 531-30 窯業土練工
 - 31 陶磁器土練工
 - 32 れんが・かわら類土練工
 - 531-40 シャモット工
 - 531-99 他に分類されない窯業原料工
- × 金属シリコン精錬工[512-60]、アルミナ製造工[521-13]

532 ガラス製品製造工

溶融ガラスを成形して、板ガラス・瓶・食器・管・球などを製造する作業、ガラス繊維製造の作業、ガラスの細工加工・研磨・つや(艶)出し・つや消し・銀引き・カッティング・はり合わせの作業に従事するものをいう。

ガラス熱処理設備を操作する作業に従事するものを含む。

- 532-10 ガラス成形工
 - 11 板ガラス成形工
 - 12 製びん工
 - 13 吹きガラス成形工
 - 14 ガラスプレス成形工
 - 15 ガラス管成形工
- 532-20 ガラス繊維製造工
- 532-30 ガラス熱加工工
 - 31 バーナー加工工
 - 32 ガラス火切・口焼工
- 532-40 ガラスカッティング工
 - 41 ガラスカット工
 - 42 ガラス研磨工
- 532-50 鏡銀引き工
- 532-60 ガラス熱処理工
 - 61 ガラス徐冷工
- 532-99 他に分類されないガラス製品製造工
- × レンズ研磨工[604-12]

533 施ゆう工、ほうろうがけ工

ゆう(釉)薬原料の粉砕、ゆう薬の混合・調合、ゆう薬かけの作業に従事するもの(施ゆう工)、ほうろう(琺瑯)液の調合、ほうろうかけ・焼つけ・仕上げの作業に従事するもの(ほうろうがけ工)をいう。

- 533-10 ゆう薬工
 - 11 ゆう薬原料調合工
 - 12 フリット工
- 533-20 ゆう薬かけ工
 - 21 施ゆう機工
 - 22 施ゆう仕上工
- 533-30 ほうろう焼入・仕上工
- × 七宝ゆう薬差工[539-20]

534 れんが・かわら類製造工

普通れんが・耐火れんが・粘土がわら(瓦)・パイプ・土管類を作るため、あら(粗)地・成形・乾燥・かま入れ・ 焼成・取出しの作業に従事するものをいう。

- 534-10 れんが・かわら類成形工
 - 11 れんが・かわら類プレス成形工
 - 12 れんが・かわら類押出成形工
- 534-20 れんが・かわら類乾燥工
- 534-30 れんが・かわら類焼成工
 - 31 れんが・かわら類炉出入工
- 534-99 他に分類されないれんが・かわら類製造工
- × コンクリートパイプ製造工[538-14]、セメント瓦製造工[538-99]

535 陶磁器製造工、ファインセラミック製品製造工

ろくろ機・プレス機の操作または泥しょう(漿)の流し込みによる陶磁器の成形作業、旋盤・へら・こてによる生型・乾燥型の加工・仕上・組立の作業およびかま入れ・焼成・焼付・取出しの作業に従事するもの(陶磁器製造工)、天然原料から得られない物理的・化学的特性を持つファインセラミック製品を製造するため、合成または精錬された純度の高いアルミナ・けい(珪)素などの原料を調合・混合・成形・養生・焼成する作業に従事するもの(ファインセラミック製品製造工)をいう。

タイルの製造作業に従事するものを含む。

- × 半導体製品の製造の作業にもっぱら従事するものを除く。[585]
 - 535-10 陶磁器製造工
 - 11 陶磁器成形工
 - 12 陶磁器研磨工
 - 13 陶磁器レース加工工
 - 14 陶磁器焼成工
 - 535-20 ファインセラミック製品製造工
 - 535-98 陶磁器製造工見習
- × 陶芸家[183-10]、ゆう薬かけ工[533-20]、陶磁器絵付工[536-XX]

536 窯業絵付工

陶磁器・ガラスなどの絵かき・線びき・彩色・転写絵付の作業に従事するものをいう。

- 536-10 陶磁器画工
- 536-20 転写絵付工
- 536-30 陶磁器吹付工
- 536-40 絵付線引き工
- 536-50 盛絵付工
- 536-98 窯業絵付工見習
- × 七宝線付工[539-20]

537 セメント生産オペレーター

セメントを製造するため、原料の乾燥・調合・粉砕、キルンへの原料装入、焼成、クリンカーの冷却・粉砕などを、各種の装置の操作、コントロール室の機械装置の監視・調整を通じて行う作業に従事するものをいう。

537-10 セメント生産オペレーター

× コンクリートブロック製造工[538-11]、セメント袋詰工[728-20]

538 セメント製品製造工

セメント製のブロック·かわら(瓦)·スレート·管などを製造するため、セメント·砂·じゃりの混合·成形·仕上·乾燥の作業に従事するものをいう。

建設用生コンクリートの製造作業に従事するものを含む。

- 538-10 コンクリート製品製造工
 - 11 コンクリートブロック製造工
 - 12 コンクリートパネル製造工
 - 13 セメントスレート製造工
 - 14 コンクリートパイプ製造工
- 538-20 生コンクリート製造工
- 538-99 他に分類されないセメント製品製造工

X

539 その他の窯業製品製造の職業

石灰·石こう製品の製造、七宝の製作、るつぼ・研磨用材の製造、その他 531~538 に含まれない窯業製品製造の作業に従事するものをいう。

- 539-10 石灰・石こう製品製造工
 - 11 生石灰・消石灰生産オペレーター
 - 12 ドロマイト生産オペレーター
 - 13 焼石こう製造工
 - 14 石こう製品製造工
- 539-20 七宝工
- 539-30 るつぼ製造工
- 539-40 研磨用材製造工
- 539-50 窯業製品検査工
 - 51 ガラス製品検査工
 - 52 れんが・かわら類検査工
 - 53 陶磁器検査工
- 539-99 他に分類されない窯業製品製造の職業

X

54 土石製品製造の職業

石の加工・細工その他土石製品製造の作業に従事するものをいう。

× 窯業の原料処理の作業に従事するものを除く。[53 窯業製品製造の職業]

541 石工

石工用機械または手道具を用いて、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫りの作業、石塔・石材・うす(臼) などの加工製作の作業に従事するものをいう。

石積作業に従事するものを含む。

541-10 石割工

541-20 石切工

21 石工旋盤工

541-30 石研磨工

31 機械研磨工

541-40 石彫工

541-50 墨出し工

541-60 石積工

541-98 石工見習

× 石細工工[549-10]、すずり製作工[549-10]、石切出作業者[752-10]

549 その他の土石製品製造の職業

石細工品の製作、その他541に含まれない土石製品製造の作業に従事するものをいう。

549-10 石細工工

549-99 他に分類されない土石製品製造の職業

×

55 金属加工の職業

機械または手道具を用いて金属材料を加工する作業に従事するものをいう。

551 金属工作機械工

各種の汎用金属工作機械·数値制御金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する作業に従事するものをいう。

金属材料にプラスチック材などを結合させた材料の切削加工に従事するものを含む。

- 551-10 汎用金属工作機械工
 - 11 旋盤工
 - 12 ボール盤工
 - 13 中ぐり盤工
 - 14 フライス盤工
 - 15 歯切盤工
 - 16 研削盤工:仕上機械工
- 551-20 数値制御金属工作機械工(特殊加工機を除く)
 - 21 NC 旋盤工
 - 22 NC ボール盤工
 - 23 NC 中ぐり盤工
 - 24 NC フライス盤工
 - 25 NC 研削盤工
 - 26 マシニングセンターオペレーター
- 551-30 金属特殊加工機工
 - 31 放電加工機工
 - 32 電子ビーム加工機工
 - 33 レーザー加工機工
 - 34 電解加工機工
- 551-99 他に分類されない金属工作機械工
- × 可搬研磨工(ポータブル研磨)[557-10]、電子ビーム溶接工[561-99]、丸のこ盤工[559-50]、 木工旋盤工[663-11]、プラスチック旋盤工[693-31]、プラスチックバフみがき工[693-41]

552 金属プレスエ

プレス機械を用いて金属板を冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する作業に従事するものをいう。

刻印の作業に従事するものを含む。

- × 打貫機による穴の打抜きの作業および打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付・調整する作業に もっぱら従事するものを除く。[559]
 - 552-10 プレス成形工
 - 11 打抜プレス工
 - 12 曲プレス工
 - 13 絞プレス工
 - 14 プレス刻印工
 - 552-20 数値制御プレス機械工
 - 552-99 他に分類されない金属プレス工
- × クリーニングプレス工[355-14]、鍛造プレス工[514-21]、金型取付工[559-60]、打貫工[559-99]、 プラスチックプレス工[693-13]

553 鉄工、製かん(缶)工

鉄塔・橋りょう(梁)・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク(鉄槽)などの製作・組立のための現図の展開・型板取・鋼板け(罫)がき・穴あけ・ぎょう(撓)鉄・組立・びょう(鋲)打ち・てんげき(填隙)・はつりの作業に従事するものをいう。

- × 現図展開·型板取の作業、鋼板けがきの作業、はつりの作業にもっぱら従事するものを除く。 [727,559,557]
 - 553-10 鉄工
 - 11 建築鉄工
 - 12 機械鉄工
 - 13 造船鉄工
 - 14 橋りょう鉄工
 - 15 装飾鉄工
 - 553-20 製かん工
 - 21 ボイラー組立工
 - 22 圧力容器組立工
 - 553-99 他に分類されない鉄工、製かん(缶)工
- × ドラムかん製造工[554-10]、金属はつり工[557-24]、原図型取工[727-30]、鉄筋工[763-XX]

554 板金工

金切はさみ・つち(槌)・簡単な切断機・曲ロール機などを用いて、金属薄板の切断・曲げ・絞り・成形の作業および加工された金属薄板の組合せ、ハンダ・硬ろう・電気溶接・ガス溶接による接着・仕上の作業に従事するものをいう。

× ハンダ付·電気溶接·ガス溶接·現図展開·型板取りの作業にもっぱら従事するものを除く。 [559,561,562,727]

554-10 板金工

- 11 建築板金工
- 12 工場板金工
- 13 自動車板金工
- × 板金プレス工[552-10]、自動車修理工[592-10]

555 金属彫刻工

各種の手工具・機械または化学的腐しょく(蝕)技術によって金属に模様・文字・目盛・けい(罫)線・像を彫刻・切削加工する作業に従事するものをいう。

- × 美術品の創作および貴金属の彫刻に従事するものを除く。[181,716]
 - 555-10 彫金工
 - 11 かざり職
 - 12 金型彫刻工
 - 555-20 機械彫刻工
 - 555-30 腐しょく彫刻工
 - 31 なっ(捺)染ロール彫刻工
 - 555-99 他に分類されない金属彫刻工
- × 美術彫刻家[181-10]、貴金属彫刻工[716-10]

556 めっき工

電気めっき、化学めっき、溶融めっき、溶射めっき、真空・気相めっきなどのめっき作業に従事するものをいう。

アルマイト加工、非鉄金属無機物で表面を覆う被膜防せい(錆)(着色を含む)処理、めっき前の研磨・脱脂・酸洗い、めっき後の水洗い・熱湯洗浄・仕上研磨の作業に従事するものを含む。

× 機械的除脂・除せい・研磨・つや(艶)出し・カバー掛けなどにもっぱら従事するものを除く。[551,557]

- 556-10 電気めっき工
- 556-20 化学めっき工
- 556-30 溶融めっき工
- 556-40 溶射工
- 556-50 真空・気相めっき工
- 556-60 陽極処理工
- 556-70 化成処理工
- 556-99 他に分類されないめっき工

× 金属研磨工[557-XX]

557 金属研磨工

可搬グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品の疵取り、研磨、切削加工、 すり(摺)合せ、ラッピングなどの作業に従事するものをいう。

- × 研削盤·仕上機械による研磨作業に従事するものを除く。[551]
 - 557-10 金属材料:製品研磨工
 - 11 工具研磨工
 - 12 刃物とぎ工
 - 557-20 金属手仕上工
 - 21 のこ目立職
 - 22 金属やすり掛け工
 - 23 金属きさげ工
 - 24 金属はつり工
- × 鋳物はつり工[519-33]、研磨盤工[551-16]、バフ盤工[551-16]、工具製造工[559-22]

558 金属線製品・くぎ・ばね製造工

機械または手道具で網·かご(籠)·クリップ·ラス·針·ピンなどの金属線製品·くぎ類の製造作業、冷間成形によるばねの成形作業に従事するものをいう。

針・ピン・くぎ類の材料の切断・穴あけ・成形・研磨の作業に従事するものを含む。

- × 熱間成形によるばねの製造の作業に従事するものを除く。[514]
 - 558-10 金属線製品製造工
 - 11 ワイヤーロープ製造工
 - 12 有刺鉄線製造工
 - 13 金網編工
 - 14 針製造工
 - 15 ピン製造工
 - 558-20 くぎ類製造工
 - 558-30 ばね製造工
- × 火造りばね工[514-20]

559 その他の金属加工の職業

家具・建具・刃物・工具などの金属製品の製造、けがき、その他 551~558 に含まれない金属加工の作業に従事するものをいう。

- 559-10 金属製家具·建具製造工
 - 11 金属製家具製造工
 - 12 金属製建具製造工
- 559-20 金属製品製造工(一貫作業によるもの)
 - 21 刃物製造工
 - 22 工具製造工(刃物を除く)
 - 23 金具製造工
- 559-30 けがき工
- 559-40 ろう付工、はんだ付工
- 559-50 金属切断工(刃物によるもの)
- 559-60 金型取付工
- 559-70 金属加工·金属製品検査工
- 559-99 他に分類されない金属加工の職業

56 金属溶接・溶断の職業

電熱・電撃・ガスの炎などを利用して金属を接合・切断する作業に従事するものをいう。

× 刃物または放電加工機などの金属工作機械を用いて金属を切断する作業に従事するものを除く。 [55 金属加工の職業]

561 電気溶接工

アーク(電弧)溶接・抵抗溶接などの電熱・電撃を利用して、金属を接合する作業に従事するものをいう。

- 561-10 アーク溶接工
 - 11 被膜アーク溶接工
- 561-20 抵抗溶接工
 - 21 スポット溶接工
- 561-30 自動電気溶接機運転工
- 561-40 溶接ロボット運転工
- 561-99 他に分類されない電気溶接工
- × 電縫管工[516-42]、放電加工機工[551-31]、ろう付工・はんだ付工[559-40]

562 ガス溶接工、ガス切断工

酸素アセチレンガス・酸素・水素・石炭ガス・プロパンガスなどの炎で、金属を接合または焼き切る作業 に従事するものをいう。

- 562-10 ガス溶接工
 - 11 酸素アセチレンガス溶接工
- 562-20 ガス切断工
 - 21 アセチレンガス切断工
 - 22 大型バーナーエ
 - 23 自動ガス切断機運転工
- × ワイヤカット放電加工工[551-31]、金属切断工(刃物によるもの)[559-50]

57 一般機械器具組立・修理の職業

原動機·工作機械·農業用機械·建設機械·繊維機械などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器·光学機械器具を除く)の組立·調整·修理の作業に従事するものをいう。

571 一般機械器具組立工

原動機·工作機械·農業用機械·建設機械·繊維機械などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器·光学機械器具を除く)の部品組立·組付け、総組立、すえ(据)付け、調整の作業に従事するものをいう。

- 571-10 原動機組立工
 - 11 エンジン組立・調整工
 - 12 タービン組立:調整工
- 571-20 金属加工機械組立工
 - 21 金属工作機械組立:調整工
- 571-30 産業用機械組立工
 - 31 農業用機械組立:調整工
 - 32 建設機械組立·調整工
 - 33 繊維機械組立:調整工
 - 34 印刷機械組立:調整工
- 571-40 機械部品組立工
 - 41 ベアリング組立工
 - 42 変速機組立工
 - 43 軸継手組立工
 - 44 バルブ組立工
 - 45 チェーン組立工
- 571-99 他に分類されない一般機械器具組立工

× ボイラー組立工[553-21]、レーザー応用加工機器組立工[586-40]

572 一般機械器具修理工

原動機·工作機械·農業用機械·建設機械·繊維機械などの各種の機械器具(電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器·光学機械器具を除く)の部品修理·総修理·保全·検査の作業に従事するものをいう。

- × 金属部品の切削加工にもっぱら従事するものを除く。[551]
 - 572-10 機械修理工
 - 11 動力機械保全·修理工
 - 12 油圧機械保全·修理工
 - 572-20 機械検査工
 - 21 動力機械検査工
 - 22 油圧機械検査工
 - 572-99 他に分類されない一般機械器具修理工

X

58 電気機械器具組立・修理の職業

発電機、電動機、変圧器、配電盤、電気通信機械器具、電球、電子管、半導体製品、電子応用機械器具、民生 用電子・電気機械器具などの電気機械器具および部品の組立・調整・修理の作業、電線の被覆作業に従事す るものをいう。

- × (1)電気計器の組立·調整·修理の作業に従事するものを除く。
 - [60 計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業]
 - (2)産業用電気機械・装置の据付作業に従事するものを除く。[74 電気作業者]

581 電気機械組立工・修理工

発電機・電動機などの回転電気機械、変圧器・配電盤などの配電・制御装置の部品組立・総組立・調整・修 理の作業に従事するものをいう。

- × 電子機器用部品の組立に従事するものを除く。[589]
 - 581-10 発電機組立:調整工
 - 11 発電機巻線工
 - 12 産業用発電機組立工
 - 13 民生用発電機組立工
 - 581-20 電動機組立:調整工
 - 21 電動機巻線工
 - 22 産業用電動機組立工
 - 23 民生用電動機組立工
 - 24 マイクロモーター組立工
 - 581-30 変圧器·変流器·変成器組立·調整工
 - 31 トランス巻線工
 - 32 変圧器組立工
 - 33 変流器·変成器組立工
 - 581-40 配電盤·制御板組立·調整工
 - 41 配電盤組立工
 - 42 制御板組立工
 - 43 ディストリビュータ組立工
 - 581-50 開閉制御機器組立工
 - 51 ブレーカー組立工
 - 52 スイッチ組立工
 - 581-60 電気機械部品組立工
 - 61 整流子組立工
 - 62 整流器組立工
 - 63 コンデンサー組立工
 - 581-70 電気機械修理工
 - 71 発電機·電動機修理工
 - 72 配電·制御装置修理工
- 変圧器組立工(電子機器用)[589-41]、電子機器用コンデンサー製造工[589-43]

582 電気通信機械器具組立工・修理工

無線・有線通信機器、ビデオ・音響機器の総組立・調整・修理の作業に従事するものをいう。

- × (1)電気通信機械器具の部品組立·束線の作業にもっぱら従事するものを除く。[588,589]
 - (2)電気通信設備の据付・保守の作業に従事するものを除く。[745]
 - 582-10 電気通信機器組立工
 - 11 無線通信機器組立工
 - 12 有線通信機器組立工
 - 582-20 ビデオ・音響機器組立工
 - 21 VTR·テープレコーダー組立工

- 22 ラジオ・音響機器組立工
- 23 テレビ・画像端末機組立工
- 582-30 電気通信機器調整工
- 582-40 ビデオ・音響機器調整工
- 582-50 電気通信機械器具修理工
- 582-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工・修理工
- × テレビ修理工(販売店・サービス店)[587-31]、束線工(ワイヤー・ハーネス工)[588-10]、 テレビアンテナ製造工[589-40]、ビデオカメラ組立工[603-30]、通信装置据付・保守工[745-20]

583 電球·電子管組立工

白熱電球・蛍光ランプ・ブラウン管・X線管・マグネトロンなどの電子管の部品の組立加工・総組立・排気・ガス封入の作業に従事するものをいう。

- × ガラス部品の成形・加工の作業、口金の成形、ベークライド製品の成形の作業に従事するものを除く。 [532,552,693]
 - 583-10 電球·電子管自動組立操作員
 - 583-20 電球·電子管製造工
 - 21 電球·電子管組立工
 - 22 電球·電子管排気·封止工
 - 23 電球·電子管仕上工
 - 583-30 電球·電子管部品組立工
- × ガラス管成形工[532-15]、口金プレス工[552-10]

584 被覆電線製造工

電線の撚線作業、ゴム・プラスチック・紙・布・糸などの絶縁体による押出被覆・紙巻き・編組の作業、被鉛・がい(鎧)装の作業に従事するものをいう。

- × 電線の伸線の作業、電線の塗装の作業にもっぱら従事するものを除く。[517,723]
 - 584-10 撚線工
 - 584-20 被覆工
 - 21 ゴム線製造工
 - 22 ビニール・ポリエチレン線製造工
 - 23 紙巻線製造工
 - 584-30 撚合わせ工
 - 584-40 がい(鎧)装工
 - 41 鋼帯がい装工
 - 42 鉄線がい装工
 - 43 被鉛工
 - 44 編組工
- × 伸線工[517-10]、電線めっき工[556-XX]、エナメル被覆工[723-30]

585 半導体製品製造工

半導体材料を物理的・化学的に処理・加工し、個別半導体製品および半導体集積回路を製造する作業に 従事するものをいう。

- × 半導体のウエハーの製造に従事するものを除く。[535]
 - 585-10 半導体チップ製造工
 - 585-20 半導体ダイシング工
 - 585-30 半導体組立工
 - 31 半導体マウント工
 - 32 ワイヤーボンディング工
 - 33 エンキャプエ

- 585-40 半導体封止工
- 585-50 半導体外装処理工
- 585-99 他に分類されない半導体製品製造工
- × 半導体ウエハー製造工[535-20]、プリント基板組立工[589-45]

586 電子応用機械器具組立工

集積回路等を応用する電子応用機器の組立加工・総組立・調整の作業に従事するものをいう。

- × (1)電子機器用部品の組立の作業、束線の作業にもっぱら従事するものを除く。[588,589] (2)電子管、半導体の製造にもっぱら従事するものを除く。[583,585]
 - 586-10 電子計算機組立:調整工
 - 586-20 X線応用装置組立·調整工
 - 586-30 医療用電子機器組立:調整工
 - 586-40 レーザー応用加工機器組立・調整工
 - 586-50 電子複写機組立:調整工
 - 586-60 ファクシミリ組立・調整工
 - 586-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工
- × 電子ビーム溶接機組立工[571-20]、高周波ミシン組立工[571-30]、電子レンジ組立工[587-11]、 電子式計測器組立工[601-10]

587 民生用電子·電気機械器具組立工·修理工

電熱器具·照明器具·電動器具などの民生用電子·電気機械器具(ラジオ·テレビなどを除く)の組立·調整·修理の作業に従事するものをいう。

販売店・サービス店において民生用電子・電気機械器具を取付・修理する作業に従事するものを含む。

- 587-10 電熱·照明器具組立工
 - 11 電熱機器組立工
 - 12 照明器具組立工
- 587-20 電動機応用製品組立工
 - 21 電気冷蔵庫組立工
 - 22 電気洗濯機組立工
 - 23 電気掃除機組立工
 - 24 扇風機·換気扇組立工
 - 25 空調機組立工
- 587-30 民生用電子·電気機械器具修理工
 - 31 家庭用電気製品修理工(販売店・サービス店)
- 587-99 他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工
- × ラジオ組立工[582-22]、テレビジョン組立工[582-23]、電子·電気楽器組立工[719-10]

588 束線工

電気機械器具の配線用線材をあらかじめ規定の寸法に裁断し、束ねてテーピング・チュービングする作業にもっぱら従事するものをいう。

束線されたものにコネクタなどを取付ける付帯作業に従事するものを含む。

- 588-10 束線工(ワイヤー・ハーネス工)
 - 11 電気通信機束線工
 - 12 電子応用機器束線工
 - 13 輸送用機器束線工

Χ

589 その他の電気機械器具組立・修理の職業

581~588 に含まれない電気機械器具の組立・修理の作業に従事するものをいう。

- 589-10 乾電池·蓄電池製造工
 - 11 乾電池製造工
 - 12 蓄電池製造工
- 589-20 記録媒体製造工
 - 21 磁気テープ製造工
 - 22 磁気ディスク製造工
 - 23 光ディスク製造工
 - 24 磁気・IC カード製造工
- 589-30 内燃機関電装品組立工
 - 31 イグニッション・コイル組立工
 - 32 点火プラグ組立工
- 589-40 電子機器部品製造工
 - 41 電子機器用コイル・トランス製造工
 - 42 電子機器用抵抗器製造工
 - 43 電子機器用コンデンサー製造工
 - 44 振動子組立工
 - 45 プリント基板組立工
 - 46 電子機構部品組立工
 - 47 音響部品組立工
- 589-50 特殊電子部品製造工
 - 51 液晶表示部品製造工
 - 52 圧電素子製造工
 - 53 フェライト製品製造工
- 589-60 電気機械器具保守員
 - 61 電子計算機保守員
 - 62 複写機保守員
 - 63 ファクシミリ保守員
 - 64 電子計算機周辺機器保守員
- 589-70 電気機械器具検査工
 - 71 発電機·電動機検査工
 - 72 配電·制御装置検査工
 - 73 電気通信機械器具検査工
 - 74 電子応用機器検査工
 - 75 民生用電子·電気機械器具検査工
 - 76 電子部品検査工
- 589-99 他に分類されない電気機械器具組立・修理の職業

×

59 輸送用機械器具組立・修理の職業

自動車・航空機・鉄道車両・自転車・船舶などの輸送用機械器具またはその部分品の組立・整備・修理の作業に従事するものをいう。

591 自動車組立工

自動車(特殊自動車・二輪自動車を含む)の部品(エンジン・電装品・計器を除く)・車体(ボディ)・車台(シャシー)の組立作業、車体・車台にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ(艤)装する作業にもっぱら従事するものをいう。

- × プレス作業·板金作業·溶接作業にもっぱら従事するものを除く。[552,554,561]
 - 591-10 自動車部品組立工
 - 591-20 自動車車体・車台組立工
 - 591-30 自動車ぎ装組立工
- × 金属プレス工[552-XX]、溶接ロボット運転工[561-40]、自動車エンジン組立工[571-11]、 カーステレオ組立工[582-22]、点火プラグ組立工[589-32]、自動車用計器組立工[601-10]、 自動車内張工[721-23]、自動車塗装工[723-30]

592 自動車整備工

自動車(特殊自動車・自動二輪車を含む)のエンジン・車体・車台・電装品などの点検・整備・修理の作業に 従事するものをいう。

592-10 自動車整備工

- 11 自動車エンジン整備工
- 12 自動車電装品整備工
- 13 自動車タイヤ整備工
- × 自動車板金工[554-13]、自動車解体工[559-99]

593 航空機組立工·整備工

航空機(ヘリコプター・グライダー・飛行船を含む)の機体部品(エンジン・電装品・計器を除く)の組立作業、エンジン・計器類を据付け・取付けて総組立する作業、航空機のぎ(艤)装・整備・修理の作業に従事するものをいう。

- 593-10 航空機部品組立工
- 593-20 航空機総組立工
 - 21 航空機エンジン取付工
- 593-30 航空機ぎ装工
- 593-40 航空機整備工
 - 41 航空機工場整備工
- × 航空機エンジン組立工[571-11]、航空計器組立工[601-10]、航空機内張工[721-22]、 航空機配線工[746-13]

594 鉄道車両組立工・修理工

鉄道・軌道の機関車・客貨車(ケーブルカー・ロープウェーを含む)の台車・車体の組立作業、機械器具・電装品などの取付け作業、車両の修理・整備の作業に従事するものをいう。

- 594-10 車両機械組立工
- 594-20 車両組立工
 - 21 鉄道車両台車組立工
 - 22 鉄道車両車体組立工
- 594-30 車両ぎ装工
 - 31 鉄道車両機器取付工
- 594-40 車両修理工
 - 41 鉄道車両台車・車体修理工
 - 42 鉄道車両機械修理工
- × 旅客車内張工[721-24]、鉄道車両配線工[746-12]、鉄道車両配管工[776-10]

595 自転車組立工・修理工

完成部分品を用いて自転車の総組立または修理の作業に従事するものをいう。

- × 自転車の部品の組立の作業に従事するものを除く。[571]
 - 595-10 自転車組立工
 - 595-20 自転車修理工
- × 自転車部品組立工[571-99]

596 船舶ぎ装工

甲板部のぎ装、舶用機関などを取付ける機関部のぎ装、操舵装置・通信機・計器類などを取付ける電気部のぎ装および通風装置などを取付ける居住部のぎ装の作業に従事するものをいう。

- 596-10 船舶ぎ装工
 - 11 甲板部ぎ装工
 - 12 機関部ぎ装工
 - 13 電気部ぎ装工
 - 14 居住部ぎ装工
- × 造船鉄工[553-13]、船大工[665-10]、船舶内張工[721-21]、船体塗装工[723-30]、船舶配線工[746-11]

599 その他の輸送用機械器具組立・修理の職業

591~596 に含まれない輸送用機械器具の組立・修理の作業に従事するものをいう。

- 599-10 船舶修理工
- 599-20 輸送用機械器具検査工
 - 21 自動車検査工
 - 22 航空機検査工
 - 23 鉄道車両検査工
 - 24 自転車検査工
 - 25 船舶検査工
- 599-99 他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業

×

60 計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業

計量計測機器・時計・光学機械器具の組立・調整・修理の作業およびレンズ・プリズムなどの研磨・調整・ コーティング・はり合わせの作業に従事するものをいう。

601 計量計測機器組立工·修理工

電気計測器・計量器・測定器またはその部分品の組立・調整・修理の作業に従事するものをいう。

- × 電気時計、光学利用の計測機器の組立・修理の作業に従事するものを除く。[602.603]
 - 601-10 電気計測器組立工
 - 11 電気メータ組立工
 - 601-20 計量器·測定器組立工
 - 21 度量衡器組立工
 - 22 温度計組立工
 - 23 圧力計組立工
 - 24 流量計組立工
 - 601-30 計量計測機器調整·修理工
 - 601-99 他に分類されない計量計測機器組立工・修理工
- × 電気時計組立·調整工[602-10]、光学計測機器組立工[603-20]

602 時計組立工・修理工

時計およびメトロノーム・タイムレコーダーなどの類似の機械器具を組立・調整・修理する作業に従事するものをいう。

- × 時計および類似機器の部分品·付属品の製造に従事するものを除く。[551]
 - 602-10 時計組立·調整工
 - 11 ムーブメント組立工
 - 12 外装組立工
 - 602-20 時計類似機器組立:調整工
 - 602-30 時計·時計類似機器修理工
- × 時計歯車工[551-15]、水晶発振子組立工[589-44]、液晶表示部品製造工[589-51]

603 光学機械器具組立工·修理工

双眼鏡·望遠鏡·顕微鏡などの眼鏡(がんきょう)、光測定器·測距機·光分析機などの光学利用の計測器、カメラ・映写機などの光学機械の部分組立·総組立·調整·修理の作業に従事するものをいう。

- × 近視眼用·遠視眼用などのメガネの組立·調整の作業に従事するものを除く。[609]
 - 603-10 眼鏡組立工
 - 11 双眼鏡組立工
 - 12 望遠鏡組立工
 - 13 顕微鏡組立工
 - 603-20 光学計測機器組立工
 - 603-30 光学機械組立工
 - 31 カメラ組立工
 - 32 映写機組立工
 - 603-40 光学機械器具調整工
 - 41 焦点調整工
 - 603-50 光学機械器具修理工
 - 51 カメラ修理工
- × 電子顕微鏡組立工[586-99]、メガネ調整·加工工[609-10]

604 レンズ研磨工・調整工

レンズ・プリズムの荒ずり・砂かけ・研磨・ふき(拭)上げ・心取りの作業に従事するものをいう。

- × レンズ・プリズムのプレス成形作業に従事するものを除く。[532]
 - 604-10 光学レンズエ
 - 11 レンズ荒ずり工
 - 12 レンズ研磨工
 - 13 レンズ心取工
 - 604-20 レンズ表面処理加工工
 - 604-30 レンズ接合工
- × ガラスプレス成形工[532-14]

609 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業

601~604 に含まれない計量計測機器・時計・光学機械器具の組立・修理の作業に従事するものをいう。

- 609-10 メガネ調整・加工工
- 609-20 計量計測機器·光学機械器具検査工
 - 21 計量計測機器検査工
 - 22 時計検査工
 - 23 光学機械器具検査工
 - 24 レンズ検査工
- 609-99 他に分類されない計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業
- × 検眼師[119-99]

61 精穀・製粉・調味食品製造の職業

精穀・製粉の作業、調味料・食品油脂などの製造作業に従事するものをいう。

- × (1)塩·化学調味料を製造する作業に従事するものを除く。〔52 化学製品製造の職業〕
 - (2)製品を包装する作業にもっぱら従事するものを除く。[72 その他の製造・制作の職業]

611 精穀工

米・麦・雑穀を精穀する作業に従事するものをいう。

- 611-10 精穀工
 - 11 精米工
 - 12 精麦工

X

612 製粉工

穀類・豆類・いも類などから穀粉・でん(澱)粉・コーンスターチなどを製造するため、原料の粉砕・沈でん・水洗い・圧搾・ろ(濾)過・乾燥などの作業に従事するものをいう。

- 612-10 製粉工
 - 11 小麦粉製造工
 - 12 でん粉製造工
 - 13 コーンスターチ製造工

× 粉わさび製造工[619-14]、魚粉製造工[627-99]

613 製糖工

甘しょ(蔗)から糖分の圧搾・糖液の濃縮・結晶により粗糖を製造する作業、粗糖を洗糖・溶解・脱色・ろ(濾) 過、再結晶などにより精製する作業、精糖から角砂糖を製造する作業、糖液から氷砂糖・液糖を製造する作 業およびてん(甜)菜からてん菜糖を製造する作業に従事するものをいう。

- 613-10 粗糖製造工
- 613-20 精糖工
- 613-30 角砂糖製造工
- 613-40 氷砂糖·液糖製造工
- 613-50 てん菜糖製造工
- 613-99 他に分類されない製糖工
- × 水あめ製造工[619-99]

614 味そ・しよう油製造工

味そ・しょう油を製造するため、原料の計量・浸せき(漬)・蒸熱・こうじ(麹)造り・食塩溶解・混合・仕込・熟成・調整・こし(漉)機操作・汲み出し・揚げぶね(槽)・圧搾・火入れなどの作業に従事するものをいう。

- 614-10 味そ製造工
 - 11 味そ原料工
 - 12 味そこうじ工
 - 13 味そ仕込工
- 614-20 しょう油製造工
 - 21 しょう油原料工
 - 22 しょう油こうじ工
 - 23 しょう油仕込工
 - 24 しょう油圧搾工
 - 25 しょう油精製工
- × たい味噌製造工[619-99]

615 動植物油脂製造工

動植物油脂を製造するため、前処理・圧搾・抽出・煮沸・蒸留などの採油作業、脱酸・脱色・脱臭などの精製作業およびマーガリンなどの食用油脂製品製造の作業に従事するものをいう。

- 615-10 油脂前処理工
- 615-20 採油工
 - 21 搾油工
 - 22 抽油工
 - 23 蒸油工
- 615-30 食用油脂精製工
- 615-40 食用油脂製品製造工
 - 41 マーガリン製造工
- 615-99 他に分類されない動植物油脂製造工
- × 石けん製造オペレーター[524-10]、油脂製品製造オペレーター[524-30]、バター製造工[625-40]

619 その他の精穀・製粉・調味食品製造の職業

調味料・酵母・配合飼料を製造する作業、その他 611~615 に含まれない精穀・製粉・調味食品製造の作業に従事するものをいう。

- 619-10 調味料製造工(他に分類されないもの)
 - 11 酢製造工
 - 12 ソース製造工
 - 13 マヨネーズ製造工
 - 14 香辛料製造工
 - 15 ジャム製造工
- 619-20 酵母・こうじ製造工(他に分類されないもの)
 - 21 イースト製造工
- 619-30 配合飼料製造工
- 619-99 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造の職業
- × 製塩工[529-20]、味そこうじ工[614-12]、しょう油こうじ工[614-22]、清酒こうじ工[632-15]

62 食料品製造の職業(精穀・製粉・調味食品製造の職業を除く)

めん類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・ふ(麩)・乳・乳製品・精肉・肉製品の製造、かん詰・びん詰などの保存 食料品の製造、水産物の処理加工、その他61に含まれない食料品製造の作業に従事するものをいう。

× 農耕・漁労の作業に従事しながらその延長作業として簡単な加工作業に従事するものを除く。

[43 農業の職業、45 漁業の職業]

621 めん類製造工

うどん・冷麦・そうめん・そば・中華そば・マカロニ・スパゲッティ・はるさめ・ワンタンの皮・シューマイの皮などのめん類を製造するため、原料の仕込み・かくはん(攪拌)・延展・切断・乾燥・仕上げなどの作業に従事するものをいう。

- × 飲食店における製めんの作業、めん類の調理の作業に従事するものを除く。[323,361]
 - 621-10 製めん工
 - 11 製めん機械工
 - 621-20 即席めん類製造工
 - 621-30 はるさめ製造工
 - 621-40 ワンタン・シューマイ皮製造工
 - 621-99 他に分類されないめん類製造工
- × そば屋店主[323-10]、めん類調理人[361-99]

622 パン・菓子製造工

パン・菓子を製造するため、原料の計量・ミキシング・生地づくり・成形・焼成・蒸煮・かま(窯)操作・仕上げ・スライス・冷却・切断などの作業に従事するものをいう。

- × 菓子パンに詰めるジャム·クリームなどの製造作業にもっぱら従事するものを除く。[619,625]
 - 622-10 パン・焼菓子製造工
 - 11 パン生地仕込工
 - 12 パン・焼菓子成形工
 - 13 パン・焼菓子焼成工
 - 622-20 洋生菓子製造工
 - 21 洋生菓子仕込工
 - 22 洋生菓子仕上工
 - 622-30 和生菓子製造工
 - 31 製あん工
 - 32 和生菓子仕上工
 - 622-40 和干菓子製造工
 - 41 せんべい製造工
 - 42 おこし・あられ製造工
 - 43 らくがん製造工
 - 44 豆菓子製造工
 - 622-50 あめ・キャンデー製造工
 - 622-60 チョコレート製造工
 - 622-70 チューインガム製造工
 - 622-99 他に分類されないパン・菓子製造工
- × ピーナッツバター製造工[619-10]、ジャム製造工[619-15]、イースト製造工[619-21]、 水あめ製造工[619-99]、クリーム製造工(乳製品製造)[625-99]、アイスキャンデー製造工[629-99]

623 豆腐・こんにゃく・ふ製造工

豆腐を製造するため、大豆の浸漬磨砕・豆汁の蒸煮・豆乳の絞り・凝固剤の添加・成形などの作業、豆腐の 揚げ・焼きなどの加工作業、こんにゃく・ふ(麩)・湯葉の製造作業に従事するものをいう。

- 623-10 豆腐:同加工食品製造工
 - 11 豆腐製造工
 - 12 充てん(填)豆腐製造工
 - 13 油揚·生揚製造工
 - 14 がんもどき製造工
 - 15 凍豆腐製造工
- 623-20 こんにゃく製造工
- 623-30 ふ製造工
- 623-40 湯葉製造工
- × こんにゃく粉製造工[612-10]、寒天製造工[627-60]、納豆製造工[629-99]

624 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工

かん詰・びん詰・レトルト食品製造のため、原料の調理、調理された原料の充てん・調味液の注入・密封・加熱殺菌・冷却などの作業に従事するものをいう。

- × 乳·乳製品、飲料のかん詰·びん詰の作業に従事するものを除く。[625,632,633,634]
 - 624-10 かん詰・びん詰・レトルト食品調理工
 - 11 水産調理工
 - 12 果実調理工
 - 13 野菜調理工
 - 14 食肉調理工
 - 624-20 かん詰・びん詰工
 - 21 食品充てん工
 - 22 密封工
 - 624-30 殺菌加熱工
 - 624-99 他に分類されないかん詰・びん詰・レトルト食品製造工
- × 牛乳瓶詰工[625-10]、清酒瓶詰工[632-10]、ビール瓶詰工[633-10]、ジュース製造工[634-10]

625 乳·乳製品製造工

飲用乳・粉乳・練乳・バター・チーズなどの乳製品を製造するため、原料の清浄化・均質化・殺菌・濃縮・噴霧・冷却・予温・クリーム分離・クリーム殺菌・クリーム発酵・かくはん(攪拌)、加塩練圧・加温・菌培養・薬品添加・凝固脱水・発酵・型詰圧搾・熟成などの作業に従事するものをいう。

- 625-10 飲用乳製造工
- 625-20 粉乳製造工
- 625-30 練乳製造工
- 625-40 バター製造工
- 625-50 チーズ製造工
- 625-60 乳酸発酵製品製造工
- 625-70 アイスクリーム製造工
- 625-99 他に分類されない乳・乳製品製造工
- × マーガリン製造工[615-41]、ピーナッツバター製造工[619-10]

626 食肉加工品製造工

鳥獣肉から精肉・ハム・ベーコン・ソーセージ・つくだ(佃)煮・くん(燻)製・塩づけなどを製造する作業に従事するものをいう。

- × 鳥獣肉のかん詰·びん詰の製造および魚肉製品の製造に従事するものを除く。[624,627]
 - 626-10 精肉工
 - 626-20 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工

- 21 仕込工(鳥獸肉製品)
- 22 カッター工(肉製品)
- 23 肉詰工(ハム・ソーセージ製造)
- 24 くん煙工(肉製品)
- 25 ボイル工(ハム・ベーコン・ソーセージ製造)
- 626-99 他に分類されない食肉加工品製造工
- × 食肉調理工(缶詰製造)[624-14]、魚肉ソーセージ製造工[627-40]

627 水産物加工工

魚・貝・も(藻)類の調理・乾燥・くん(燻)製・つけ(漬)込・煮熟の作業、水産ねり物を製造するため、原料の選別・調理・磨砕・仕込・成形・蒸し・煮込・焼き・揚げの作業に従事するものをいう。

- × (1)水産物の採捕に従事しながらその延長作業として天日乾燥・煮干などの簡単な加工作業に従事するものを除く。[451,453,454]
 - (2)水産物のかん詰・びん詰の製造作業に従事するものを除く。[624]
 - 627-10 かつお節類製造工
 - 627-20 魚介くん製製造工
 - 627-30 魚介干物製造工
 - 627-40 水産ねり物製造工
 - 41 水産ねり物原料選別工
 - 42 水産ねり物原料調理工
 - 43 水産ねり物すりつぶし工
 - 44 水産ねり物成形工
 - 45 水産ねり物蒸上工
 - 46 水産ねり物焼上工
 - 627-50 こんぶ加工工
 - 627-60 寒天製造工
 - 61 天然寒天製造工
 - 62 工業寒天製造工
 - 627-70 つくだ煮製造工
 - 627-99 他に分類されない水産物加工工
- × 魚介調理工(缶詰製造)[624-11]、牛肉つくだ煮製造工[626-99]、昆布茶製造工[639-10]

628 野菜つけ物工

植物性のつけ(漬)物を作るため、原料の洗浄・細切・脱塩・圧搾脱水・つけ込などの作業に従事するものをいう。

- × つけ物菓子の製造、鳥獣肉・水産物のつけ物の製造作業に従事するものを除く。[622,626,627] 628-10 野菜つけ物工
- × つけ物菓子製造工[622-99]、肉類つけ物工[626-99]、水産物漬物工[627-99]

629 その他の食料品製造の職業

低温·保存食品の製造、惣菜類の調製、その他 621~628 に含まれない食料品製造の作業に従事するものをいう。

- 629-10 低温·保存食品製造工
 - 11 冷凍加工食品製造工
- 629-20 惣菜類調製工
 - 21 弁当調製工
- 629-30 食料品検査工
- 629-99 他に分類されない食料品製造の職業
- × 調理人[361-XX]

63 飲料・たばこ製造の職業

茶・酒類・清涼飲料を製造する作業およびたばこを製造する作業に従事するものをいう。 粉末飲料を製造する作業に従事するものを含む。

- × 乳・乳酸飲料を製造する作業に従事するものを除く。
 - [62 食料品製造の職業(精穀・製粉・調味食品製造の職業を除く)]

631 製茶工

緑茶を製造するため、生茶葉の蒸し・もみ・乾燥などの作業、荒茶のごうくみ(合組)・火入れ・摩擦・選別・ほう(焙)じなどの作業に従事するものをいう。まっ(抹)茶・ひき(碾)茶の製造作業に従事するものを含む。

- 631-10 製茶工
 - 11 荒茶製造工
 - 12 仕上茶製造工
- × 昆布茶製造工[639-10]、インスタントコーヒー製造工[639-11]、麦茶製造工[639-99]

632 清酒製造工

清酒製造のため、精米・浸せき(漬)・蒸米・こうじ(麹)造り・酒母造り・もろみ(醪)造り・酒しばり・おり(滓)引き・ろ(濾)過・火入れ・貯酒・充てんなどの作業に従事するものをいう。

- × 選びん·びん洗いの作業にもっぱら従事するものを除く。[809]
 - 632-10 清酒製造工
 - 11 杜氏
 - 12 清酒こうじ造り主任
 - 13 酒母造り主任
 - 14 清酒もろみ造り主任
 - 15 清酒製造作業員
- × 洗瓶工[809-14]

633 酒類製造工(清酒を除く)

ビール醸造のため、大麦の浸麦・発芽・乾燥・粉砕・仕込・発酵・貯酒・ろ(濾)過・充てんの作業、果実酒製造のため、原料の粉砕・圧搾・発酵・貯酒・混合・充てんなどの作業および蒸留酒・混成酒製造の作業に従事するものをいう。

- × 選びん·びん洗いの作業にもっぱら従事するものを除く。[809]
 - 633-10 ビール製造工
 - 11 製麦工
 - 12 ビール醸造工
 - 633-20 果実酒製造工
 - 21 果実酒仕込工
 - 22 果実酒発酵工
 - 23 果実酒ろ過工
 - 633-30 ウイスキー製造工
 - 31 ブレンド工
 - 633-40 焼ちゅう製造工
 - 41 焼ちゅう蒸留工
 - 633-99 他に分類されない酒類製造工
- × 洗瓶工[809-14]

634 清涼飲料製造工

ジュース・サイダー・コーラ・コーヒー飲料、ミネラルウォーター、茶系飲料などの清涼飲料・し好飲料を製造するため、原料の溶解・抽出・煮沸・冷却・ろ(濾)過・分離・調合・殺菌・充てんの作業に従事するものをいう。

× 洗びん·検びんの作業にもっぱら従事するものを除く。[809]

634-10 清涼飲料製造工

× 乳酸菌飲料製造工[625-60]、粉末ジュース製造工[639-12]、洗瓶工[809-14]

635 たばこ製造工

たばこ製造のため、葉たばこ原料の処理、ケース詰、ケース詰原料の調和・加香・裁刻・乾燥、巻上機・包装機の操作などの作業に従事するものをいう。

635-10 たばこ原料処理工

635-20 たばこ原料加工工

635-30 製品たばこ製造工

635-99 他に分類されないたばこ製造工

×

639 その他の飲料・たばこ製造の職業

粉末飲料の製造の作業、その他631~635に含まれない飲料・たばこ製造の作業に従事するものをいう。

639-10 粉末飲料製造工

11 インスタントコーヒー製造工

12 粉末ジュース製造工

639-20 飲料検査工

639-99 他に分類されない飲料・たばこ製造の職業

× たばこ検査工[635-99]

64 紡織の職業

綿・毛・化学繊維(短繊維)などの各種原繊維を紡いで糸にする作業、糸を織り・編みなどして布・ニット・ レース・つな・あみなどを製造する作業に従事するものをいう。

糸・糸製品を精練・漂白・染色する作業に従事するものを含む。

× 化学繊維の製造作業に従事するものを除く。[52 化学製品製造の職業]

641 粗紡工、精紡工

綿・毛・紡毛・麻・化学繊維(短繊維)の紡績工程中、原繊維の混合・打綿・打毛・りゅう(梳)毛・練条の作業および始紡・間紡・練紡・精紡などの紡糸作業に従事するものをいう。

台持ち・玉揚げの作業に従事するものを含む。

- × 機械の保全・修理の作業、管の運搬の作業にもっぱら従事するものを除く。[572,649]
 - 641-10 混打綿工
 - 641-20 せつりゅう(櫛梳)工
 - 21 コーマーエ
 - 641-30 練条工
 - 641-40 粗紡工
 - 641-50 精紡工
 - 641-60 ガラ紡工
- × 化学繊維紡糸工[523-20]、ガラス繊維製造工[532-20]、紡績機械保全工[572-11]、 トップ工[649-13]、管運搬工(紡績、織物製造)[649-99]

642 合糸工、ねん糸工、加工糸工

合糸機を用いて単糸または糸を合わせて軽くよりをかける作業に従事するもの(合糸工)、ねん(撚)糸機を用いてねん糸を作る作業に従事するもの(ねん糸工)、化学繊維の加工糸を作る作業に従事するもの(加工糸工)をいう。

- × 機械の保全·修理の作業、管の運搬の作業にもっぱら従事するものを除く。[572,649]
 - 642-10 合糸工
 - 642-20 ねん糸工
 - 642-30 合ねん糸工
 - 642-40 加工糸工
- × 撚糸機保全工[572-11]、糸巻工[649-14]、管糸運搬工[649-99]

643 織機準備工

たて(経)糸を巻いた糸巻を枠にかけ、糸を整経ビームに巻き、または整経ビームからチギリに巻取る作業、ビームに巻かれたたて糸をそうこう(綜絖)に引通し、織機のおさ(筬)に通す作業、たて(経)継ぎし、紋型板を取付け、織機の具合を調整する作業に従事するものをいう。

- 643-10 整経工
- 643-20 管巻工
- 643-30 へ(経)通工
 - 31 経継ぎ工
 - 32 タイイングマシン工
- 643-40 はた(機)ごしらえ工
- × 織機保全工[572-11]

644 織布工

広織物・小幅物・帯地・はかま(袴)地・ネクタイ地・帆布地・ホース地・敷物などを製造するため、織機を用いて布を織る作業に従事するものをいう。

644-10 織布工

× 織機保全工[572-11]、整経工[643-10]、フェルト製造工[649-51]

645 精練·漂白工

糸または織布の洗浄·精練·漂白·つや(艶)付け·のり(糊)付け(のりの調整·乾燥を含む)の作業に従事するものをいう。

- × 化学繊維の漂白·洗浄·乾燥の作業に従事するものを除く。[523]
 - 645-10 精練·漂白工
 - 11 精練工
 - 12 漂白工
 - 13 漂白仕上工
- × 化学繊維精練·漂白工[523-31]

646 染色·仕上工

染料の調合の作業、毛・糸・布・ニットの浸染・機械なっ(捺)染・プリント・手なっ染・色留め(蒸し)型置きの作業、のり(糊)作りの作業、樹脂加工などの仕上げ作業に従事するものをいう。

- × 草·つる(蔓)・紙·革などの染色の作業に従事するものを除く。[667.679.701]
 - 646-10 染物職
 - 11 友禅染工
 - 12 染替工
 - 13 ろう染工
 - 14 はく染工
 - 15 絞り染工
 - 646-20 浸染工
 - 21 わた染工
 - 22 糸染工
 - 23 織物染工
 - 24 ニット染工
 - 646-30 なっ染工
 - 31 スクリーンなっ染工
 - 32 型置工
 - 646-40 調色工
 - 646-50 蒸熱·水洗工
 - 646-99 他に分類されない染色・仕上工
- × わら染工[667-30]、い染工[667-50]、紙染工[679-21]、染色用型紙彫刻工[679-22]、製革染色工[701-32]

647 編物工、編立工

編機または編棒を用いて編物(編レースを含む)を作る作業に従事するもの(編物工)、編立機・くつ下編機などを用いてニット生地・製品の編立をする作業に従事するもの(編立工)をいう。

編立生地の修理の作業に従事するものを含む。

- × 編立機の保全·修理の作業にもっぱら従事するものを除く。[572]
 - 647-10 ニット生地編立工
 - 647-20 ニット製品編立工
 - 21 くつ下編工
 - 647-30 機械レース編工

31 レース刺しゅう工

647-40 編機準備工

647-50 手編工

× 編立機保全工[572-11]、刺しゅう工[654-XX]

648 つな・あみ製造工

つな・あみ・なわ・ひもをよる作業、編む作業に従事するものをいう。

× 針金·わら·紙などをよる作業、編む作業に従事するものを除く。[558,667,675]

648-10 つな製造工

648-20 あみ製造工

648-30 なわ製造工

648-40 ひも製造工

× ワイヤーロープ製造工[558-11]、金網編工[558-13]、わらなわ製造工[667-30]、紙ひも製造工[675-20]

649 その他の紡織の職業

製糸の作業、揚返・かせ取の作業、起毛・せん(剪)毛の作業、製綿の作業、その他 641~648 に含まれない紡織の作業に従事するものをいう。

- 649-10 製糸工
 - 11 製糸前処理工
 - 12 紡績前処理工
 - 13 トップ・ケーク保全工
 - 14 糸巻工
- 649-20 揚返工、かせ取工
 - 21 揚返工
 - 22 かせ取工
- 649-30 織布後処理工
 - 31 脱水工
 - 32 起毛工
 - 33 せん毛工
 - 34 ガス焼工
 - 35 整反工
- 649-40 製綿·綿打直工
- 649-50 フェルト・不織布製造工
 - 51 フェルト製造工
 - 52 不織布製造工
- 649-60 紡織検査仕上工
 - 61 糸検査仕上工
 - 62 織布検査仕上工
 - 63 ニット生地検査仕上工
 - 64 レース検査仕上工
- 649-99 他に分類されない紡織の職業

X

65 衣服・繊維製品製造の職業

衣服・帽子・その他の繊維製品および類似品を製造するため、布地の裁断・加工・縫製などの作業に従事するものをいう。

毛皮・なめし革の衣服を裁断・縫製する作業に従事するものを含む。

× 布製袋物を製造する作業に従事するものを除く。[71 装身具等身の回り品製造の職業]

651 婦人·子供服仕立職

婦人・子供服を仕立または修理するため、意匠考案・採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの作業に主として一貫して従事するものをいう。

- × 和服の仕立作業に従事するものを除く。[653]
 - 651-10 婦人·子供服注文仕立職
 - 651-20 婦人·子供既製服仕立工
 - 651-30 婦人服修理工
 - 651-98 洋裁見習
- × 服飾デザイナー[184-40]、和服仕立職[653-10]、婦人·子供服縫製工[655-11]、生地裁断工[656-XX]、 毛皮製婦人コート仕立工[659-30]

652 紳士服仕立職

紳士服を仕立または修理するため、意匠考案・採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの作業に主として 一貫して従事するものをいう。

- 652-10 紳士服注文仕立職
- 652-20 紳士既製服仕立工
- 652-30 紳士服修理工
- 652-98 紳士服仕立見習

× 男子和服仕立職[653-10]、紳士服縫製工[655-12]、生地裁断工[656-XX]、革製ブレザー仕立工[659-30]

653 和服仕立職

長着·羽織·じゅばん(襦袢)·帯·はかま(袴)·和装コート·歌舞伎衣装·能衣装·けさ(袈裟)などの縫製の作業に従事するものをいう。

- 653-10 和服仕立職
 - 11 長着·羽織仕立職
 - 12 はかま仕立職
 - 13 帯仕立職
- 653-98 和裁見習
- × 寝具仕立工[659-50]

654 刺しゅう工

機械または手道具で布地に刺しゅうする作業に従事するものをいう。

- × レース編みの作業に従事するものを除く。[647]
 - 654-10 機械刺しゅう工
 - 654-20 手刺しゅう工
 - 654-30 刺しゅう補修工
- × レース刺しゅう工[647-31]、手編工[647-50]

655 ミシン縫製工

ミシンを用いて布地の接続・穴かがり・ボタンづけ・縁かがりなどの縫製作業に従事するものをいう。

- × 帽子·袋物のミシン縫製作業に従事するものを除く。[659.711]
 - 655-10 衣服ミシン縫製工
 - 11 婦人·子供服縫製工
 - 12 紳士服縫製工
 - 13 シャツ・下着縫製工
 - 14 ニット縫製工
 - 655-20 衣服以外のミシン縫製工
 - 21 キルティング縫製工
 - 22 織布ミシン縫工
 - 655-30 特殊ミシン縫製工
- × 革靴縫製工[702-10]、革縫製工[709-30]、かばん·袋物縫製工[711-12]

656 裁断工

衣服・繊維製品を製造するため、布地の型入れ・裁断の作業に従事するものをいう。

- 656-10 機械裁断工
 - 11 生地引伸工
 - 12 型入れ工
- 656-20 手裁断工
- × 毛皮裁断工(衣服)[659-30]、紙裁断工[679-10]、かばん·袋物裁断工[711-11]

659 その他の衣服・繊維製品製造の職業

衣服の型紙作り、布製帽子の製造、毛皮・なめし革製衣服の仕立、繊維製品の仕上、その他 651~656 に含まれない衣服・繊維製品の製造の作業に従事するものをいう。

- 659-10 パタンナー
- 659-20 帽子製造工
 - 21 製帽工
 - 22 帽子飾付工
- 659-30 皮革製衣服仕立工
- 659-40 カンバス製品製造工
- 659-50 寝具仕立工
- 659-60 繊維製品仕上工
 - 61 繊維製品プレス工
 - 62 繊維製品手仕上工
- 659-70 繊維製品検査工
- 659-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造の職業
- × 服飾デザイナー[184-40]、フェルト帽体工[649-50]、麦わら帽体工[667-41]、革縫製工[709-30]、 革製帽子製造工[709-99]、ファスナー製造工(材質を問わず)[719-99]

66 木・竹・草・つる製品製造の職業

板・角材などを製材する作業、木材チップ・合板を製造する作業、木・竹・草・つるおよびこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品を製造する作業に従事するものをいう。

× いすなどの内張りの作業に従事するものを除く。[72 その他の製造・制作の職業]

661 製材工、チップ製造工

機械のこ(鋸)を用いて原木または木材から木取りする作業、板材・角材・割材を作る作業に従事するもの(製材工)、木材チップを製造するため、原木の皮はぎ・切削、木材チップの選別の作業に従事するもの(チップ製造工)をいう。

- 661-10 原木切断工
- 661-20 鋸機械工
- 661-30 チップ製造工
 - 31 チッパー工
 - 32 チップ選別工
- 661-99 他に分類されない製材工、チップ製造工
- × 木挽工[442-10]、造材作業者[442-20]、かわはぎ作業者(造材)[442-20]、パルプ工[671-10]

662 合板工

原木からはぎ取り機で単板にはぎ取る作業、単板ののり(糊)付・はり合せ・圧着・乾燥・仕上の作業、木質ボードの製作の作業に従事するものをいう。

- 662-10 合板製作工
 - 11 単板製作工
 - 12 調板工
 - 13 合板プレス工
- 662-20 木質ボード製造工
 - 21 蒸煮解繊工
 - 22 削片工
 - 23 プレスエ
- 662-99 他に分類されない合板工
- × 合板検査工[669-52]

663 木工、木彫工

手道具または木工旋盤・木工フライス盤・かんな(鉋)盤などの木工用加工機械を用いて木材を切削加工する作業、鋳物用木型、帽子・くつ(靴)・菓子などの木型を製作する作業に従事するもの(木工)、木材料に文字・絵・像などを彫り刻む作業に従事するもの(木彫工)をいう。

- × のこぎり(鋸)だけを使用する作業、指物·家具·建具の製作に従事するものを除く。[661,664]
 - 663-10 機械木工
 - 11 木工旋盤工
 - 12 木工フライス盤工
 - 13 穴あけ木工
 - 14 木工研磨工
 - 663-20 木型木工
 - 663-30 木彫工
 - 31 人形彫職
 - 32 木版製作工
 - 33 将棋彫駒製作工
 - 663-99 他に分類されない木工、木彫工
- × 彫刻家[181-10]、鋸機械工[661-20]、家具木工[664-20]、建具木工[664-30]、額縁製造工(木製)[664-99]、 船体組立木工[665-10]、印判工[717-10]

664 木製家具・建具製造工

小箱・針箱・たんす(箪笥)・鏡台・机・いすなどの指物・家具または戸・障子などの建具を作るため、木工用 手道具・木工機械などを用いて木材の加工・組立の作業に従事するものをいう。

- × 金属・とう(籐)・き(杞)柳の家具を作る作業に従事するものを除く。[559,667]
 - 664-10 指物職
 - 11 神仏具指物職
 - 664-20 木製家具製造工
 - 21 家具組立工
 - 22 家具金具取付工
 - 664-30 木製建具製造工
 - 664-98 木製家具・建具製造工見習
 - 664-99 他に分類されない木製家具・建具製造工
- × 金属製家具製造工[559-11]、とう製家具製造工[667-11]、いす張工[721-11]、襖貼職[722-10]、 家具塗装工[723-20]

665 船大工

和船・ボート・ヨットなどの木船を製作・修理するため、設計図による現図展開、用材の切削加工、組立、 水止めの作業に従事するものをいう。

- × 用材の切削加工の作業、現図展開の作業にもっぱら従事するものを除く。[663,727]
 - 665-10 船大工
 - 11 ボート製造工
 - 12 ヨット製造工
 - 13 船修理工
- × 船材切さく工[663-10]、造船現図工[727-22]

666 竹細工工

竹製品を製作するため、竹材の加工・編み・組みなどの作業に従事するものをいう。

- 666-10 竹骨製造工
 - 11 せんす骨製造工
 - 12 うちわ骨製造工
 - 13 ちょうちん骨製造工
 - 14 和がさ骨製造工
- 666-20 竹かご・ざる製造工
- 666-30 竹すだれ製造工
- 666-99 他に分類されない竹細工工
- × 釣竿(グラスファイバー製)製造工[699-99]、ほうき製作工(竹製以外のもの)[714-10]、 竹刀製作工[719-45]

667 とう・き柳・草・つる製品製造工

とう(籐)・き(杞)柳、草・茎・つる(蔓)などの製品を製作するため、材料の加工・編み・組みなどの作業に従事するものをいう。

- 667-10 とう製品製造工
 - 11 とう製家具製造工
- 667-20 き柳製品製造工
 - 21 き柳行李製造工
- 667-30 稲わら製品製造工
 - 31 畳床製造工
- 667-40 表わら製品製造工
 - 41 表わら帽体工
- 667-50 い草製品製造工
 - 51 畳表製造工
 - 52 花むしろ製造工
- 667-99 他に分類されないとう・き柳・草・つる製品製造工
- × 竹ぼうき製造工[666-99]、ほうき製作工[714-10]

669 その他の木・竹・草・つる製品製造の職業

木製おけ・たる・曲物・げたなどの製造の作業、木材の薬品処理の作業、その他 661~667 に含まれない木・竹・草・つる製品の製造作業に従事するものをいう。

- 669-10 木製おけ・たる・曲物製造工
 - 11 おけ・たる製造工
 - 12 曲物製造工
- 669-20 げた製造工
- 669-30 木材製品処理工
 - 31 木材防腐処理工
 - 32 木材防虫処理工
- 669-40 木製運動用品製造工
- 669-50 木・竹・草・つる製品検査工
 - 51 木材検査工
 - 52 合板検査工
- 669-99 他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業
- × 船大工[665-10]、バット製造工(野球バット:金属製)[719-40]

67 パルプ・紙・紙製品製造の職業

木材・木材チップ・古紙・古繊維などからパルプを製造する作業、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する作業および紙製品を製造する作業に従事するものをいう。

671 パルプエ、紙料工

パルプ原料木材の蒸解・磨砕・漂白・精選・こう(叩)解の作業、古紙・ぼろなどの原料の選別・離解・除塵・脱墨・漂白の作業およびパルプ抄造機の運転・調整の作業に従事するもの(パルプエ)、紙製造における製紙原料のこう解・配合・調薬・し(篩)別などの作業に従事するもの(紙料工)をいう。

- 671-10 パルプエ
 - 11 蒸解工
 - 12 パルプ磨砕工
 - 13 パルプ漂白工
 - 14 パルプ精選工
 - 15 パルプすき取工
- 671-20 紙料工
 - 21 紙料溶解工
 - 22 紙料調整工
 - 23 紙料調薬工
 - 24 紙料漂白工
- × チップ製造工[661-30]

672 紙すき工

抄紙機械を運転·操作·調整し、または手すき(漉)道具を用いて各種の紙を製造する作業に従事するもの をいう。

- 672-10 抄紙工
- 672-20 抄紙仕上工
- 672-30 紙手すき工
- 672-98 紙手すき工見習
- × 段ボール製造工[673-10]、紙裁断工[679-10]

673 加工紙製造工

段ボールシート・塗工紙・防水紙・変性加工紙などの加工紙を製造する作業に従事するものをいう。

- × 感光紙原紙·感圧紙原紙などに感光剤などを塗布する作業に従事するものを除く。[529]
 - 673-10 段ボール製造工
 - 673-20 塗工紙製造工
 - 21 アート紙製造工
 - 22 コート紙製造工
 - 673-30 防水紙製造工
 - 31 建築用防水紙製造工
 - 32 パラフィン紙製造工
 - 673-40 変性加工紙製造工
 - 41 バルカナイズドファイバー製造工
 - 42 硫酸紙製造工
 - 673-99 他に分類されない加工紙製造工
- × 感光紙製造工[529-32]、感圧紙製造工[529-99]、サンドペーパー製造工[539-40]

674 紙器製造工

紙製の箱・皿・その他の容器、ファイバー製の管・コーンなどを製造する作業に従事するものをいう。

- × 封筒·小型紙袋の製造作業に従事するものおよび紙の裁断の作業にもっぱら従事するものを除く。 [675,679]
 - 674-10 紙箱製造工
 - 11 機械製箱工
 - 12 紙箱手造り工
 - 674-20 大型紙袋製造工
 - 674-30 紙管筒製造工
 - 674-40 紙製食器製造工
 - 674-50 ファイバーチューブ・コーン製造工
 - 674-99 他に分類されない紙器製造工
- × 小型紙袋製造工[675-10]、紙裁断工[679-10]

675 紙製品製造工

紙袋(大型を除く)・封筒・紙ひも・水引・金封・荷札などの紙製品を製造する作業に従事するものをいう。

- 675-10 小型紙袋製造工
 - 11 封筒製造工
 - 12 角底紙袋製造工
 - 13 紙袋手ばり工
- 675-20 紙ひも製造工
- 675-30 水引製品製造工
 - 31 金封製造工
- 675-99 他に分類されない紙製品製造工
- × セメント袋製造工[674-20]

679 その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業

各種の機械·手道具を使用して紙を一定の大きさに裁断·型抜きする作業、紙·紙製品の仕上げ·検査の作業、その他671~675に含まれないパルプ・紙・紙製品製造の作業に従事するものをいう。

- 679-10 紙裁断工
 - 11 紙機械だち工
 - 12 紙手だち工
 - 13 紙型抜き工
 - 14 製本裁断工
- 679-20 紙加工工
 - 21 紙染工
 - 22 型紙彫刻工
- 679-30 紙仕上工:検査工
 - 31 紙巻取工
 - 32 紙ミシン工
 - 33 紙検査工
 - 34 紙器検査工
 - 35 紙製品検査工
- 679-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造の職業

X

68 印刷・製本の職業

製版・印刷(謄写印刷を含む)・製本などの作業に従事するものをいう。

× 木版の製作作業に従事するものを除く。[66 木·竹·草·つる製品製造の職業]

681 文字組版作業員

電算写植機・電子組版機などを使って、原稿を見ながら和洋の印刷活字を配列し、所定の大きさの版に 組む作業に従事するものをいう。

- × 入力用キーボード操作にもっぱら従事するものを除く。[311]
 - 681-10 写真植字機オペレーター
 - 681-20 電算写植機オペレーター
 - 681-30 電子組版機オペレーター
 - 681-99 他に分類されない文字組版作業員
- × タイピスト[311-20]、ワードプロセッサ操作員[311-30]、電子計算機オペレーター[313-10]

682 製版作業員

感光金属薄版に写真を焼きつけて版を作る作業など、各種の方法で印刷用版を製作する作業に従事するものをいう。

製版用フィルムの修正、焼付け、現像、試刷りの作業に従事するものを含む。

- 682-10 製版作業員(電子製版を除く)
 - 11 とっ(凸)版製版作業員
 - 12 オフセット製版作業員
 - 13 グラビア製版作業員
 - 14 スクリーン製版作業員
- 682-20 製版カメラ作業員
 - 21 製版写真修正員
- 682-30 版下製作作業員
 - 31 貼込作業員
- 682-40 電子製版作業員
 - 41 カラースキャナーオペレーター
- 682-99 他に分類されない製版作業員
- × 木版製作工[663-32]

683 印刷作業員

とっ(凸)版印刷機·平版印刷機·おう(凹)版印刷機·スクリーン印刷機などを用いて、紙·金属板、その他セロハン・ビニールなどのシートに印刷する作業に従事するものをいう。

- × 電気回路を印刷する作業、布になっ染する作業、木材に印刷する作業、本の背表紙・革製品などにはく (箔)押しする作業に従事するものを除く。[585,589,646,689]
 - 683-10 とっ(凸)版印刷作業員
 - 683-20 オフセット印刷作業員
 - 683-30 グラビア印刷作業員
 - 683-40 スクリーン印刷作業員
 - 683-50 フォーム印刷作業員
 - 683-60 シール印刷作業員
 - 683-99 他に分類されない印刷作業員
- × ガラス印刷工[536-20]、集積回路印刷工[585-99]、プリント配線工[589-45]、なっ染工[646-30]、 はく(箔)押し作業員[689-30]、木材刷込作業員[689-99]

684 製本作業員

折りたたみ、ちょうあい(丁合)・とじ合わせ・背とじ・表紙はりなどの製本作業に従事するものをいう。

- × 製本裁断の作業、はく(箔)押し作業にもっぱら従事するものを除く。[679,689]
 - 684-10 製本作業員
 - 11 折り作業員
 - 12 丁合作業員
 - 13 製本とじ作業員
 - 14 表紙製造作業員
 - 15 製本仕上作業員
- × 製本裁断工[679-14]、製本箔押作業員[689-30]

689 その他の印刷・製本の職業

印刷物の光沢加工、試刷の校正、はく(箔)押し、その他 681~684 に含まれない印刷・製本の作業に従事するものをいう。

- 689-10 印刷物光沢加工作業員
 - 11 印刷物コーティング加工作業員
 - 12 印刷物樹脂プレス加工作業員
 - 13 印刷物ラミネート加工作業員
- 689-20 校正作業員
- 689-30 はく押し作業員
- 689-40 印刷·製本検査作業員
- 689-99 他に分類されない印刷・製本の職業

X

69 ゴム・プラスチック製品製造の職業

ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品(合成ゴム製品を含む)を製造する作業およびプラスチック製品を成形・加工する作業に従事するものをいう。

691 原料ゴム加工工

ゴムの洗浄・粉砕・素練り・混合・練り・圧延などの作業に従事するものをいう。

- × 合成ゴムを製造する作業に従事するものを除く。[521]
 - 691-10 原料ゴム加工工
 - 11 原料ゴム前処理工
 - 12 原料ゴム薬品配合工
 - 13 原料ゴム練工
 - 14 原料ゴム混合工
 - 15 原料ゴム圧延工
- × ゴム製品成形工[692-10]、エボナイト成形工[692-10]、加硫工[692-30]

692 ゴム製品製造工

タイヤ・チューブ・ホース・ベルト・はき物・医療用品などのゴム製品(合成ゴム製品を含む)を製造するため、成形・加硫の作業に従事するものをいう。

- 692-10 ゴム製品成形工(タイヤ成形を除く)
 - 11 ゴム押出成形工
 - 12 ゴム浸せき(漬)成形工
 - 13 ライニング成形工
 - 14 アセンブル成形工
 - 15 ゴム形付工
- 692-20 タイヤ成形工
- 692-30 加硫工
- 692-99 他に分類されないゴム製品製造工
- × ゴム裁断工[699-20]、ゴム接合工[699-30]

693 プラスチック製品成形・加工工

成形機または手作業によるプラスチックの射出・プレス・押出・吹込みなどの成形作業、プラスチックの 板・棒・管・フィルム・シートなどの切削・研磨・縫合・接合・裁断などの加工作業に従事するものをいう。

- 693-10 プラスチック成形工
 - 11 プラスチック手造り成形工
 - 12 プラスチック射出成形工
 - 13 プラスチック圧縮成形工
 - 14 プラスチック押出成形工
 - 15 プラスチック冷間成形工
 - 16 プラスチック熱成形工
 - 17 プラスチック発泡成形工
- 18 プラスチックロール圧延工
- 693-20 積層成形工
 - 21 プラスチックライニング工
- 693-30 プラスチック切削機械工
 - 31 プラスチック旋盤工
 - 32 プラスチックボール盤工
- 693-40 プラスチック研磨工
 - 41 プラスチックバフみがき工

- 693-50 プラスチック接合工
 - 51 高周波ウェルダー工
 - 52 高周波ミシン工
- 693-60 プラスチック裁断工
- × ゴム接合工[699-30]、原料プラスチック処理工[699-40]、塩ビ樹脂かばん製造工[711-10]

699 その他のゴム・プラスチック製品製造の職業

ゴム・プラスチックの塗布、ゴムの切断・裁断・接合、プラスチック製品の原料処理、その他 691~693 に含まれないゴム・プラスチック製品の製造作業に従事するものをいう。

- × プラスチックの切断·裁断·接合の作業に従事するものを除く。[693]
 - 699-10 ゴム・プラスチック塗布工
 - 11 ゴム・プラスチック防水加工工
 - 699-20 ゴム裁断工
 - 21 ゴム切断工
 - 22 ゴム型抜工
 - 699-30 ゴム接合工
 - 31 ゴム焼付工
 - 32 ゴムはり工
 - 699-40 原料プラスチック処理工
 - 699-50 ゴム・プラスチック製品仕上工・検査工
 - 51 ゴム製品検査工
 - 52 プラスチック製品検査工
 - 699-99 他に分類されないゴム・プラスチック製品製造の職業
- × プラスチック接合工[693-50]

70 革・革製品製造の職業

毛皮・なめし革を製造する作業および各種革製品を製造する作業に従事するものをいう。

× 皮革製の衣服・袋物・運動具の製造作業に従事するものを除く。

[65 衣服・繊維製品製造の職業、71 装身具等身の回り品製造の職業]

701 製革工

毛皮·なめし革を製造するため、原皮·毛皮の水戻し、脱毛、裏ご(漉)し、なめし(鞣)、染め、乾燥、仕上げなどの作業に従事するものをいう。

- × 合成皮革の製造の作業、皮はぎの作業に従事するものを除く。[521,729]
 - 701-10 製革準備工
 - 11 原皮水戻し工
 - 12 製革脱毛工
 - 13 製革裏ごし工
 - 701-20 なめし工
 - 21 皮なめし工
 - 22 毛皮なめし工
 - 701-30 製革仕上工
 - 31 製革裏削工
 - 32 製革染色工
 - 33 製革つや出し工
- × 合成皮革製造工[521-10]、レザー(擬革)製造工[649-99]、獣皮剥工[729-99]、原皮塩蔵工[729-99]

702 靴製造工·修理工

革靴(ケミカルシューズを含む)を製造するため、採寸・裁断・縫製・底付け・かかと付けなどの作業に従事するものをいう。

革靴修理の作業、革・ビニール製のスリッパ・サンダルの製造の作業に従事するものを含む。

- 702-10 革靴製造工
 - 11 革靴採寸·裁断工
 - 12 革靴製甲工
 - 13 革靴底付工
 - 14 革靴仕上工
- 702-20 革靴修理工
- 702-30 革スリッパ製造工
- 702-40 革サンダル製造工
- × 布地スリッパ製造工[659-99]、げた製造工[669-20]、ゴム靴底成形工[692-10]

709 その他の革・革製品製造の職業

革の裁断·打抜き·縫製、革具の加工、その他 701~702 に含まれない革·革製品製造の作業に従事するものをいう。

- × 衣服·靴·袋物·運動具の原料革の裁断·打抜き·縫製の作業に従事するものを除く。[659,702,711,719]
 - 709-10 革裁断工
 - 709-20 革打抜き工
 - 709-30 革縫製工
 - 709-40 革具加工工
 - 41 革ベルト製造工
 - 709-50 革·革製品検査工
 - 51 毛皮選別工

52 靴検査工 709-99 他に分類されない革·革製品製造の職業

× 革裁断工(革製衣服製造)[659-30]、毛皮衣服縫製工[659-30]、皮革製品検査工(衣服)[659-30]、 革裁断工(靴製造)[702-11]、革裁断工(袋物製造)[711-11]、運動具製造工[719-40]、 皮革製品検査工(袋物)[719-70]

71 装身具等身の回り品製造の職業

かばん類・がん具など51~70に含まれない装身具・身の回り品を製造する作業に従事するものをいう。

711 かばん・袋物製造工

各種の材料で、トランク・抱えかばん・ハンドバッグ・財布などのかばん・袋物類の製作、修理の作業に従事するものをいう。

- 711-10 かばん・袋物製造工
 - 11 かばん・袋物裁断工
 - 12 かばん・袋物縫製工
 - 13 かばん・袋物組付・仕上工
- × かばん錠前製造工[559-99]、ファスナー製造工(材質を問わず)[719-99]

712 がん具製造工

各種の材料でがん具の組付・組立・仕上の作業に従事するものをいう。

- × (1)模型の製作作業に従事するものを除く。[718]
 - (2)部分品・付属品の組立・組付を必要としないがん具の製造作業に従事するものを除く。[663,692]
 - 712-10 がん具組立工
 - 11 プラスチックがん具組立工
 - 712-20 人形製造工
 - 21 人形頭師
 - 22 人形胴付師
 - 712-30 がん具際物製造工
 - 712-40 児童用乗物製造工
 - 41 三輪車製造工
 - 42 乳母車製造工
- × 人形彫職[663-31]、ゴムがん具成形工[692-10]、乗物模型製作工[718-13]、人形彩色師[724-99]

713 ちょうちん・うちわ製造工

ちょうちん・うちわ・せんす・和傘の材料の組立・紙はりなどの作業に従事するものをいう。

- × ちょうちん・うちわ・せんす・和傘の骨を製造する作業に従事するものを除く。[666]
 - 713-10 ちょうちん製作工
 - 713-20 うちわ製作工
 - 713-30 せんす製作工
 - 713-40 和傘製作工
 - 713-50 ぼんぼり製作工
- × 竹骨製造工[666-10]、和がさ・ちょうちん・うちわの絵付工[724-99]

714 ほうき・ブラシ製造工

- ほうき・ブラシの材料の精選処理・植毛・刈毛・仕上の作業に従事するものをいう。
- はけ・たわし・棒ブラシの製造作業に従事するものを含む。
- × 竹ぼうき·筆の製造作業に従事するものを除く。[666,719]
 - 714-10 ほうき製作工
 - 714-20 ブラシ製造工
 - 21 歯ブラシ製造工
 - 22 針金ブラシ製造工

23 はけ製造工714-30 たわし製造工

× 竹ぼうき製造工[666-99]、毛筆製造工[719-33]

715 漆器工

漆器のき(素)地加工・漆塗り・とぎ出し・沈金・まき(蒔)絵の作業に従事するものをいう。

× き(素)地作りの作業にもっぱら従事するものを除く。[663.693]

715-10 漆工

- 11 漆器下地塗工
- 12 すり漆工
- 13 漆器つや上工
- 715-20 漆器加飾工
 - 21 沈金師
 - 22 まき絵師
- 715-98 漆器工見習
- × 檜き地工[663-10]、プラスチックき地工(成形)[693-30]

716 貴金属·宝石·甲·角細工工

金・銀・その他の貴金属の切削加工・成形・組立の作業、宝石類の研磨・加工・細工の作業、甲・角・貝類の細工・加工の作業に従事するものをいう。

代用品・模造品によって貴金属・宝石類と同種の製品を製作する作業、甲・角・貝類の模造品の細工・加工の作業に従事するものを含む。

- × (1)水晶発振子の製造の作業に従事するものを除く。[589]
 - (2)ガラス・石・金属・木・竹の細工・加工の作業に従事するものを除く。[532,549,555,663,666]
 - 716-10 貴金属細工加工工
 - 11 貴金属細工師
 - 716-20 宝石細工加工工
 - 21 ダイヤモンド細工工
 - 22 真珠加工工
 - 23 さんご加工工
 - 24 水晶研磨工
 - 716-30 甲・角・貝・きば細工工

× 石細工工[549-10]、彫金工[555-10]、水晶発振子組立工[589-44]、木彫工[663-30]、竹細工工[666-XX]、 水晶印判師[717-10]

717 印判師

印判を作るため、材料に文字などを刻む作業に従事するものをいう。

- 717-10 印判工
 - 11 印判彫刻師
- 717-20 スタンプ製造工
 - 21 ゴム印彫刻工
- 717-98 印判工見習
- × つげ印材製造工[663-10]

718 模型·模造品製作工

金属・木材・竹・紙・プラスチック・布・合成繊維など各種の材料を使用して、各種の模型・マネキン人形・かつら、その他の模造品の製作の作業に従事するものをいう。

- 718-10 模型製作工
 - 11 標本模型製作工
 - 12 食品模型製作工
 - 13 乗物模型製作工
 - 14 地理模型製作工
- 718-20 小道具製作工
- 718-30 マネキン人形製作工
- 718-40 かつら・ヘアピース製作工
- 718-99 他に分類されない模型・模造品製作工
- × 歯科技工士[105-10]、義肢装具士[119-10]

719 その他の装身具等身の回り品製造の職業

各種の材料を使用して楽器(電子・電気楽器を含む)・洋がさ・筆記用具・運動具などの組立・仕上の作業に従事するもの、その他711~718に含まれない装身具等身の回り品製造の作業に従事するものをいう。

- 719-10 楽器製造工
- 719-20 洋がさ製造工
- 719-30 筆記用具製造工
 - 31 万年筆組立工
 - 32 鉛筆製造工
 - 33 毛筆製造工
- 719-40 運動具製造工
 - 41 グローブ製造工
 - 42 ゴルフクラブ製造工
 - 43 スキー板製造工
 - 44 トレーニング器具製造工
 - 45 武道具製造工
- 719-50 喫煙具製造工
 - 51 パイプ・きせる製造工
 - 52 ライター組立工
- 719-60 マッチ製造工
- 719-70 装身具等身の回り品検査工
- 719-99 他に分類されない装身具等身の回り品製造の職業
- × 筆軸製造工[666-99]、木製運動用品製造工[669-40]

72 その他の製造・制作の職業

内張・塗装・製図など51~71に含まれない製造・制作の作業に従事するものをいう。

721 内張工

いす・ソファーなどを製作するため、クッション材などの詰め・ばねの据付・表張材の張りなどの作業、 船舶・航空機・車両の内張り箇所の寸法取り・材料シートの裁断・室内のほろの取付などの作業に従事する ものをいう。

- 721-10 家具類内張工
 - 11 いす張工
 - 12 内張詰物工
- 721-20 乗物内張工
 - 21 船舶内張工
 - 22 航空機内張工
 - 23 自動車内張工
 - 24 旅客車内張工
- 721-30 小箱おおい(被)工
- × 室内装飾工[777-30]

722 表具師

軸物・掛け軸・屏風・額などの表装・裏打ちの作業、ふすま(襖)・障子の紙はりの作業に従事するものをい う。

> 722-10 表具師 722-98 表具師見習

× 壁装工[777-34]

723 塗装工

塗料の調整・き(素)地作り(パテ拾い・めどめ・さび落しなど)・下地塗り・水どき・中塗り・上塗りなどの作 業に従事するものをいう。

はけ塗り、へら塗り、たんぽ塗り、吹付け、刷り込み、転写・まき(蒔)絵はりの作業に従事するものを含む。 × 漆塗り·まき絵の作業に従事するものを除く。[715]

- 723-10 塗装前処理工
 - 11 塗料調合工
 - 12 下地塗工
- 723-20 木工塗装工
- 723-30 金属塗装工
- 723-40 建築塗装工
- 723-50 塗装仕上工 51 塗装着色工
- 723-98 塗装工見習
- 723-99 他に分類されない塗装工
- × 漆塗工[715-10]、ペンキ画工[724-20]、モルタル塗工[774-10]

724 画工、看板制作工

塗料・絵具類の調整、紙・板・カンバス・銅板などへの絵描き・文字書きなどの作業に従事するものをいう。

724-10 画工

11 印刷画工

12 ポスター画工

13 アニメーター

724-20 看板制作工

724-98 画工·看板制作工見習

724-99 他に分類されない画工、看板制作工

× 画家[182-10]、陶磁器画工[536-10]、まき絵師[715-22]

725 写真工

写真の現像・焼付け・引伸しの作業に従事するものをいう。

725-10 写真工

× カメラマン[185-20]、印刷写真工[682-20]

726 製図工、写図工

建設工事・機械製作・造船・その他の目的のために、設計図・その他の図面作成の作業に従事するもの(製図工)、現図写しの作業に従事するもの(写図工)をいう。

726-10 製図工

11 CAD オペレーター

726-20 写図工

× 機械設計技術者[031-XX]、電気設計技術員[034-XX]、建築設計技術者[051-11]、写真工[725-10]

727 現図工

鉄塔・橋りょう(梁)などの鉄鋼構造物、車両などを製作するため、設計図から現図展開する作業および型 板取りする作業に従事するものをいう。

727-10 構造物現図工

727-20 乗物現図工

21 車両現図工

22 造船現図工

23 航空機現図工

727-30 現図型取工

31 鉄鋼現図型取工

727-99 他に分類されない現図工

× けがき工[559-30]

728 包装工

生産工程の延長として製品を保護・保存するため、各種の材料で包装する作業に従事するものをいう。

728-10 機械包装工

728-20 箱詰·袋詰工

728-99 他に分類されない包装工

× こん包工[795-10]

729 他に分類されない製造・制作の職業

721~728に含まれないその他の製造・制作の作業に従事するものをいう。

729-10 映写技士

729-20 製氷工

729-30 と(屠)畜作業員

729-99 他に分類されないその他の製造・制作の職業

× 映画カメラマン[185-30]、アイスキャンデー製造工[629-99]

I-2 定置機関・建設機械運転、電気作業の職業

73 定置機関・機械および建設機械運転の職業

ボイラー・クレーンなどの定置機関・機械および掘削機・整地機などの建設機械の点検・調整・操作・運転の作業に従事するものをいう。

× 定置機関・機械および建設機械の修理・保全に従事するものを除く。

[57 一般機械器具組立・修理の職業]

731 ボイラーオペレーター

蒸気ボイラーの点検・調整・操作・保守の作業に従事するものをいう。

× ボイラー以外の浴場の給湯機および温水器の取扱い作業に従事するものを除く。[354]

731-10 ボイラーオペレーター

731-98 ボイラーオペレーター見習

× 浴場従事者[354-10]、船舶機関員[494-10]

732 クレーン・巻上機運転工

クレーン・巻上機・コンベアの点検・調整・運転の作業に従事するものをいう。

× 索道·エレベーター·エスカレーターの操作·運転の作業に従事するものを除く。[739]

732-10 クレーン運転工

732-20 巻上機運転工

21 ホイスト運転工

22 ウインチ運転工

732-30 コンベア運転工

× エレベーター係[399-50]、ケーブル機関運転工[739-30]

733 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工

ポンプ・ブロワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の作業に従事するものをいう。

× 圧縮ガスの製造の作業、冷凍機・冷凍装置の運転に従事するものを除く。[521,739]

733-10 ポンプ運転工

733-20 空気移送装置運転工

733-30 送風機運転工

31 換気装置運転工

733-40 コンプレッサー運転工

× 冷凍機運転工[739-20]

734 建設用機械運転工

掘削機械・整地機械・舗装機械・しゅんせつ(浚渫)機械などの建設用機械の点検・調整・運転の作業に従事するものをいう。

734-10 建設機械運転工

- 11 掘削機械運転工
- 12 整地機運転工
- 13 くい(杭)打機運転工
- 734-20 舗装機械運転工

21 アスファルト舗装機械運転工

22 コンクリート舗装機械運転工

734-30 しゅんせつ機械運転工

× コンクリートミキサー車運転者[473-13]、フォークリフト運転者[499-10]、 バッチャープラント運転工[538-20]、コンクリート打設機械運転工[739-99]、グラウト工[778-12]

739 その他の定置機関・機械および建設機械運転の職業

731~734 に含まれない定置機関·機械および建設機械の点検·調整·運転およびこれらに関連する作業に従事するものをいう。

739-10 内燃機関運転工

739-20 冷凍機運転工

739-30 ケーブル機関運転工

31 空中ケーブル機関運転工

32 スキーリフト機関運転工

739-40 玉掛工

739-99 他に分類されない定置機関・機械および建設機械運転の職業

502

74 電気作業者

発電・送電・変電・配電の装置の操作・監視・点検・保守の作業、送電線・配電線・通信線の架設・保守の作業、電気通信設備の据付・保守の作業、電灯・電気照明設備などの配線・保守の作業、電気照明装置・電気機械器具の据付・保守などの作業に従事するものをいう。

741 発電員、変電員

発電所・変電所・電気動力室において、発電・送電・変電・配電の装置の操作・監視・点検・保守の作業に従事するものをいう。

- 741-10 発電員
 - 11 水力発電員
 - 12 火力発電員
 - 13 原子力発電員
- 741-20 送電員
- 741-30 変電員
- 741-40 配電員
- 741-50 自家用電気係員

×

742 送電線架線工·敷設工

送電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

- 742-10 送電線架線工:敷設工
 - 11 送電線架線工
 - 12 地中送電線工
- × 電気配線工事作業者[746-10]、鉄道保線員[782-10]

743 配電線架線工·敷設工

配電線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

- 743-10 配電線架線工·敷設工
 - 11 配電線架線工
 - 12 地中配電線工
- × 電気配線工事作業者[746-10]

744 通信線架線工·敷設工

通信線の架設・敷設・接続・保守の作業に従事するものをいう。

- × 屋内の配線工事の作業に従事するものを除く。[745]
 - 744-10 通信線架線工:敷設工
 - 11 屋外通信線架線工
 - 12 地下ケーブル配線工
 - 13 海底ケーブル敷設工
- × 電話機据付·保守工[745-32]

745 電気通信設備工

送信機・受信機・中継装置・電話機・交換機の据付・保守の作業に従事するものをいう。 屋内の配線工事の作業に従事するものを含む。

- 745-10 放送装置据付·保守工
- 745-20 通信装置据付·保守工
- 745-30 電話装置据付·保守工
 - 31 交換機据付·保守工
 - 32 電話機据付·保守工
 - 33 ファクシミリ据付・保守工

X

746 電気工事作業者

電灯・電気照明設備などの配線工事・保守の作業、電気照明装置・電気機械装置の据付・調整・保守の作業 に従事するものをいう。

× エレベーター·エスカレーターの組付作業に従事するものを除く。[571]

- 746-10 電気配線工事作業者
 - 11 船舶配線工
 - 12 鉄道車両配線工
 - 13 航空機配線工
- 746-20 電気工事検査員
- 746-30 産業用電気機械·装置据付工
 - 31 鉄道用電気装置据付保守員
- 746-99 他に分類されない電気工事作業者
- × エレベーター組付工[571-99]、エスカレータ組付工[571-99]、輸送用機器束線工[588-13]、 自動車配線工[591-30]、電話機据付・保守工[745-32]

I-3 採掘・建設・労務の職業

75 採掘の職業

地表・地下・海辺・海底・河床などにおいて各種鉱物を採掘・採取する作業、ダム・トンネルの掘削・掘進の作業、井戸掘削の作業、およびこれに関連する作業に従事するものをいう。

751 採鉱員

採鉱場において、鉱物(原油・アスファルト・可燃性天然ガスを除く)を採取するため、坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する作業に従事するものをいう。

751-10 採鉱員

× 石油採取工[755-31]、支柱員[759-10]、坑内運搬員[759-20]、発破員[759-40]

752 石切出作業者

採石場において、各種石材を切出すため、表土取り・さく岩・石切り・大割りなどの作業に従事するものをいう。

752-10 石切出作業者

- 11 採石大割作業者
- 12 切出石工
- × 石切工[541-20]、庭石採取作業者[753-30]

753 じゃり・砂・粘土採取作業者

採取場において、じゃり・砂・粘土・庭石などを採取する作業に従事するものをいう。

自らもじゃり採取作業に従事するじゃり採取船船長を含む。

× 耐火粘土の採取の作業に従事するものを除く。〔751]

753-10 じゃり・砂採取作業者

753-20 粘土採取作業者

753-30 庭石採取作業者

× 砂鉱採取員[751-10]、耐火粘土採取人[751-10]

754 ダム・トンネル掘削作業者

ダム・トンネルを作るため、さく(鑿)岩機械・器具を用いて、さく岩・掘進の作業に従事するものをいう。

× 発破作業にもっぱら従事するものを除く。[759]

754-10 ダム・トンネル掘削作業者

11 大型掘進機操作員

× 支柱員[759-10]、発破員[759-40]

755 さく井工、石油・天然ガス採取工

石油·天然ガス·温泉(熱水·蒸気)·水を採取するための井戸掘削の作業、地質構造を調査するための試すい(錐)の作業、自噴するものの採油、坑井内にガスを圧入する採油、ポンプによる採油、ガス分離槽・付属圧縮機などを運転して油とガスを分離する作業、これらを大タンクに送り込むなどの作業に従事するものをいう。

755-10 さく井工

- 11 油井ドリラー工
- 12 井戸さく井工
- 755-20 試すい(錐)工
- 755-30 石油・天然ガス採取工
 - 31 石油採取工
 - 32 天然ガス採取工
- 755-99 他に分類されないさく井工、石油・天然ガス採取工

X

759 その他の採掘の職業

坑道の保持強化の作業、坑内における資材・鉱物の運搬作業、選鉱の作業、岩石・鉱物などの発破作業、その他 751~755 に含まれない採掘に関連する作業に従事するものをいう。

建物などの爆破作業に従事するものを含む。

759-10 支柱員

759-20 坑内運搬員

759-30 選鉱員

759-40 発破員

759-50 坑内保守員

759-60 鉱石検定員

759-99 他に分類されない採掘の職業

×

76 建設躯体工事の職業

型枠の組立作業、とび(鳶)・鉄筋組立の作業に従事するものをいう。 × 鉄骨工事の作業に従事するものを除く。〔55 金属加工の職業〕

761 型枠大工

木製および金属製の型枠を用いて、コンクリート流し込み用型枠および支柱の組立・取付・解体の作業 に従事するものをいう。

761-10 型枠大工 11 型枠解体工

× 左官職[774-10]、コンクリート作業員[781-13]

762 とび工

建物の足場組み・建て方・解体、くい(杭)打ち、重量物の運搬、家屋の移動などの作業に従事するものをいう。

762-10 建築とび工 11 鉄骨とび工 762-20 取りこわし作業員 762-98 とび工見習

× 建築鉄工[553-11]

763 鉄筋工

鉄筋の下ごしらえ・組立・結束・切断・屈曲などの作業に従事するものをいう。

763-10 土木鉄筋工 763-20 建築鉄筋工

× 建築鉄工[553-11]、鉄骨とび工[762-11]

77 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)

大工・ブロック積み・タイル張り・屋根ふき・左官・畳の仕立・配管の作業、その他 76 に含まれない建設の作業に従事するものをいう。

× 塗装、建設機械の運転、電気工事の作業に従事するものを除く。

[72 その他の製造・制作の職業、73 定置機関・機械および建設機械の運転の職業、74 電気作業者]

771 大工

家屋などの組立建築のため、現図書き・木取・墨付・刻み・造作加工・建て方・屋根野地下地造り・床張り・壁下地作り・造作取付などの木工作業に従事するものをいう。

× 足場作り・むね(棟)上げ・柱の組立の作業にもっぱら従事する建築とび工を除く。[762]

771-10 建築大工

11 宮大工

771-98 大工見習

771-99 他に分類されない大工

一級(二級)建築士[051-10]、木造建築士[051-10]、指物職[664-10]、家具大工[664-20]、木製建具製造工[664-30]、船大工[665-10]、型枠大工[761-10]、建築とび工[762-10]

772 ブロック積工、タイル張工

コンクリートブロック等を用いて、各種構築物の築造または修理のための積み上げ、目地詰めする作業およびタイル・テラコッタ・石材等を壁・柱・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張付けまたは目地詰めする作業に従事するものをいう。

× ゴム·プラスチック·リノリウムの床張りの作業に従事するものを除く。[777]

772-10 ブロック積工

772-20 タイル張工

21 タイル床・壁張工

22 モザイクタイル張工

772-30 石張工

772-40 れんが積工

41 建築れんが積工

42 築炉工

43 炉修工

772-98 ブロック積工・タイル張工見習

× 石積工[541-60]、リノリウム床張工[777-32]、ゴム・プラスチック床張工[777-33]

773 屋根ふき工

屋根をふ(葺)くため、手もと作業・下ごしらえ・準備・ふきの作業に従事するものをいう。

× 金属材による屋根ふきの作業、もっぱら面戸塗りの作業に従事するものを除く。[554、774]

773-10 かわらふき工

773-20 スレートふき工

773-98 屋根ふき工見習

773-99 他に分類されない屋根ふき工

× トタン屋根葺工[554-11]、面戸塗工[774-30]

774 左官

土・モルタル・プラスタ・漆くい(喰)・人造石等の壁材料を用いて、壁塗り、擬石とぎ出し・みがき出しの作業に従事するものをいう。

× タイル張りの作業、コンクリート練りや充てん作業に従事するものを除く。[772,781]

774-10 左官職

11 左官手元

12 左官吹付工

774-20 木舞工

21 ラス張工

774-30 屋根左官

774-98 左官見習

× タイル張工[772-20]、建築工事防水工[778-11]、コンクリート作業員[781-13]

775 骨工

畳床の仕立て・はめ込み、畳表の取り替え・裏返しの作業に従事するものをいう。

× 畳床·畳表を製作する作業にもっぱら従事するものを除く。[667]

775-10 畳仕立工

11 畳表替工

775-98 畳工見習

× 畳床製造工[667-31]、畳表製造工[667-51]

776 配管工

ガス管·蒸気管·水道管・通風管・輸送管の寸法取り・管曲げ・継手つけ・取付の作業に従事するものをいう。

ビニール管の配管作業に従事するものを含む。

× 土管・コンクリート管の敷設作業、電線管の曲げ・取付の作業に従事するものを除く。[743,744,781]

776-10 配管工

11 ガス配管工

12 スチーム配管工

13 水道配管工

14 配管修理工

776-98 配管工見習

× 地中配電線工[743-12]、地下ケーブル配線工[744-12]、土管配管工[781-11]、 コンクリート管敷設工[781-11]

777 内装仕上工

建物の内装工事を中心に、金属建具の取付作業、ガラスのはめ込作業、室内の床仕上げ・天井仕上げ、壁装の作業に従事するものをいう。

取替え・補修・改修作業に従事するものを含む。

777-10 金属建具取付工

11 金属サッシ取付工

12 シャッター取付工

13 看板取付工

777-20 建具ガラスはめ込工

21 板ガラスはめ込工

22 ステンドグラスはめ込工

777-30 室内装飾工

- 31 じゅうたん張工
- 32 リノリウム床張工
- 33 ゴム・プラスチック床張工
- 34 壁装工
- × 金属製建具製造工[559-12]、木製建具製造工[664-30]、乗物内張工[721-20]

778 防水工

アスファルト材、セメント材、合成樹脂材、高分子ルーフィング材、樹脂接着剤および防水シート等を塗布、ちょう(貼)付、吹付、注入・充填して建築物・土木工作等の漏水防止・止水の作業に従事するものをいう。

778-10 防水工

- 11 建築工事防水工
- 12 土木工事防水工
- × モルタル塗工[774-10]

779 その他の建設の職業

潜水作業、熱絶縁作業、測量作業、その他771~778に含まれない建設の作業に従事するものをいう。

- 779-10 潜水作業者
- 779-20 熱絶縁工
- 779-30 測量作業員
- 779-40 水道工事検査員
 - 41 水道検査員
 - 42 漏水調査員
- 779-99 他に分類されない建設の職業

X

78 土木の職業

建設・土木工事現場における土砂の掘削などの作業、道路舗装作業および鉄道線路工事の作業に従事するものをいう。

× ダムやトンネルの掘削の作業、建設機械の運転の作業に従事するものを除く。

[75 その他の採掘の職業,73 定置機関・機械および建設機械の運転の職業]

781 土木作業者

建設現場または土木工事現場で、土砂の掘削、根切り、埋め戻し、締め固め、コンクリートの練りや充てん、U字溝・土管などの設置・埋設、道路の修築、アスファルト舗装・コンクリート舗装などの作業に従事するものをいう。

- × 石積みの作業、建設機械・舗装機械・コンクリート機械の運転に従事するものを除く。[541,734,739]
 - 781-10 建設·土木作業員
 - 11 土管配管工
 - 12 護岸工事作業員
 - 13 コンクリート作業員
 - 781-20 舗装作業員
 - 21 アスファルト舗装工
 - 22 コンクリート舗装工
 - 23 道路付带設備取付作業員
 - 24 道路区画線設置作業員
 - 781-99 他に分類されない土木作業者
- × 石積工[541-60]、建設機械運転工[734-10]、舗装機械運転工[734-20]、 コンクリート打設機械運転工[739-99]、ダム・トンネル掘削作業者[754-10]

782 鉄道線路工事作業者

鉄道・軌道のレールの敷設・保線の作業に従事するものをいう。

- 782-10 保線工·軌道工
- 782-20 軌条工
- 782-30 軌道舗石作業員
- × 送電線架線工·敷設工[742-10]、通信線架線工·敷設工[744-10]

79 運搬労務の職業

貨物の運搬・積み卸し・配達およびこん(梱)包の作業に従事するものをいう。

791 船内·沿岸荷役作業者

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み、または船舶・はしけからの取卸しの作業、上屋などの荷さばき場への搬入または上屋などの荷さばき場からの搬出および荷さばきの作業に従事するものをいう。

- × フォークリフトの運転、ウインチの運転、陸上荷役の作業および倉庫での荷役作業にもっぱら従事するものを除く。[499,732,792,793]
 - 791-10 船内·沿岸荷役作業者
 - 11 船内荷役作業者
 - 12 沿岸荷役作業者
- × フォークリフト運転者[499-10]、ウインチ運転工[732-22]、陸上荷役作業者[792-XX]、 倉庫作業員[793-10]

792 陸上荷役·運搬作業者

運送店・駅・工場・事業場・住宅などで、貨物・資材・荷物の積み卸し、運搬の作業に従事するものをいう。
< 運材の作業、手回品の運搬の作業に従事するものを除く。[443,794]

- 792-10 運搬作業員
 - 11 工場内運搬作業員
 - 12 市場内運搬作業員
 - 13 土建運搬作業員
 - 14 引越作業員
- 792-20 積卸作業員
 - 21 トラック助手
 - 22 鉱石積込工(坑外)
- × 運材作業者[443-20]、貨物自動車運転者[473-10]、坑内運搬員[759-20]、倉庫作業員[793-10]、 受託配送員[794-10]

793 倉庫作業員

倉庫において、貨物・資材の搬入・搬出、積み卸し、積直し、改梱・詰替えなどの作業に従事するものをいう。

- × 倉庫において、検収・保管・管理の記録などの事務的な作業、倉庫の警備の業務に従事するものを除く。 [272,423]
 - 793-10 倉庫作業員
 - 11 危険品倉庫作業員
 - 12 冷蔵倉庫作業員
- × 倉庫事務員[272-30]、倉庫警備員[423-10]、工場内運搬作業員[792-11]

794 配達員

荷物・商品などを所定の場所へ配達する作業、自動販売機に商品を補充し、料金を回収する作業に従事するものをいう。

× 自動車の運転にもっぱら従事するものを除く。[473]

794-10 受託配送員

794-20 商品配達員

- 21 新聞配達員
- 22 牛乳·乳酸発酵製品配達員
- 23 ルートセールス員
- 24 自動販売機商品補充員
- × 貨物自動車運転者[473-10]、郵便配達員[504-12]

795 荷造工

輸送の目的のため、品物の箱詰・袋詰(小袋詰を除く)・バンド掛け・くぎ打ちなどのこん(梱)包作業に従事するものをいう。

× 包装の作業に従事するものを除く。[728]

795-10 こん包工

- 11 箱詰荷造工
- 12 板わくこん包工
- 13 袋詰こん包工
- 795-20 荷造検査工
- 795-99 他に分類されない荷造工
- × 包装工[728-XX]

80 その他の労務の職業

建物・駅・道路・公園などの清掃の作業、官庁・学校・病院・会社などの雑務の作業および他に分類されない労務の作業に従事するものをいう。

801 清掃員

建物・道路・乗物・公園などの清掃、ごみの取集、防疫・消毒・害虫防除の作業に従事するものをいう。

- × 個人の家庭における掃除の仕事、機械設備の洗浄の作業に従事するものを除く。[341.809]
 - 801-10 清掃作業員
 - 11 ビル内清掃作業員
 - 12 ガラス清掃作業員
 - 13 道路清掃作業員
 - 14 乗物内清掃作業員
 - 801-20 衛生作業員
 - 21 ごみ処理作業員
 - 22 し尿処理作業員
 - 801-30 消毒作業員
 - 31 防疫作業員
 - 32 害虫防除作業員
 - 801-99 他に分類されない清掃員
- × 家政婦(夫)[341-10]、家事手伝[341-20]、機械洗浄工[809-11]、グランド整備員[809-39]

809 他に分類されない労務の職業

機械・設備の洗浄、資材・製品などの選別・整理、官庁・学校・駅・病院・会社などの雑務および他に分類されない労務の作業に従事するものをいう。

- 809-10 産業洗浄工
 - 11 機械洗浄工
 - 12 乗物洗浄工
 - 13 タンク洗浄工
 - 14 容器洗浄工
 - 15 上下水道管渠施設洗浄工
- 809-20 選別工
 - 21 原材料選別工
 - 22 製品選別工
 - 23 洗たく物荷分け工
 - 24 廃品選別整理工
- 809-30 雑務員
 - 31 用務員
 - 32 駅雜務員
 - 33 病院雜務者
 - 34 工場雑務者
 - 35 作業員宿舎雑務者
 - 36 旅館雑務者
 - 37 食堂雜務者
 - 38 公園・ゴルフ場整備員
 - 39 グランド整備員
- 809-99 他に分類されないその他の労務の職業
- × 再生資源回収人[326-10]

JILPT 資料シリーズ No.48 新訂 職業名索引

発行年月日 2008年8月29日

編集·発行 独立行政法人 労働政策研究·研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23 研究調整部研究調整課 TEL 03-5991-5104

印刷·製本 有限会社 太平印刷

©2008 JILPT

*資料シリーズの全文は本機構のホームページで提供しています。 http://www.jil.go.jp/